

第六十七回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会公聴会議録 第一号

昭和四十六年十二月八日(水曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君
理事 金丸 信君
理事 久保 三郎君
理事 門司 亮君
理事 二階堂 進君
理事 中川 嘉美君

委員外の出席者

川崎市立工業高等学校教諭 渡久山長輝君
沖繩及び北方問題に関する特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動

十二月七日
辞任 伊藤惣助丸君
補欠選任 岡本 富夫君

同日
辞任 伊藤惣助丸君
補欠選任 伊藤惣助丸君

同日
岡本 富夫君
補欠選任 伊藤惣助丸君

同日
武部 文君
補欠選任 中谷 鉄也君

同日
二見 伸明君
補欠選任 鳥居 一雄君

同日
鳥居 一雄君
補欠選任 瀬野栄次郎君

同日
中谷 鉄也君
補欠選任 武部 文君

同日
瀬野栄次郎君
補欠選任 二見 伸明君

出席公述人

南方同胞援護会 会長 大浜 信泉君

名古屋大学法学部教授 室井 力君

軍事評論家 久住 忠男君

評論家 藤島 宇内君

評論家 米原 正博君

社団法人日本青年会議所前会頭 吉原 幸男君

同盟本部組織局長 金城 和彦君

都立日本橋高等学校教諭 井護士・自由法曹団幹事 根本 孔衛君

第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第一号)

沖繩平和開発基本法案(細谷治嘉君外十六名提出、衆法第一号)

沖繩における雇用の促進に關する特別措置法案(川俣健二郎君外十六名提出、衆法第三号)

○床次委員長 これより會議を開きます。

内閣提出にかかる沖繩の復興に伴う特別措置に關する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に關する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律案、國家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件、細谷治嘉君外十六名提出にかかる沖繩平和開発基本法案、及び川俣健二郎君外十六名提出にかかる沖繩における雇用の促進に關する特別措置法案、以上の各案件について公聴會に入ります。

本日、御出席願いました公述人は、南方同胞援護会会長大浜信泉君、名古屋大学法学部教授室井力君、軍事評論家久住忠男君、評論家藤島宇内君、社団法人日本青年会議所前会頭米原正博君、同盟本部組織局長吉原幸男君、都立日本橋高等学校教諭金城和彦君、井護士・自由法曹団幹事根本孔衛君、川崎市立工業高等学校教諭渡久山長輝君、以上九名の方でございます。

この際、公述人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

申すまでもなく、これらの案件は、本国会における最も重要な案件でありまして、本特別委員会

といたしましては、連日慎重な審議を続けておるところであります。この機会に広く各界から御意見を拝聴いたしまして、審査の参考といたしたいと存じます次第であります。何とぞ公述人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

議事の順序について申し上げますと、まず御出席の九名の公述人各位から、お一人十五分程度御意見を順次お述べをいただきまして、その後、委員から公述人各位に対して質疑を行なうこととなっております。

なお、念のため申し上げますが、発言する際は、委員長の許可を受けることとなっております。また、公述人は、委員に対して質疑することができないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いします。

それでは、まず最初に、南方同胞援護会会長大浜信泉君にお願いいたします。大浜公述人。

○大浜公述人 多数の公述人がおいでになります。かつ、いまこの委員会には多数の案件が上程されて御審議になられるわけですが、一番最初の発言者でもありますので、私は、ごく総括的に基本的な問題について申し上げます。個々の案件については、ほかの公述人から御意見の陳述があるかと思ひますし、こまかい個々の問題につきましては、後ほど委員の方々の御質疑に対してお答えするという形式で申し上げたいと存じます。

私は、沖繩出身者の一人でもありますし、その關係上、沖繩百万の同胞とともに、沖繩が一日も早く異民族の支配から解放されて本来の姿に立ち戻ることを念願し、この念願の達成のために、個人的にあらゆる機会、あらゆる関係を活用し、さらに先年、沖繩担当大臣である総務長官の森清氏が沖繩の施政権の一角に取り組みまして、全面

返還は無理であろうから、教育権だけでも先に分離して返還してもらったらどうかというところ、教育権の機能的返還論というものを提唱されて、それについて具体案をつくるために諮問機関を設置されて、その座長を私つとめたのであります。その後、佐藤総理が施政権全面返還という角度から取り組むべきだということで、沖縄問題等懇談会という諮問機関を設置されました、そこでも座長をつとめた関係があるのであります。

かように公私の両面にわたって長い間沖縄問題に取り組んでまいりました関係上、来年、一九七二年にいよいよ施政権が返還され、返還の条件として、軍事基地は核抜き本土並みという条件で話がまとまったということについて非常に感無量なるものがあるのであります。実感から申しますと、過去のいろいろの折衝の過程に照らして、よくここまで実現できた、夢が現実化したというようないふくが伴う次第であります。距離を置いて沖縄問題を心情的に観念論的に評論家の立場から論ずる場合にはいろいろなことが申せるのであります、実際にこの問題の解決に取り組むとなると、おのずから二つの前提を置かざるを得ない。この前提から、この問題の取り組みの方向なり解決の限界というものが生まれてくるのではないかとこのことを痛感しておる次第であります。

まず第一の前提条件と申しますのは、沖縄問題は外交交渉によって解決するほかはない、いろいろの集会による決議とかデモ等によっていろいろの主張はなされますけれども、これはむしろ世論の喚起なりあるいは相手方に対する圧力の意味を持ちましょうけれども、結局、解決というものは、やはり外交交渉を持たざるを得ないんだ、ことを覚えて言え、相手方のある問題だということであり、相手方のある問題でありますから、相手方が納得し得る条件でなければ、結局解決はつかない、そこに一つの限界があるんだ、こう思うのであります。

実は一九六七年、昭和四十二年でありましたが、私、ある国際会議の関係で南米に参りました際に、アメリカ合衆国に参りまして約一カ月間滞在して、国務省、国防省、それから上院、下院の沖縄問題に關係する方々に会い、そのほか、ニューヨークの日米協会、ワシントンの日米協会等に話し、その他大学関係の極東問題の専門家に多数の方に会ったのであります。その上、ワシントン・ポストの編集局長、ニューヨーク・タイムズの編集局長に会いまして、沖縄を現状のまま放置するということはアメリカにもためにならない、一日も早く返還すべきである、アメリカがもし日米の協力というのを希望するならば、こういう不自然の姿をいつまでもほっておくということになると、反米感情がだんだん高まるだけで、それは決してアメリカのためにも得策でないと思うので、施政権返還を一日も早く考えるべきじゃないかという角度からアメリカの人々と意見を交換したのであります。

帰ってまいりまして、佐藤総理に私の感触をお伝えしまして、いろいろ抵抗もあるけれども、日本政府がちゃんとした方針を立てて施政権返還交渉を開始されれば必ず窓が開けると思うから、お取り組みになったらどうかというふうに御進言申し上げたのであります。その際に、やはり相当権威ある理論づけというものが必要でありましたし、また、国内世論を喚起し、国民的のコンセンサスというものを形成する必要がある、高次の諮問機関というものを設置されて、その意見を背景にして当たられることが必要じゃないかというので、諮問機関の設置も同時に進言を申し上げたのであります。必ずしも私の進言があったからそのうなったとは申しませんが、沖縄問題等懇談会という諮問機関が設置されて、そこで、結局施政権返還の交渉に当たられるにしましても、一本勝負で、一回の会見だけでこの施政権返還の時期まで、施政権の返還には必ず基地の問題が不可分の問題になるので、基地の態様まで一べんできることは無理であろうから、まず最初は、

施政権を返還するという基本方針について向こうの同意を取りつけた上で、そうして返還の時期、返還後の基地をどうするかというような問題は第二次の会見に回したらどうかということ、その方針で政府も、一九六七年の十一月に佐藤総理が訪米されてジョンソン大統領とお会いになって、ああいうコミュニケが出たのであります。

その後、第二次会見をいつごろにするかということでありましたが、それは私どもの懇談会の意見としましては、この施政権返還の時期は両三年内にあらためて討議するということになっておったのであります。この両三年というのはただ表現をまろくしただけで、具体的には一九六九年というのが目標であったのであります。

なお、第二の前提と申しますのは、この外交交渉にだれが当たるといふところに問題があるのか、こう思うのであります。こういう問題については国内の意見の一致というものが望ましいのであります、沖縄問題については各政党がそれぞれ独自の方針を打ち出しておられるので、政党間の話し合いによって一本の線で統一の路線というものはなかなか困難じゃないか、日本の政治の実情がそうなるおのじやないか、こう観測しますと、やはりこれは自民党内閣が直接この交渉の衝に当たらなければならぬということになるのであります。そうなりますと、おのずから日米関係をどう持つていくかという基本路線の問題があります、具体的には安保条約との関係をどうするかという問題があるのであります、やはりその政府の政策のワク内で解決するということになりますと、おのずからそこに限界が出てくるわけでありまして。

それで、実は第一次会談で、両三年内に施政権返還の時期をきめるという同意を得たのであります、施政権の返還時期をきめる第二次会談に臨むにあたっては、どうしても返還後の基地の問題をどうするかということが関連問題として出てくることになりました。しかし、政党の中にもいろいろ

御議論があるし、また、政府・与党の内部にもいろいろ御議論があつて、意見がまとまりそうにならぬので、私、佐藤総理の了解を得まして、沖縄の軍事基地問題の研究会というものを設置したのであります。これには軍事関係の専門家並びに国際政治の専門家等、おもに大学の先生、それから新聞記者関係の人であります、そういう研究会を持ちまして、一年間にわたって研究をしたのであります。これはもちろん政府の諮問機関じゃありません。新聞の扱いには、私の個人の諮問機関だといふ扱いをしておったのであります、そこで一年間検討を遂げた結果、施政権の返還は一九七二年に時期はすべきである、返還後の軍事基地についてはやはり日本本土並みにする。本土並みということばがいろいろの意味に用いられるのであります、私どもの用いたのは、安保条約並びにその付属交換公文等の適用上何ら特例を設けないという意味であります。これがいわゆる本土には核兵器は持ち込まぬということになっていまして、核抜き、その他の基地のあり方についても、この条約、付属交換文書等の適用上例外を設けない、この意味で本土並みと申しておるのであります。同時に、軍事基地の規模が大きく問題になるわけでありまして、これはやはり順次整理、縮小すべきである、ということが私どもの研究会の結論であつたのであります。

それを政府は取り上げられて、その私どもの研究会の結論をそのまま採用されて、愛知外務大臣がアメリカと折衝されて、日本の主張が大体においてアメリカに承認された、こう申しているのがあります。その意味からいえば、日本の外交の勝利であつたといつてもいいんじゃないか、こう思うのであります。むしろ日本の主張がそのまま容認をされましたけれども、何もこれはアメリカが善意で好意的にそうやったのだというふうに簡単にとるべきものじゃない、やはりアメリカにはアメリカの立場があり、そうすることが結局は得するんだ、施政権を返還することによって多少失うことがあつても他の面においてプラスする面があ

るんだという計算の上に立つてアメリカもあいう結論に達したのじゃないか、こう思うのでありますが、結果においては、とにかく核抜き本土並みで返還協定が一九六九年のニクソン大統領との会談で決定的になりまして、それをもとにして過去一年の間折衝を続けられて返還協定というものが成立し、去る六月の十七日に両国で調印をして、今次の国会で御承認を得た——衆議院の承認は得られておるわけで、これは当然憲法の規定上原案どおりに発効することは既定の事実であります。これが大前提、至上命令になって関係法令の御審議ということになるのか、こう思うのであります。

それで、関係法令について一、二申し上げますと、まず自衛隊が沖縄に進出する関係法令があるのでありますが、自衛隊の進出そのものについては、現地沖縄においてもいろいろな議論があることは承知しておるのであります。しかし、施政権が返還されれば、沖縄の防衛について第一次の責任を負うのは日本のわけでありまして。日本は、自国の防衛のために自衛隊というものを設置しておるのでありますから、沖縄が返還されて日本の憲法の適用下に入る以上は、沖縄の防衛について日本政府が責任を負う、そのために自衛隊が進出するということは当然のことであろうというふうな理解しておるのであります。本土の他の部分を防衛するけれども沖縄だけは防衛しないという差別待遇をさるべき問題ではないかと思うのであります。もともと進出の規模の問題はこれは技術的な問題で、私もいかにとも申し上げられないが、進出そのものには賛成せざるを得ない、こう思うのであります。

なお、自衛隊の機能の面から申しますと、これは防衛の責任のほかに、災害出動だとか治安出動だとか、いろいろの機能があるようでありまして、私、特にこの関連で重視いたしておりますのは災害出動であります。御承知のように沖縄は、台風だとか干ばつだとか、いろいろの自然的災害が多いのであります。ことしも先島方面に非常な

干害があり、また未曾有の台風があったのであります。その際、アメリカ軍が非常に災害出動してくれて、水の運搬だとかあるいは難民の救済とかいうのに当たっておるのであります。施政権が返還後は、そういうことはアメリカ軍にたよるわけにいかないもので、自衛隊がある程度おられれば、そういう際にも災害出動をしてもらえるのじゃないだろうかということ、その意味で、またこの自衛隊の進出は非常に好ましいことだと考えておる次第であります。

なお、公用地等の暫定使用に関する法律案が出て、これが非常に沖縄現地でも物議をかもしておるのであります。これについて簡単に意見を申し上げますと、施政権を返還され、返還協定が実施されれば、返還協定に基づいて、ある一定の地区はアメリカの軍事基地として提供しなければならぬ責任を日本政府が負うておるわけでありまして。なお、自衛隊が進出しますと、自衛隊にやはりある程度の土地が必要でありまして、また、飛行場も日本の管理下に移るので、飛行場の用地というものが必要になりますし、なお、電力公社だとか水道公社というものがやはり相当の土地を使っているわけでありまして、そういうものも施政権が返還されれば、政府の責任において運営するのには土地の確保が必要であります。非常に広範な土地を使用しなければならぬ立場に置かれておるのであります。これは軍用地だけでも現在地主の数が三万七、八千にのぼっておるというふうな聞いておるのであります。やはり地主が各市町村単位で団体をつくり、それが全体が連合体をつくって、連合体でこの取りまとめをして当局と折衝しておるようであります。

それで、これはアメリカとの間にいま締結されている契約を包括的に承継するのじゃなくて、やはり個々の地主との間にあらためて契約を更改しなければならぬということになるのであります。が、何ぶん数が非常に多数にのぼるので、施政権が返還時までに全部の地主と契約の更改をするということは事実上不可能な面もあるかと思うのであ

ります。なお、所有者の不明の土地がやはり使われておりますし、また、地主で軍その他に使用させることに反対する地主も多少ありましよう。しかし、政府としては、ある一定の地区だけは絶対に確保しなければならぬという前提があるので、いま申し上げるような障害等をいろいろ考えますと、やはり施政権返還の時期に、自動的に、機械的にそれだけの土地だけは使用できるという適法な権利を確保することが絶対に必要になるわけであらうと、これは法律上の措置以外には考えられないので、その意味で公用地等の暫定使用に関する法律案というものが立案をされておるように理解するわけであります。

これは、いままでなかった状態に新しい状態をつくり出すということではなしに、二十数年間継続しておる状態、現状をそのまま継続していくというところで、新しい事態を起こすことではない。これは新しく取り上げるのとは違うので、やはりこれはほかの場合とは意味が違ふのじゃないだろうかというふうな考えがあるので、やはりこの法律が通過しなければ大きな支障が起こる。また、法律案としても大体あれ以外に行き道はないのじゃないだろうかというふうな理解をしておるのであります。

なお、この沖縄を日本の国家機構内に編入するにあたって、いろいろな面の特例措置というものが立案されておりますし、また、今後の開発計画等についてもいろいろな法案が上程されておるわけでありまして、これらの諸問題につきましましては、一べん復帰対策要綱というものでまとめられて、これが法案化されたものだとして理解しておるのであります。復帰対策要綱を策定する段階におきましては、日本政府と琉球政府と非常な緊密な連絡をとられて、そしてよく話し合いをされて大体了解を得たものが復帰要綱でまとまってきたもので、それを法文化したのが今回上程された法律の諸法案であるというふうに理解しておるのであります。一部に、どうも沖縄の意思に反して一方的に押しつけるのじゃないかという非難の声も聞く

のでありますけれども、いきさつはそうではなくて、やはり琉球政府に一々説明をして納得のいたった線であらう結論がまとまったものだとして理解しておるのであります。

なお、沖縄の経済開発が大きな問題であります。私の立場から申しますと、開発金融公庫だとかいうように金融的の措置は考えられておりますけれども、経済開発についてはまだ十分の措置が講ぜられておらぬ。開発庁というものができて、そこが中心になって検討していけるのであります。ところが、私は、沖縄の体質を考えると、やはり工業用地の造成だとか、工業用水の確保だとか、そういう先行投資が絶対的に必要なので、そういうことがいまの段階であまり考えられておらぬ。そういう事業をやっていくには、やはり開発事業団みたいなものが必要ではないだろうか。開発庁という官庁機構で、沖縄審議会という会議だけで、はたしてそういう具体的なことがやっていけるか。ここに大きな問題があるのじゃないだろうかということを考えるので、これは将来の問題として考えていただきたいと思うのであります。

なお、軍事基地の規模について、先ほども申し上げたとおり、私も希望していたとおり十分の縮小はなされておらないのであります。これは施政権返還後だんだん縮小されるもので、今回きりというものでもなからうと思っております。なお、一九七五年には国際海洋博開催が大体予定されておるのでありますので、おそらくその関連において、むしろ沖縄が現状のまま国際的の姿をさらけ出すことはどうもぐあいが悪いので、やはり軍事基地を大幅に縮小しなければならぬという必要をアメリカ側が痛感する時期が来るのじゃないだろうか。これはあと二、三年の間の問題であるのであります。そういう時期があらうと思うので、基地の問題は、そういう線に沿ってだんだん解決されていく可能性があるのだ、こう思うのであります。

なお、一九七二年という返還時期についてもい

ろい不満があるのでありますが、実は一九六八年の一月に、私の郷里の石垣島で、ある講演会で、沖縄の施政権返還の時期は大体一九七二年になるのじゃないだろうかというのを申ししたのであります。これがニュースになりまして、非常に閣議の物議の種となり、だいたい議論になったのであります。これは返還時期の可能性の予測ととも、返還時期は七二年ごろが適当であろうという選択が含まれておるのであります。七二年が適当というふうな選択したのは、これは施政権を返還するということがきまりまして、二十数年間、別個の政治圏、行政圏を形成しておるものを解きほぐして日本の国家機構内に編入することでありまして、これは非常にたくさんの立法、行政、財政等の措置が必要でありますので、三年間ぐらい期間を置かなければという準備はできないのだ、急に返ってきたのでは非常に混乱を招くと思ったから、そういう時期を選択したのだ。可能性については、これは国際情勢、アメリカの情勢等との関連問題で、これは私の希望的観測であつたのであります。

とにかく、私の立場から申しますと、自分の観測した希望どおりに時期はきまりました。あと基地の問題については、縮小の程度が十分でないのでは不満の面はありますけれども、これは将来の問題で、全部解決される問題であるのだ。ただ、残る問題は、やはり経済的な開発をどうするかという大きな問題であります。先ほど申し上げましたように、この点は、政府のほうでももう少し熱を入れて考えてほしい、こう思うのであります。

要するに、希望したいことは、予定どおり返還協定が批准されて、施政権の返還が来年の四月一日に実現することが望ましいのであります。それが実現するにたいしていろいろの関連法案が上程されておるわけでありまして、これら法案が十分御審議の上、とにかく今期国会において通過し、沖縄の返還が円滑に行なわれることを切望いたします。一応私の意見を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)
○床次委員長 ありがとうございます。
次に、名古屋大学法学部教授室井力君にお願いいたします。室井公述人。

○室井公述人 室井でございます。
本委員会委員長から、意見を伺って審査の参考にしたいというお話があったわけで、私、それをたいへん希望いたします。きょうの公聴会における公述人の意見は不十分かもしれないけれども、十分に審議して国民の納得のいくようにしてほしいと思います。いろいろ日本では強行採決がはやっておりますので、その点特にお願いしたいと思います。

本委員会にかかっております法律案、いずれもすでに強行採決あるいは変則的に可決になった沖縄協定に關係してありますので、若干沖縄協定そのものについて申し上げておきたいと思つてます。
その内容につきましてはいろいろ議論もありまして、それが、沖縄県というところに非常に広い基地をそのまま承認するという協定であつたと思つてます。また、さまざまな請求権、刑事責任、民事責任を追及しないといふものであつた、占領中の裁判の有効性をはかるとか、あるいはボイス・オブ・アメリカを存続するとかいふような内容を含んでおります。また、たいへん問題で、議論もあるかと思つてます。また、この衆議院における可決手続は、普通ではないような異常なものであつたと思つてます。そういう意味で、この沖縄協定そのものが本来問題であるわけですが、しかし、本日の意見としては、それにはこれ以上触れません。

時間の制約がございますので、あまりいろいろお話し申し上げられませんが、私は、特に公用地等の暫定使用に關する法律案と沖縄振興開発法案について、若干意見を述べようと思つてます。
政府の御説明では、今度の返還協定及びそれに伴う関係法律案による制度は本土並みであるといふことですが、したがって、私は、若干法律を勉強してゐるものですから、法律的地から、本土並

みという視点において、以下若干の意見を述べようと思つてます。
まず、この公用地等暫定使用法律案でございますが、その中でこの法律の対象になるものは、これは現に法律の施行時において、沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供せられてゐる土地または工作物です。これが一体どういう範囲のものなのか。そういえば、日本本土における農地買収のような形においてその範囲が明確であるかどうかは、必ずしもはっきりいたしません。さらに、その対象の第二におきまして、どういふ権限、レヒティーテルでもって、どういふ理由で、現にアメリカ軍がこれを使用しているかという点も全く問うておりません。契約によつて使用しているものもある、あるいは市町村の許可があつたものもあるといふふうないろいろな伝えられておりますけれども、かりに契約によるものでありまして、もおそらく軍政府下の、はつきり申しますと、占領中といつてもいいような状況の中では、契約と申しまして、本土におけるような合意ではなくて、さまざまな間接的、直接的な事実上の強制があつたのではないかとすることが容易に判断できるわけですが、その意味では、現に使用している土地のその使用権原を全く問わないで事実だけを前提にして対象をきめるといふ、こういう法律案については疑問があります。

第二に、この使用の期間でございますが、これは五年をこえない範囲内で政令で定めるようですが、まず第一に、法律上の使用権原を取得するまでの間です。したがって、はつきりしますのは、法律上権原があらうとならうと、今度の法律案が制定されまふと、その法律で一方的に強制使用をするわけですが、

第二に、これは本土並みという見地から申しますたいへん違つてゐる点がございます。日米安保条約及び地位協定の実施に伴う土地等使用特別措置法がございますが、この法律自体いろいろ問題がありますけれども、それはきょうは問ひません。ただ、現在本土で行なわれている地位協定の

実施に伴う特別措置法におきましても、附則の二項で、九十日以内に通知して六月をこえない期間において一時使用をするとなつております。暫定使用ではございません。一時使用です。それがこの法律案では、五年になる可能性も法律上はあるわけですが、これをもしも本土並みと申しますならば、一体全体、本土と沖縄県における強制使用の期間をこのように違えてゐるのはどういふ合理的根拠があるのか、法律的には理解できないわけですが、

第三に、この法律案で沖縄県の土地等を使用する主体でございます。主体は、第一にはアメリカ軍です。これは沖縄県の面積に比して非常に大きな規模の基地を持つてゐる現実です。それをそのまま承認するわけですから、本土におけるアメリカ軍の基地とは相対的に非常に違った性質のもの、換言いたしますと、むしろ軍事基地の中の沖縄といふ状況があるわけですが、この点は量的に申しまして本土並みとは申せません。

第二に、主体は自衛隊です。これはすでに指摘されておりますように全く新しいものです。わが国内法では土地収用法、さらに公共用地の取得に關する特別措置法がございます。こういう法律で収用ができるかどうか議論が分かれてゐます。防衛庁筋では、現行収用法の三条三十一号でできるのだといふ意見もございまして、これはほとんど問題にならない。と申しますのは、現行法が旧法から変わったときに、軍事用の施設を公益事業として公共用地の取得ができるという規定を廃したからです。今回の法律案によつて、したがって、一挙に、従来本土で自衛隊が、国内法上土地の強制使用ができなかつたことを沖縄県でこれを可能にするわけですが、これは本土並みではなくて、本土と違つた状況を沖縄につくる、つまり、沖縄においては現行憲法体制の国内法体系をつくつがえすものではないかという疑問があります。これは政治的にはアメリカ軍にかわつて自衛隊が沖縄に配備されるという意味があるのでありますが、法律的には非常に新しい異常な現象です。

時間がございませんが、あと手続の問題ですが、これも今度の法律案では、地位協定によるものよりもずっと簡略になっております。地位協定によるものでは協議をする義務がありまして、協議が成立しないときに、九十日以内に行政庁が、土地等の所在、種類、数量、使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知するとなっています。これはこの法律ではそういう協議はしないのでして、しかも一方的に防衛施設庁長官が告示をすれば、そこで強制使用权が法律上発生するという仕組みです。そして法律の施行後に使用する者が、つまり自衛隊とかその他の者が、土地の区域または工作物及び使用方法を通知するという構成です。協議というものは、この場合この法律におきましては、補償についてのみ承認されています。また、強制使用の告示とが、強制使用权について

第三に、本土並みと申しますが、日米安保条約及び地位協定に伴うさまざまな制度のもとで、本土をまず前提にいたしましたも、この法律案による内容は、現在の本土における内容よりも一歩進んでいる内容である。その意味で本土並みとは決していえない。むしろ法律上は、本土並みどころじゃなく、本土よりもより強いアメリカ軍なり自衛隊に對する配慮が含まれているというふうについてよく思います。

時間がございませんから、あと簡単にもう一つ、この法律の沖縄振興開発法のほうにまいります。

さらに、さまざまな特典が十二条以下十八条に規定してございます。こういう特典も、中小企業者に対するものではなくて一般の事業主体に対するものである場合には、本土における従来の三十年代以降の経済成長政策の破綻あるいはその矛盾

は、沖縄のことに触れまして、アメリカはすいぶん御損なことをやっておられる、軍事基地が沖縄において必要であることは私も認める、しかし、必要のない施政権などを行使されて、ずいぶん損をしておられる、早く施政権は返還されるべきじや

なかろうかという話をいたしましたところ、たいへん魅力的な話をする人だ、日本政府からは、しかし君、そんな話は聞いたことない、こういうお話でございまして、それはアメリカ側の勉強が足りないからじゃないですか、こういう話をしたことがありません。

それから十年近くの日子がたったわけですが、ここで考えますのは、国際情勢の変化、軍事技術の発展あるいは諸情勢の変化という、この十年間の情勢の動きであります。アメリカの持っている海外基地というものは、戦後の非常な特徴をなしている国際政治学上の問題であります。この海外基地の持つべき機能から考えないで、この情勢に対する正しい認識は得られないのではないかと考えるものであります。

学者の説によりますと、海外基地というものが第二次大戦以後持つております第一次的な機能といたしましては、次の七つに分けられております。

第一の機能は、直接かつ明白なる戦略核抑止力であります。第二の機能は、間接的かつ暗黙的な抑止力であります。第三の機能は、第五の機能としましては軍事力の誇示、デモンストレーション、第六番目の機能といたしましては同盟関係の強化、結合、最後の機能といたしましては、戦争の根源並びにその規模拡大のコントロール、これが第一の第一次機能とされております。

申すまでもなく、第二次機能としましては、政治的、外交的、経済的、社会的、いろんな問題がこれにまつてくるわけでありまして、

こういうふうに分けてまいりましたが、この七つの機能のうち、現在沖縄におきましてはどの程度の機能が残っており、今後どのようになるうとしておるかという問題でございまして、

第一の機能である戦略核抑止力の機能がすでに沖縄においては消滅しておることは、アメリカ政府の発表によりまして明らかであります。軍事技術上の進歩からいいますと、万人の認めると

ころでございまして、

第二の暗黙の抑止力、これには戦術、核などが含まれますが、これも私の見るところでは、一九六九年十一月二十一日の佐藤・ニクソン共同声明によりまして、完全にアメリカは放棄したと考えるわけでありまして、このときにこういう声明を出したアメリカの意図は、日本政府からの強いあるいは日本国民からの強い要望を受け入れたという面もありましたけれども、ことしになってわれわれがはたとひざをたたいたのは、これはやはり米中接近への一つの最初の布石であったということも認識してまいったわけでありまして、そういう点からいいますと、第二の機能というものは現実的にあるいは政策的に放棄されているというのが、私の基本的な認識でございまして、

その次にあげました三つのこと、地域防衛、介入、デモンストレーションといったような問題は、かつての朝鮮戦争とか台湾海峡の戦闘とか、最近ではベトナム戦争といったような問題について、アメリカがしばしば沖縄を利用したことは事実でございまして、しかし、それはすでに過去のものになっておるといえるのが、現実の国際情勢ではなかろうかと存する次第であります。

そこで、残りしたのは、あと二つございまして、先ほど申しました同盟関係の結合並びに抑止力、全般的な抑止力ということでありまして、これを専門的に言いますと、戦争の根源並びにその規模拡大のコントロールと、こういうことに相なるわけでございます。そういう点でございまして、それならば、そういうふうに関連して東アジアの国際情勢がわってきた関係の極東並びに東アジアの国際情勢を、おまえはどのように判断をしておるかというふうに言われると思うのであります。

御承知のように、ベトナム戦争はすでに事実上の自然消滅の段階に入っております。これにはいろんな議論があると思いますが、事実がこれを証明しておると考えるわけでありまして、朝鮮半島におきましては、去る六日、韓国政府が非常事態宣言を突如として布告するという事態が証明しており

ますように、安定するがごとく不安定であるがごとく、緊張緩和に向かうがごとく、突如として緊張状態が増大するといったような事態が現実でございまして、これをもって極東方面は平和であるということには相ならないと考えるわけでありまして、より問題になりますのは、さらに奥地のほうに目を転じますと、中ソ国境方面におきましては、周恩来中国首相の言明によりまして、ソビエトは国境線に百万の大軍を集め、モンゴル共和国には三十万の兵力を配置しておるといふことであります。これに對しまして中国側も、すでに兵力にしまして五十個師団、人間の数にしまして百万に近い大軍を北部中国に配置いたしましたので、ソビエトに對峙するがまゝを示しておるといふことも、隠れもない事実であると思っております。

台湾海峡の情勢につきましては、最近の国際情勢の変化もありまして、これが従来のような武力解放とか軍事力による解決といった方向に向かつていないかというところは、希望的観測もあるかも知れませんが、ほぼそういうふうに見えていいるのではないかと考えるわけでありまして、これを一々こまかく申し上げる時間はありませんけれども、このように見えてまいりますと、大体われわれの日本、沖縄をめぐる国際情勢は、なお流動的であるといわざるを得ないのであります。流動的な国際情勢の中で、われわれの対処する最も安全にして堅実な方策は何かということでありまして、結論的に申しますと、少なくともここ三年は、現在の状況に大きな変革を加えないで、じつとこの情勢の動きを見守ることが最も賢明なやり方ではないかと考えるわけでありまして、

ところが、沖縄の情勢に目を転じますと、だからといって、沖縄にあるアメリカ軍の軍事基地が、今後五年も十年も現在と全く同じような状況になければならぬかと、あるいはそういうふううにきままっているとか、そういうふううに断定することは、やはり現実的ではないかと思っております。ニクソン・ドクトリンはともかくといたしまして、アメリカ政府当局は、現在では、将来を憶

測することはできないかというのをはつきり言う。これはまた当然でありますけれども、だからといって、われわれは、沖縄にある基地がいつまでも現状のように、現地の人の非常な不満のもとに、また先ほど来お話がありましたように、非常に広い範囲にわたって置かれていっているというふうにきめてかかることも、やはり非現実的であるといわざるを得ない。それはどわれわれの住んでいる世界は変化のさなかにあるわけでありまして、

そこで、この法律案でありますけれども、これには一応五年という年限が定められておりますけれども、こういう変化の中にあるものでありますので、五年は一応の期限として暫定的にこういうふうにするということでありまして、私は、いま申しましたような国際情勢の動き、また、この時代の流れというものを考えまして、この法律案に賛成するものでございまして、

ただ、この法律案に賛成すると申しましたけれども、これにはいろんな希望を申し述べさせていただく必要があることは申すまでもありません。この種の一部国民の私権を制限するような法律は、やたらとこれを振り回すということが不適当であることは申すまでもありません。しかし、冒頭に申しましたように、この法律案の持つておる重要な国際的意義ということもあるわけでありまして、単なる国内の社会施設、公共施設などとは、若干別個の性格を持つております。でき得べくんば、この法律を行使する前に、地主の皆さまと政府の間に円満なる契約が成立いたしましたので、円滑にこの問題が進展することを希望してやまないのであります。この法律案は万が一の場合の歯どめというふうに考えていただくのが、この段階において最も必要なことではないかと思っております。

また、基地の縮小、整理等に関しましては、私は、昨年の十月に、安全保障問題懇談会の名におきまして、政府へ提言を發表いたしました。そのときに提言いたしましたのは、アメリカの現地の責任者等との非公式の話し合いによって得られま

す。

また、基地の縮小、整理等に関しましては、私は、昨年の十月に、安全保障問題懇談会の名におきまして、政府へ提言を發表いたしました。そのときに提言いたしましたのは、アメリカの現地の責任者等との非公式の話し合いによって得られま

す。

した感に基きましていろいろ提案を出しましたが、現在、A、B、C表といわれておるところに載っているものについては相当不満を持っており、現実においてやむを得ないという認識も持っているわけであり、このときの感から申しますと、あの軍事基地は要らないから返せといったふうに高飛車に出たのでは、アメリカ側を説得することは全く不可能である。どういうふうなアプローチをするかという点、経済開発あるいは民生安定、社会の福祉向上といったような理由から、この基地は今後はどういうふうに使うんだという具体的な資料をそろえて、これによってアメリカに要求するという方向でなければ、とうていアメリカとしては、自分自身では非常に価値があり重要であると考えておる基地でございまして、これをこちら側の言うとおりの単純に手放すということは不可能であるという認識を強くしたわけであり、今後、これから基地の縮小、整理につきましては、日本側は、いま言ったような線で、条理を尽くして、資料を整備いたしましたので、この基地縮小という問題について熱心に取り組むという点も、この法律案等に対して賛成する条件としてつけ加えたいわけでございます。そういうことでございまして、沖縄の基地の返還そのものについては将来は必ずしも暗くないという認識を、この段階においてわれわれは持つ必要があると考えるわけであり、

最後に、この基地の返還に関連しまして、わが自衛隊が現地に派遣されるという点に政府は計画をしておられますので、それについて若干触れてみたいと思っております。

自衛隊が日本領土に返ってまいります沖縄に配備されることは、基本的にいいまして当然であり、全く妥当なものであると考えるわけであり、しかし、その手続等につきましては、いろいろ賛否両論があるという点は、これまた当然であらうと思っております。

そこで、こまかいことはともかくいたしまして、この自衛隊配備計画等につきまして、防衛庁

あたりからいろいろな形でときどき発表されますが、その発表のしかた等につきましては、国民にややもすると誤解を受けやしないかというような形のものもときどきあるわけでありまして、原則として、あくまでも住民感情を慎重に考慮していただきまして、できるだけ住民の完全な理解を得ることによって、この歴史的な返還に伴う自衛隊の配備を円滑に実施されんことを希望してやまないわけであり、

冒頭にも申しましたように、この沖縄の施政権返還は、わが国の戦後の外交においては最も重大な案件であらうと考えるわけであり、これを審議されます国会におかれましては、さらに慎重審議の上、この最後の焦点となります法律案等を可決していただき、一日も早く沖縄の施政権返還が実現されることを祈って、私の公述を終わることにいたします。(拍手)

○床次委員長 ありがとうございます。

次に、評論家藤島宇内君にお願いいたします。

藤島公述人。私は、沖縄返還協定並びにそれに伴う国内法案、これのすべてに絶対反対をするという立場から公述したいと思っております。

反対といいますが、これは単に反対の意見だから反対というわけではなくて、これまで政府がやってきたいろいろな条約的な措置あるいは国内法の措置、そういうものすべてに政府みずから違反して踏みにじっているという性格をこの法案が持っているというふうにいえるんじゃないかと思っております。特にこの関連諸法案の中で問題にしたいのは、軍用地の強制収用の法案です。この法案を見ますと、まずこの法案で土地を継続使用するというやり方は、この法律でできればその日から、「この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することが出来る」というふうに一方的にきめてしまっているわけですから、そこには、土地の所有者が意見を言う権利は全然認められていないと思っております。それからさらに、それを防衛施設庁が一方

的に官報で告示をする。地主に対してはそのあとで一片の通知をすればよろしいということになっておるわけですから、さきに、小笠原返還協定の際に、それに伴う措置法ができましたけれども、あの悪法ですら、土地を使用する場合は、当該土地の区域並びに使用の方法及び期間、そういうものを所有者に通知することになっておるんですね。しかし、この法案の場合には一切そういうことも必要ない。だから、小笠原特別措置法以上のひどい法案である。所有者の基本的権利は全然認められていないというふうに言っているんじゃないかと思っております。

本来ならば政府は、佐藤・ニクソン共同声明並びに愛知外相のそれに関する声明、また愛知外相のここの五月十五日の国会答弁、それからこの間強行採決をしました沖縄返還協定そのもの、これらのことをとらえてみて、この沖縄の米軍基地を継続使用するためには、日米安保条約並びにそれに関連する諸取りきめに基づいてやるということは、はっきりいわれているわけですね。それはあらためて読み上げるまでもないと思っておりますけれども、佐藤・ニクソン共同声明では第七項でそれを明白にしております。それから愛知外相のあの当時の、佐藤・ニクソン共同声明をつくられたあとの説明でも、それは明白に言っているところで、愛知外相の説明の第六項、第七項、たとえば第六項で、「これらの基地は復帰後は、本土と同様に、すべて安保条約に基づく施設区域として地位協定に従い日米間の合意によって使用を許されるのであります。従って既存の米軍基地がそのままだと存続するのではないことは自明の理であります」というふうな愛知外相の説明しているわけですから、で、「ここにいう「関連取決め」とは安保条約とともに国会の承認を受けている条約第六条の実施に関する交換公文、すなわち事前協議の取決めとか、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文及び地位協定をさすのであります。」つまり地位協定をさすということは、これは明白なんです。

すね。これは政府自身が繰り返し繰り返し言ってきたところなんです。ここの五月十五日にも愛知外相は国会でそれをはっきり言っているわけですから、もし沖縄の米軍基地が継続使用されるときには、本土で昭和二十七年に第一次安保条約が締結されたときのように、当時のやり方は地位協定第二項(4)、それに基づいてやらなければならぬことになるわけですね。つまり日米合同委員会が締結した個別的な土地提供の契約をしなければならぬ、そういう手続を経て初めて継続使用することが出来るわけですね。それからさらに、それを自衛隊がまた使用しようという場合には、一たんそういうふうにして米軍基地として継続使用することになったものを、今度はまたいろいろ法の拡張解釈というものを現在やっているわけですが、地位協定の第二項第四項とかあるいは第三項というふうなものを曲解した形で自衛隊に現在共同使用させているという本土のやり方、こういうものでもとるよりしようがないわけですね。ところが、沖縄に関しては、一切、政府自身が、佐藤・ニクソン共同声明に基づいて沖縄返還をするんだ、それに基づいて沖縄返還協定をつくるんだ、で、強行採決までやってのけた。それにすら違反しているというものを、軍用地使用の特別法でやろうとしているということなんです。

この法律の内容を見ますと、三つの点がありますが、一つは、いま言いました米軍基地の継続使用という問題です。この米軍基地の継続使用は、さっき言いましたように、地位協定の、本来ならば、本土並みにやるならば、地位協定第二項第一項(4)に基づいて日米合同委員会が協定をつくらなければならぬ。それをやるのが正当な本土並みであるわけですね。それでもし地主との間に折り合いがつかないならば、地位協定に付属する特別法の附則の第二項第二項でいっているように、無理やり使用としても約六カ月の使用しかできないのです。にもかかわらず、この法案では、一方的に、そういう地主との協議もなしに、その十倍に当

たる五年間という使用を設定しているわけですが。しかもその五年間という期間の間に「当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間」です。それから、その五年間の間に土地を米軍なり自衛隊のものにあつたため権原を取得する形にしてしまおうということも考えられている。つまり永久使用ということになるわけですが。現に小笠原の場合、やはり五年間ということがあったようです。けれども、これはこの七月に「一ぺん期限が切れたんでは」ところが、この期限が切れる前に自衛隊の使用という形にすでに権利を取得してしまっているんです。そういうやり方をおそらく沖縄にとつてもやるだろうと思われのです。すでに政府も、この間の管弁で、自衛隊の基地は沖縄において拡大するんだ、自衛隊の基地はつきり国会でも明言しているありさまで。

それからさらに、自衛隊との関係を考えてみますと、今日、日本の本土では自衛隊が土地を強制収用する法律というものはないわけですが。昭和二十六年の五月二十五日に土地収用法が建設委員会に上つたこと、それが政府は「そのとき、この会議にかけられたことがありますが、そのときにこういふふうな答弁を政府はやってるわけですが。『従来の規定におきましては、国防、その他軍事に関する事業、それから皇室陵墓の建造ないしは神社の建設に関する事業が、公益事業の一つとして上つておりますが、これは戦前の軍国主義時代のことで、新憲法のもとにおきまして、当然不適当であると考えられますので、これは廃止することにいたしております。』これをちゃんと土地収用法を制定するときに言っているわけですが。

後に昭和二十八年の十二月十八日に法制局がちょっとゆがんだ解釈を出したことがあります。それは「土地収用法第三号の解釈について」というのですが、これは保安隊の土地使用という問題だったわけですが。法制局は、保安隊の訓練のため設置する演習場は、土地収用法第三号第三一に掲げる施設に該当するか」という問題提起に対して「お尋ねの問題は、積極に解する。」と

言っております。その理由としては「土地収用法第三号は、同条に列挙する各号の一に該当するものに関する事業をもつて同法により土地を収用し、又は使用することのできる公共の利益となる事業とし、その第三一に『国……が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設』を掲げている。ところで、保安隊において保安隊の訓練のために設置する演習場は、第一に国が設置する施設であることはいうまでもなく、また、第二に保安隊の訓練が、保安隊の事務であることが明らかである以上、国が、直接その事務の用に供する施設であることも疑問の余地がない。したがつてお尋ねの演習場は、土地収用法第三号第三一の施設に該当するものとすることができ、このように一つ一つの曲解をやつてのけたんです。

しかし、その後土後収用法の改正案が審議されたとき、昭和三十一年五月二十二日の建設委員会では、河野一郎国務大臣がこういふ答弁をしていました。「ただいま御指摘になりましたように、『公共の』という条件がついております。軍施設を『公共の』の範囲に入れることは適当でない、これはもう社会通念にかなうかとか私は思います。そういうことに反したものでないかについてこれをやることは適当でない、こういうふうに私は解釈しております。」というふうな明快な答弁が出てくるわけですが。ですから、現在本土においては、自衛隊は土地収用法によって強制収用することもできていません。また、米軍の特別法を使うことも収用する法律というものは本土にはないわけですが。それを今度の沖縄に関する強制的な軍用地収用法では新たに「こういふことなんだ」という問題が第三に、公共用地の取得、使用継続という問題があります。これについては、現在本土では土地収用法によってやられているわけですが、しかし、この土地収用法はいろいろな手続があり、訴えることもできるでしょうし、また自治体が問

入って代執行をやるといふふうなことです。から、自治体の権限というものをそこに入れていくわけですが。それから土地の収用委員会の裁定というものもあります。いろいろなことがそこに出てくるわけですが。しかし、今度の沖縄に関するこの強制的な土地収用法では、そういうもの一切なしで、公共土地の取得に際してもやはりアメリカの軍の命令をそのまま引き継いだ形で一方的に取得することになっているわけですが。

そういう点から見ますと、この法案は、明らかに憲法に保障された沖縄県民の基本的な人権を非常にたくさん角度から踏みつけている、一種の憲法違反のかたまりのような法案だと言つてもいいんじゃないかと思つてます。たとえば第九條、戦争放棄、軍備及び交戦権の否認というこの憲法の基本の問題、これに違反している。それから第十一條の基本的な人権の享有、これにも違反しているわけですが。それから第十四條の法の下の平等、この条項にも違反しているわけですが。あるいは第十八條の奴隷的拘束及び苦役からの自由という、これにも違反していると言えらるかもしれません。明らかに、一方的に意思を踏みにじられていくことは、これは奴隷的拘束と言つてもいいと思ふのです。それから第二十九條の財産権の否定、これもはっきり言えると思ふのです。それから第三十一條の法定の手続の保障、これも一切否定されているわけですが。それから第九十五條の特別法に関する住民投票、これにも違反している。それから第九十九條の憲法尊重擁護の義務、これにも違反している。そのいふふうなもので、これまで第二次大戦後の本土における法体系からは想像を絶するようなとんでもない法律が、ここにつくられていっているわけですが。

それで、一体なぜこんなものを沖縄に對してわざわざつくろうとしているのかという問題なんです。それは、実は沖縄だけの問題ではないように思ふのです。といいますのは、昭和二十九年の七月二十六日に、日米合同委員会、地位協定の第二條第一項(a)に基づいて、本土における米軍基地の使用というものが、提供というものが、設定のための協定をつくつてきたわけですが。来年、その二十年目に当たります。ところが、民法六百四條によりますと、『質貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス』とあるのです。『若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ質貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス』というふうに明示されているわけですが。そうしますと、来年には、本土における米軍基地が、すべて異議を申し立てれば不法な占拠ということになってくるわけですが。おそれ、政府の考えとしては、本土における米軍基地のことも当然考えに入っていると申すのです。そして、その前に沖縄において本土法として、つまり日本政府の法律としてこういう返還協定に伴う特別収用法をつくつてしまふ。そうしますと、これは日本政府の法体系の中にそういうものができるわけですから、当然本土の基地に對しても、それと同様な強制収用の法律が出てくる可能性が現在考えられるわけですが。おそれ、出てくるだろうと思ふのです。

それから、それだけではないのです。つい最近の国会答弁によりますと、土地収用法そのものの解釈変更ということも法制局はやり出しているわけですが。つまり、この五年という期限が切れた以後は土地収用法でやれるんだということを政府は言ひ出している。ところが、そういう法制局の見解は、三十九年五月二十二日の河野一郎国務大臣の答弁とも明らかに違反している。それから、その答弁に基づいて現在までやつてきた自衛隊の本土における土地取得の方法とも明らかに違つていっているわけですが。それからまた、昭和二十六年五月二十五日の土地収用法が提案されたときの提案理由、これも明らかに違つてきているわけですが。そういうふうにして、こういう法案がまたや強制採決されるんではないかというおそれが出てきているわけですが、そういう法案の本質というのは、まだ国会でも十分に討議されているとはいへません。国会というものは国民の主権を實現

二条第一項(a)に基づいて、本土における米軍基地の使用というものが、提供というものが、設定のための協定をつくつてきたわけですが。来年、その二十年目に当たります。ところが、民法六百四條によりますと、『質貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス』とあるのです。『若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ質貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス』というふうに明示されているわけですが。そうしますと、来年には、本土における米軍基地が、すべて異議を申し立てれば不法な占拠ということになってくるわけですが。おそれ、政府の考えとしては、本土における米軍基地のことも当然考えに入っていると申すのです。そして、その前に沖縄において本土法として、つまり日本政府の法律としてこういう返還協定に伴う特別収用法をつくつてしまふ。そうしますと、これは日本政府の法体系の中にそういうものができるわけですから、当然本土の基地に對しても、それと同様な強制収用の法律が出てくる可能性が現在考えられるわけですが。おそれ、出てくるだろうと思ふのです。

する場所なんであり。一九六五年の日韓条約のとき、私はやはり公述人に出たのですけれども、あのとき、政府系の調査機関がやりました世論調査によっても、国民の過半数は、日韓条約に反対ないしはわからないという状態であったのです。にもかかわらず強行採決が行なわれた。で、この沖繩返還協定、また今度の軍用地の強制収用法案、これについても、国民の反対ないしはわからないというふうな状態を無視して、強行採決がこの前行なわれたし、また行なわれるのではないかと、この点で非常に懸念を持っているわけなんです。

終わります。(拍手)

○床次委員長 ありがとうございます。

次に、社団法人日本青年会議所前会頭米原正博君にお願いいたします。米原公述人。

○米原公述人 御紹介いただきました米原であり。私は、本委員会の委員をしております日本共産党の米原親のおいでありますが、本日は賛成の立場に立って話をさせていただきますと思っております。

本日、私は三つの点から見解を述べたいと思っております。

先月初め、私は国際青年会議所の世界会議に出席するためにアメリカに参りました。一年ぶりで渡米いたしました。その際体験したアメリカの現況における経済界の深刻な不況、これはほんとうに全く目をおおいたくなるようなものがございます。昨年この時期に渡米した際には、こんなになろうとは思わなかっただけに、いわばほんとうに絶望感のようなものがアメリカの国内に蔓延している、末期的な産業界の症状というものをあつちこつちに見せられ、非常にあ然としたしました。

日米財界人会議で米側の中心的な役割りを果たしておりますケンドール・ペブシコーラ会長の話をその際に聞いたわけですが、もうその話の中には、米国のいままでの誇りとか威信というものをかなぐり捨てたような、国際協力をただ口

に出して、日本を初め他の先進国に強力に開発の援助をしてほしい、協力してやってほしい、こう言っている姿というのを見ると、アメリカもほんとうに困っているんだという認識に立たざるを得ませんでした。

私は一経済人として、国際交流に微力を尽くしてきたつもりでおりますが、とりわけ日米関係の現況というのにたいへん深い懸念と関心を持つものであります。繊維交渉、資本と貿易の自由化、円切り上げ問題をはじめ、日米間にある数多くの経済問題は、現在あらゆる日本の産業分野において、むずかしく、きびしく、たいへん深刻になる一方で、現在新しい前向きな姿勢というものがなかなか見出せないままに、暗くて長い冬を迎えようとしているのが現状だと言っても過言ではないと思っております。

このような日米関係の中にあつて、ただ一つと言つてもよいくらい希望の光を与えてくれているのが沖繩返還協定という事業であります。私は、日米両国の交流において、これが米国の善意であると期待するもので、この返還協定を期して待つものであります。

今回の沖繩返還協定の内容については、私も日本人から見て一〇〇%十分な満足を得ないものである、得たものではないというものも考えられます。VOAの問題や基地縮小問題等、問題点は幾つか見受けることができますが、事は敗戦国日本といふものが悲願としてこれまで訴え続けた沖繩の施政権の返還というものを、曲がりなりにも相手国である米國がいま承認してくれよう、承認したという事実というものは、二十数年間異民族の施政権下において、人権問題をはじめ幾多の苦悩を味わってきた沖繩の同胞、いや日本人にとって、たいへん意義のあることだと率直に評価したいと思つております。基地の全面撤去をはじめ、すべての懸案事項というものが解決されない限り、返還時期が幾らずれてもかまわない、協定のやり直しをしるという意見を出された公述人が先般の那覇における公聴会でありましたが、全く非現実的

な、沖繩県民の大勢を理解していない小教意見であると考へます。

私は過去における沖繩県民のこうむつた幾つかの犠牲は、施政権が及ばなかったがために強く言えなかった、そういつたむなしさが相当部分を占めていたということを考へてみると、確かに、基地反対運動を起して基地の機能を不能にすることはできるかも知れませんが、せっかく話し合いつけて、施政権をまず返還するというところまで約束を取りつけたのであるから、返してもうものはとにかく返してしまつて、所有権移転というものを行なつてしまつて、そのあとで一つ一つ今度は国内問題として解決に当たること自身が最も現実的ではないかと考へるものであります。

さらに、私は、現在返還期日というものがまだはっきり明示されておられませんけれども、この際、一刻も早く協定批准を行なつて、明年の四月一日復帰実現といえるような朗報を早く聞きたいというこを念願している一人であります。

次は、本沖繩・北方問題特別委員会が討論の公用地等暫定使用に関する法律案に対する見解であります。

先ほど藤島公述人から、憲法違反のかたまりであるとか、民法六百四条に照らしてまでのお話がありましたが、私は経営者でありますので、法律の専門家ではございませんので、同法案の逐一的な詳細については公述は避けませんが、できることならこのような特殊な法案はないほうがよいということとであります。しかしながら、沖繩返還協定の中の前提条件として、基地の提供ということがうたわれております。返還協定を満足させるためには基地の提供が必要でありますし、基地を提供するためには土地を確保しなければならぬ。逆に言えば、土地が確保できなければ基地提供は確実になりませんし、基地が提供されなければ現実には沖繩は返つてこないという方程式が成り立っているわけでありまして、したがつて、もし返還実施と同時にすべての公用地として必要な部分の、提供してもらう部分の私有地が政府との間に賃貸契約が締

結できるとするならば、何ら問題は起こらないはずであります。

しかし、現実には、基地提供の地主の数が三万数千人といわれ、不在地主も多いというのを聞きしました。どうしても全員との契約完了というところを行なうまでには、事務的に見て数年を必要とするという現実論を理解することができません。

私は、戦後二十六年間にわたつて、軍政下で父祖伝来の土地を接収されている地主の各位の気持ちというものは、ほんとうに察するに余りあるというものがあつて、ほんとうに願わくは、沖繩全土の明るい未来を築く施政権返還のために、暫定的に私権の満足を得ていただく。そして現実には、地主各位が十分の満足のいくだけの補償をその期間受けられることによって、しばらくの間しんぼうしていただきたいと考へるものであります。

私は、現在の米中交流をはじめとするアジアにおけるアメリカの駐留軍の削減の進め方等からして、先ほど久住公述人も申しましたけれども、この沖繩という地域の基地としての重要性は、遠からず失われていくと考へるものであります。現在沖繩の一二%を占めるといわれる基地面積も、次々に縮小するということが大勢であるということは常識的にも判断ができます。もしも私自身がアメリカの国防長官だったら、もうこの時点において二分の一に一本に沖繩の基地なんかなくなつてもいいとあきらまわない、あるいはなくなつてもいいというぐらゐなことを言い切つてもあたりまえであるという米國の実情を私は知つておるからであります。さきの米國における上院外交委員会においても、米中問題をはじめ極東情勢の動向を見ると、沖繩基地をどうするかは情勢待ちだといつてゐる実態からして、旬日を出さずしてこの基地というものは縮小されていくと考へられます。

また一方、この問題に関連して自衛隊の配備についての是非が出ていますが、私は現在の自衛隊の現状を認識してみますと、この沖繩という地域

がわが国土の最南端の地域に当たりますだけに、最小限度の防衛力というものをそこに機能として持っておくということは当然なことと考えるものであります。しかしながら、現在の米軍基地を全部将来自衛隊に転換する、継承するという飛躍的な考え方があるとするならば、私は反対せざるを得ません。

このようにして、公用地の暫定使用の問題を見ると、結論として言えることは、沖縄返還実現のためにやむを得ずこの法案を認めていくべきである、しかし、五年という暫定期間はいかにともども長過ぎやしないか。国際情勢の変化の速度というものを考えてみますと、せめてこれを一年でも、二年でも、三年でも縮めていくというぐらいい修正でもしていけないかというのを提言したいと思う次第であります。何とか暫定的に時間を短縮してでもこの特別措置法案を成立させていたでいて、早期返還を実現すべきであると考えられているのであります。昨日来の新聞等を拝見していただいておりますと、一方でこの修正の反対であるとか、また一方で強行採決といったような話があり、またもやもやと私の耳に入ってきてまいります。(そういうことは「と」呼ぶ者あり) そういうことはいいけれども、修正すべきものは十分に審議をさせていただいて、修正すべきものは修正していただいて、あるいはこの原案として十分の審議の上に関連法案を成立させていただきたい、そして早期の実現をはかっていただきたいというのを切望するものであります。

第三番目の点として、私は、沖縄振興開発に対する要望を申し上げたいと思います。

昨日、本特別委員会の連合審査会において、山中長官より一応二・五％の切り上げを想定しているとの発表されました。しかし、私は、たいへん個人的な考えではあります、とても二・五％では円切り上げはおさまらないだろう、おそらく円切り上げ幅が一五％から一七％ぐらいの間、変動幅が二、三％、米ドル切り下げ幅が五％内外は最低覚悟しなければならぬように考えております。

す。

昨日もこの件で沖縄の経営者の方々と話し合いをしましたが、みなたいへん不安を持っていることがわかりました。というのは、私どもと違って、彼ら中小企業の経営者は、現在ドルのみで商売しております。復帰の時期が長くなればなるほど現在の不況がさらに深刻になると、ほんとうに心配しております。そのほか一つ一つを取り上げている時間もございせんけれども、私は、現在わが国の産業界が置かれている不況感がさらに現実となる、現実的な姿となつて押し寄せてくる来年というものを考え合わせてみると、現在まで考えられていた、また民間企業の進出を大きく期待して作成されてきた振興計画というものは、根本的に考え直していかなければならないように思っています。

高度な成長にささえられて過剰な設備投資に走った昨年までは異なつて、これからの開発は、従来全国各府県に施行されてきた地域開発に伴う特別措置法を沖縄県に適用していくというだけでは、とうてい企業経営に携わる者としての魅力ある開発地域として沖縄を考えることはできないわけであり、特に水資源に恵まれず、電力エネルギーもなく、土地も狭く、人的資源の保証もない島国であるとしたら、何を求めて生産的な産業が進出するのでしょうか。まして公害を持ち込むようなおそれのある企業が、あの美しい空と海の沖縄に適するはずありません。本土並みということは聞かえはよいが、従来の概念による物質中心主義の方式の開発を適用することは、ほんとうに沖縄の繁栄をささえるとは思えないのであります。

ここ数年間、私どもは民間人として毎回の沖縄経済振興懇談会に参加し、また一方、現地の企業経営に携わる人々と何回となく交流を重ねてまいりました。初めは意思疎通の十分でなかったこともありましたけれども、現在ではたいへん復帰の期待に燃えたすばらしい人材が育つてきております。私は、まず何にも増して、彼らに新しい希望

を与えるだけの施策を明年早急に行なわなければならない。しかし、残念ながら、現在の産業界の不況の回復を沖縄県復帰までに期待することはたいへんむずかしい。長年苦勞された沖縄の県民に本土復帰のよさというものを、何か具体的に与えてあげたい、そうしなければならぬという観点に立つて考えるときに、さきに決定されて推進されております海洋博覧会もたいへんけっこうな計画であると思ひますけれども、それにも増して、沖縄のために、県民の要望を十分に取り入れた産業、文化施設等の積極的な誘致を早急に実現する必要があると考えます。また、新しい沖縄の産業の主力に知識産業、情報産業、自然開発産業などの分野が大きく芽ばえていく土壌をつくり上げるのができるように協力することこそ、新しい沖縄経済開発ではないでしょうか。

沖縄には、二十六年の軍政下において得た貴重な資産として、最も豊かな国際的な順応性を持った日本人が比率として最も多い県であるはずであります。このような資産を生かすためにも、総合的な東南アジアへの窓口、沖縄としての幾つかの構想も早期に実現させてあげべきだと考える次第であります。現今のまま経過して、なだれ込みで復帰が行なわれたとしたならば、あとは知らないというのでは済まされません。沖縄県民のかかえているほんとうの不安はこのあたりにあるかもしれぬという話を聞くにつけ、一刻も早く返還を実現し、具体的な沖縄開発を手がけるべきだと痛切に感じる次第でございます。

何とぞ、関係各位の皆さまの突りある沖縄振興に協力していただき、よりよき沖縄返還の実現にできるだけの協力を惜しまないつもりでおります。

以上、三点について見解を述べさせていただきました。公述を終わらせていただきます。(拍手)
○床次委員長 ありがとうございます。
次に、同盟本部組織局長吉原幸男君にお願いいたします。吉原公述人。

○吉原公述人 同盟組織局長の吉原でございます。公述に先立ちまして、私は初めに私の立場を明らかにしておきたいと思ひます。私の場合は、民社党からの推薦によりまして公述をすることになったわけでございますけれども、私の所属いたしております同盟からは実は正式に同盟代表というふうな形で推薦をされているわけではございません。したがって、これから私が申し述べます意見につきましては、そのすべてが同盟の公の見解ということではなくて、かなり多くが私の個人的な見解にも当たろうかと思ひわけであります。この点前もつてお断わりを申し上げておきたいと思ひます。

さて、過日現地沖縄で開かれました公聴会に続きまして、本日開かれることになりましたこの公聴会について、私はまず初めにこの公聴会の開催時期について大なる不満と疑問を抱くものでございまして、何ゆゑに衆議院沖縄返還協定特別委員会が開催されておる審議の過程にこの公聴会が開かれなかったのか。すでに今国会最大の課題であります沖縄返還協定が衆議院本会議を通過したこの段階におきまして開かれますこの公聴会に、私は非常に大きな憤りを抱くわけでございます。何かしらこの公聴会には形式的な雰囲気すら感じられるものであります。私はこの機会に強くきびしく抗議の意思を表明をいたしておきたいと思ひわけでございます。

なお、本件に関しましては私の所感を申し述べますと、このおくれは、野党各党の側にも一半の責任はなしとは言えないかと思ひわけでございますけれども、何といつてもその最大の責任は、返還協定の批准に向けてしやにむに国会の審議を急いできた政府・自民党の側に大きく基因をしておると思ひます。換言すれば、政府・与党にとつてとかく風当たりの強いこの沖縄問題であるだけに、初めからこの種国民のなまの声を聞く公聴会などあまり重視をしていなかったのではないかと、単なる邪推ではなくて、私にはそ

のように思われてならないわけでございます。それは、過日の衆議院沖縄返還協定特別委員会における強行採決にもこうした傾向の一端を見ることが出来るかと思うのであります。初め、国政参加で選ばれた沖縄選出議員の発言を認め、全く審議不十分なまま強引に採決されたことの暴挙は、われわれ一般国民の立場から考えてみても、断じて許すことのできない一大不祥事であったというふうに私は考えます。私は、このことにつきましても、あらためてここに強い憤りをこめて抗議の意思を明らかにしておきたいと思うわけでございます。

さて、これから公述いたします私のおもな意見の柱は、一つは、沖縄返還協定にかかる疑問点の解明を求める問題であり、そしていま一つは、復帰に伴う沖縄県民の復帰不安に対する解消の問題でありまして、以下その要点を端的に申し述べまして、特に政府・与党の側の太いなる反省と復帰に備える万全の対策の確立に最善の努力を傾注されるよう強く要求したいと思うわけでございます。

まず、沖縄返還協定についてありますが、私も同盟は、沖縄の祖国復帰にあたって、すでに四年前の四十二年から、現地沖縄の労働者の諸君とも一体となりまして、いわゆる核抜き本土並み返還の方針を打ち出し、自來一貫して、民社党その他私どもと志を同じくする多くの諸団体と提携をいたしまして、この基調での国民合意の形成に幅広く国民運動を展開いたしましてきたところでございまして、いままおこの大原則の実現を心底から強く主張いたしておりますことは言うまでもないところでございます。

しかしながら、本年六月に調印されました沖縄返還協定は、私どもの主張とは大きく相違して、本来協定の根幹ともいべき核抜き本土並み返還がきわめてあいまいなものとなっており、しかもこの点に對する多くの疑問点の解明は、残念ながら、これまで国会における果敢の政府の答弁や声明を見ましても、われわれ国民を納得さ

せる明快な答えとなっていないと思うわけでございます。

したがって、私は、すでに民社党をはじめ野党各党からこれらの疑問点は繰り返して鋭く追及されておる事柄ではございませうけれども、あえて私どもが最大の疑問点といたしております核抜きの確認とその保証、基地縮小に取り組む政府姿勢とそれのプログラム、さらにはV.O.A撤去に対する具体的な取り組みの、以上三つの要点につきまして、すみやかに政府が責任ある回答を国民の前に明らかにされるようにここに強く要求したいと思ふわけでありまして、一方、私は野党各党に對しなにも、本日から衆議院のほうで開かれることになっておるようでございますけれども、この参議院の段階におきましても、より徹底的な論議を通じてこれらの疑点を余すところなく追及されますように、あらためて野党各党に對ししても強く要求をいたしたいと思ふわけでございます。

幸い、さきの衆議院本会議で不満足ながら非核並びに基地縮小に関する決議が採択されておる事柄でもございまして、これが厳重な監視は言うまでもございせんが、これをいけば一つの足がかりにして、文字どおりの核抜き完全本土並みの復帰が実現をいたしますように、重ねて強く要望いたしておきたいと思ふわけでございます。

次に、私の意見の第二の柱であります沖縄県民の復帰不安解消についてでございますけれども、私も同盟は、この点につきましても核抜き本土並み返還の主張と軌を一にいたしまして、ここ数年、いわゆる豊かな沖縄の復帰に向けて、ここ数年、私も自身数回にわたる調査団を現地沖縄に派遣をいたしました。そのほか現地の差別代表者会議あるいは研究集会等を数回にわたって開催をしてまいりまして、労働組合の立場からではございますけれども、われわれなりに可能とするあらゆる努力を払ってきたところでございまして、この間、しばしば政府に對しませんがわれわれが取りまとめた沖縄県民の不安やあるいは一連のわれわれ独自の復帰対策なども提出をいたしてき

たところございまして、以下、これらの事柄を前提といたしまして、われわれが今日特にさらに強く要求する問題につきまして、その要点をこれから申し述べてみたいと思ふわけでございます。

まず、県民全体にかかわる当面最大の課題は、円・ドル交換の問題であると思ふわけでございますが、さきに行なわれました円・ドル交換の緊急措置は一応時宜に即したものであったと思ふわけでございますけれども、なお決してこれで十分であったとはいえないのではないかと考えます。特に、この措置が行なわれました十月九日以降、これが実際の交換時までの資産増加分に對します補償措置が何ら約束をされていない点は、早急に改められてしるべき課題であらうかと思ふわけでございます。

第二に申し上げたい事柄は、本委員会での議案ともなっております開発関係三法に關連する事柄でございませうけれども、これらの運用が特定の者のみの利益に片寄ることなく、真に沖縄県民全体の福祉の向上につながるような格段の配慮が特に私は必要であらうかと思ふわけでございます。特にこの点も特に強調をいたしておきたいと思ふわけでございます。

なお、この点に關連いたしまして、一連の關係の審議会にはひとしく労働組合の代表をも参加させますような、そのような措置をとられるようこの点もあわせて要求をいたしておきたいと思ふわけでございます。

第三には、制度の変化やいわゆる経済体制の変動に伴う暮らしに關する問題であるわけでございますが、これには現実具体的な経過措置、これらについてきめこまかく実施されることは言うまでもないことでございませうけれども、いささかもよくいわれます琉球処分というふうなことの事態が断じてあってはならぬと思ふわけでありまして、本土との格差解消には万全の抜本的な助成措置というものが特に必要であらうかと思ふわけでございます。

最後に、私は、労働福祉の關係につきまして、特に留意すべき主要な案件として、以下项目的に私どもの要求を述べたいと思ふわけでございます。まず、その一つは、現に本土の労働基準法等を上回る労働基準につきましては、今後これは既得の権利として完全に保障される必要があると思ふわけでございます。

次に二つ目は、本土に比較いたしましてはなはだしく立ちおくれをいたしております社会保障關係につきまして、この点では特に抜本的な改革が必要であるというふうに思ふわけでございます。とりわけ医療關係の整備充実がまさに緊急を要する課題となっているかと思ふわけでございます。

そして三つ目には、特に基地關係の労働者を対象とした抜本的な雇用の対策、これはいろいろこれまでにも措置されるようなことがいわれておりますけれども、ほとんどほんとうに実のあるような雇用対策というものがいままなお確立をされていまいと思ふわけでございます。これらにつきまして政府がさらに責任をもつて完全な雇用対策というものを確立されますように、万全の措置を強く要求したいと思ふわけでございます。

以上、きわめて大づかみに私ども労働組合の立場からする要求を主として申し上げたわけでございますけれども、政府・与党はもちろん、野党各党におかれましてもこれらの実現に最善の努力を私われますよう、ここに重ねて強く要望を申し上げます。私の公述を終わりたいと思ひます。

(拍手)

○床次委員長 ありがとうございます。次は、都立日本橋高等学校教諭金城和彦君にお願いいたします。金城公述人。

○金城公述人 沖縄の返還というのを考えますとき、私は現在のように国論が二つに割れていることを切に悲しく思っております。それは、心を静かにして瞑目して日本国民の立場に立つたとき、敗戦の結果、涙をのんで外国の施政下にゆだねたわが領土が、たとえ返還の内容に至らぬところがあったにしても、実現の機会をいま迎えた場

合、反対の論があろうはずはないと思つたからであります。しかし、現実には、先ほど申しましたように、国論が賛否両論に分かれておりますので、私は、賛成の立場に立ちまして意見を述べさせていただきます。

私たちが沖縄を考慮する場合、心をもつて二つのことを肝に銘じなければならぬものがあると思ひます。

その第一点は、過ぐる沖縄戦において十七万のほらからが祖国の防波堤となり、一億国民の身がわりになって散華したということであります。かかるに、このほらからは、祖国日本のためにとるとき命をささげたにかかわらず、その祖国に帰ることもなく、実に二十六年の長き年月を異民族支配のもとでさびしく眠つておつたのであります。でも、いまやこのときとははらからの眠るわが沖縄は明年に祖国への返還が実現されようとしております。このなきはらからを思うとき、返還協定に反対したり、やり直しを主張したりして、もし返還の実現が不可能となるようなことがあつた場合、十七万の英霊に対してまことに相すまぬことであると信じます。この英霊にこれ以上絶対に祖国を失わしめてはならぬと信じます。

その第二点は、いかに敗戦の結果とはいえ、沖縄百万の同胞が耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んで祖国へ帰る日を悲しくも祈り続けながら、二十六年もの間異民族支配下に暮らしてきたということであります。私たちは自分のからだであつた場合は、指の先をけがしても痛さを感ずると思ひますが、それと同じように、この沖縄百万同胞の歩んできた苦難の道をとくとわが心に刻み、たとえ返還される条件に至らぬところがあつたとしても、いまは一切の党利党略や主義主張を乗り越えて、一日も早く関係法案を成立させて、返還の実現を期することが日本国民のとるべき道だと信じております。これ以上断じて沖縄百万の同胞を異民族支配下に置いてはならぬと信じております。

いま私の手元に「太陽のない子等——沖縄の子

供たちは訴える」というこの本がございますが、これはあどけなき子供たちが一日も早く祖国日本へ帰りたいと小さい胸を振りしぼつて訴えたものを収録したものであります。その前書きにこう書いてあります。

祖国の皆さん！

この沖縄の子供たちの血の叫びを聞いて下さい。沖縄の子供たちは、天に訴え、血に叫び、そうして母国日本へ、かよい両手をあけて、助けを呼びかけています。

祖国のみなさん！いまだかつて、沖縄の子供たちのように、国を失つた悲しみを、書いて訴えたためしがあるでしょうか。

どうぞ、この沖縄の子供たちの、血の訴えを聞いて下さい。そうして一日も早く、沖縄の子供たちが、以前のように、沖縄県の子供として、誰れ憚ることなく、胸を張つて、日の丸の旗と共に生きることができまうように、力になつて上げて下さい。

さらに、私はこの本の中から抜粋いたしましたし、沖縄の子供たちの訴えをお知らせしたいと思ひます。

那覇中学校一年一組仲里英子

いま私たちは祖国日本と切り離されているが、私たちは早く母国日本へ帰りたい。私たちは日本へ帰つて日本国民として一生懸命勉強したいのです。沖縄の人々はみんな日本へ一日も早く帰りたいがてしております。ああ祖国に帰るのはいつの日でしょう。私は祖国へ帰る日を一心においのりしています。祖国のみなさん、どうか一日も早く沖縄が返還できまうよう力になつて下さい。

源河中学校二年前原艶子

さんさんたる日の光をあびてゆめめく日の丸の旗、何と美しいことでしょう。私は国旗を見ると悲しさがこみ上げて来ます。それは同じ日本人でありながら母国から切りはなされ、毎日を苦しんで送っているからであります。こんな悲しいことがあるでしょうか。

私たちは何故こうして苦しい毎日をおくらねばならないのでしょうか。何故沖縄は祖国から切りはなされているのでしょうか。でも、きつと私たちの祖国に返される日がくると思ひます。私は日の丸の旗を仰いで、いつも祖国日本をしのんでいます。

私たちは祖国に帰ることができれば、どんな苦勞をしてもよいのです。私たちは一生懸命勉強します。早く祖国に帰して下さい。早く祖国に帰して下さい。

三和中学校生徒会

南のはてに眠る英霊と共に、祖国を仰ぎ、返還の日をおもひて、心わななく

屋富中学校生徒会

我等、祖国を慕いて泣く。沖縄の分離は民族の悲劇なり、挙党一致、速やかに祖国復帰へ努力せんことを乞ふ。

大道小学校五年星良昭洋

ぼくたちは日本人です。ぼくたちは一日も早く日本へ帰りたいのです。祖国のみなさん、早く沖縄が日本へ帰るよう努力して下さい。おねがい致します。

城岳小学校児童会嘉手川美代子

私は思ひます。日本へ帰る時期の来たことを。今その機会を失つては、むづかしいと思ひます。本土の皆さん！一生懸命に力を合せて、一日も早く祖国へ帰れるようにして下さい。心からお願ひいたします。

護得久小学校生徒会

御馳走は食べなくてもよい。早く日本に帰して下さい。

阿和小学校生徒会

祖国復帰こそ、私たちの生きる道である。目的貫徹のため、御奮闘を祈ります。

このように沖縄の子供たちは神の心で一字一句の偽りもなく、沖縄返還の実現を訴えているのであります。皆さん、この沖縄の子供たちの声が聞こえるでありませんか。

しかるに、国会審議の現状を見ると、私はこ

のような状態ではたして期間内に関係法案の成立を見ることができらうかと、十七万の英霊を思い、沖縄百万の同胞を思い、そうして子供たちの血の叫びを思い、胸を痛めて夜もろくに眠れぬありさまであります。

もとより、返還協定のすべてに満足しているわけではありませんが、しかし、七二年返還という大原則は貫かれていくと確信いたします。とにかく返還の内容がいかなる形であれ、まずわが領土の返還というこの大原則を実現し、その他の条件に関してもろの不満や矛盾点は、沖縄が名実ともに沖縄県となつてから、全国民的意向をもつて改正し、改めていけばよいと思ひます。

いまは、長き年月、他国にゆだねられたわが国土が返還されるという歴史的事実の前に、政府・与党も、野党・革新も日本人の原点に立ち返り、すみやかに関係法案を成立させて沖縄返還の実現を期することのみが、二十六年の長い間異民族支配にあつた沖縄県民に対する道であり、次代の国民に対するわれわれのとるべき道であると信じております。

簡単ではあります。私の賛成意見を述べさせていただきます。

○床次委員長 ありがとうございます。

次に、弁護士・自由法曹団幹事根本孔衛君にお願いいたします。根本公述人。

○根本公述人 私は、弁護士といたしまして、いまの沖縄に住んでおります原子爆弾の被爆者に対する原爆医療法の適用の問題、それから米国民政府によつて渡航を拒否されました瀬長亀次郎さん外二名の方の国に対する損害賠償事件を担当する弁護士の一といたしまして、一九六六年以来三度ほど沖縄に渡つて、この事件の調査なりあるいは打ち合わせなりをして、若干沖縄について見聞してまいりました。それから本年の八月、元日本弁護士連合会の会長であります中松潤之助氏を団長といたします日弁連の第三次沖縄調査団に参加いたしました。約二週間は調査に当たつてまいりました。で、沖縄におきますこの状態、これと

それから私がいままです若干調査しました結果に基づきまして、沖縄協定の関連法案につきまして意見を述べさせていただきます、かように存する次第であります。

これらの法案のうちで、やはり一番大きな影響を持つと思われまゝのは公用地の暫定使用法案であるかと思ひます。この法案は、先ほどの公述人も申されましたが、この法律の施行と同時に法律が現在の米軍使用地をそのまま継続して使用させる権限を与える、こういうようなものであります。所有者に対する唯一の手段であるところの通知さえも使用の後によつてよろしい、こういうような、日本の法律としてはきわめて異例な法律であります。

この法律の内容につきましましては、先ほど来、数人の公述人が意見を述べられ、室井先生、藤島さんから鋭い批判がなされております。私もこの内容に立ち入る前に、では、この沖縄における公用地暫定使用法案が適用されるこの土地というものがいかなる経過によつてできたかということ、を若干申し述べたいと思つてあります。それは、この経過がわかりませんと、この法案によつて継続されるであろう土地使用の日本の憲法における位置といひますか、そのものについての確な判断ができない、こういうふうに思ふからであります。

現在、沖縄におきまゝす軍用地は、大体その中心部分は、一九四五年六月末に沖縄戦の戦間が終了しました、そして米軍が沖縄全島を全面的に占領した後に開いたものであります。その間、沖縄の住民の皆さんはどこにいたかという、沖縄各地に設けられました強制収容所に収容されておつたのであります。軍隊の捕虜に対する収容といふものは、これは通常の戦間の場合に見られるのでありますけれども、非戦闘員を全面的に強制収容所に収容しておくといふことは、世界の戦間史上に例を見ないと思ふのであります。こういう国際法の違反が堂々となつたところに沖縄の占領の特殊性があるのであります。そして彼

らは、米軍は沖縄の土地をすべて自分の管下におさめました。そして不要な部分のみについて沖縄県民に居住を許したのであります。この結果、沖縄県の各部落の中には、部落全体が基地になったところがあるか所もあります。そして、そこに住んでゐる人たちは、自分もといつた住みかへ帰ることができずに、よその部落の端のほうに割り当て地を割り当てられ、そこに住んでゐるのであります。

皆さん、沖縄の現地においでになられた方もたくさんおられると思ひます。中部の地域に北谷村というところがございます。この村は、現在有名な嘉手納基地のある嘉手納村と一つの村でありました。しかしながら、嘉手納空軍基地がまん中にどつかとすわり込んで、住民の通行が禁止されたので、その結果、北谷村と嘉手納村が分村せざるを得なくなつた、こういう土地でございます。これは本土の場合にはとうてい想像のできないことだと私は思ひます。それで、その北谷村の村役場は現在謝村というところがございます。この謝村というところは、北谷村の海岸からずつと坂を登つたところにごさいます。戦前には謝村には嫁に行き手がなかつたといふところでありました。一方、この北谷村は「北谷ターブカ」といわれまして、沖縄で有名な美田地帯でありました。その美田地帯がいまはあとかたもありません。部落は石垣がわずかに残つてゐるだけで、全痕跡をとどめていないわけでありました。そして、その部落のあとと、それから水田地帯のところ、広大な面積の中にアメリカの陸軍病院が建つてゐるのであります。そして村民はその謝村の狭い、非常に急傾斜のところになつて三十坪、四十坪の割り当て地——現在割り当て地の制度は廃止されておりますけれども、そのあと地に住んでゐる。人を救ふ病院が人間の生活を破壊してゐる、沖縄県民の生活を破壊してゐる。私はこれ

がやはり沖縄の現実であらうと思ふわけでありす。先ほども申し上げました嘉手納村につきま

ては、有名な嘉手納空軍基地のために、沖縄の嘉手納村の耕地の九五割が軍事基地になつてゐる。こういうことでは村民の生活はとうてい成り行くわけがないわけでありす。

沖縄の基地は、沖縄県民の生活、農民の収入の源泉というものを全く奪ひ去つてゐる。これは嘉手納村とか、あるいは北谷村とか謝谷村とか、中部の地帯の村はそういう状況が最も顕著なわけでありすけれども、全島これ基地といわれてゐる沖縄におきましては、大なり小なりそういう結果が出てゐるのであります。

今度の沖縄のこの暫定法案によりますと、これらの基地がそのままそっくり継続使用されるということになると思ひます。返還協定のA表、B表、C表を見ていただければおわかりになると思ひますけれども、返還されるといわれてゐるC表の中にも、ほんとうに実質的に返るといふ土地はほとんどないといつてよいと思ひます。那覇の空軍基地はそのまま自衛隊の管理下に置かれるに相違ないと思ひます。C表の中で非常に大きな面積を占めております奥の演習場とか、あるいは第二瀬田演習場というところ、実態をお調べになればよくおわかりかと思ひますけれども、本来の意味の基地ではないわけす。演習をやるための単なる一時使用を村長が認めてアメリカが使つてゐるという基地であります。ですから、これを基地の面積の中に入れるのは非常におかしいわけでありす。したがつて、この返還の面積に充てるといふことも、これはおかしいわけでありす。そうしますと、沖縄の基地といふものはほとんど全部がそのまま引き継がれていく、こういうふうな言つていいかと思ふわけでありす。

それからもう一つは、沖縄の基地が——これは一九四九年の中華人民共和国の成立、それから五〇年の朝鮮戦争の結果、沖縄の恒久的な基地の建設が本格化したわけでありす。その結果、第二次の接収が行なわれました。このときは、文字どおり、アメリカ軍は銃剣を突きつけて、ブルドーザーで木をひき倒し、家に放火をして住民をほう

り出したのであります。嘉手納村の隣に読谷村といふ村がございます。そこに渡具知といふ部落がございますけれども、その人たちは、現在、隣の村の嘉手納村の比謝その他の部落に住んでおります。この人たちは、自分の部落に約一年半——一年十カ月ぐらいですか、かかりまして、三度も居住地を移転しながらようやくまた帰つてきました。しかしながら、五年のこの第二次の接収によつて、再び自分の部落から追われてしまつたわけす。それで、先ほど私が申し上げましたような嘉手納村の比謝その他の部落に住んでゐる。そういうようによその部落に住んでおります方々も、現在、自分の居住権を確かめるために借地契約を結んでゐるのであります。しかしながら、この渡具知の人たちは、やはり自分たちはもとの部落へ帰れるのだ、こういうことを考えておりますから借地権を結んでいない、そういう不安定な状況が続いています。こういう状況でありますから、仕事の面も、しっかりと自分の大地に根をおろしたような生活をやりたくてもやれない、こういう生活が現在続いておるのであります。

今度の公用地の使用の暫定法案は、いつか自分の部落に帰れる、復讐になれば自分の部落に帰れる、そして、いま二十坪、三十坪という狭いところ、それこそアラブの難民のような生活だといつても言い過ぎじゃないと思ひますけれども、そういうところから、また、貧しい生活とはいひながら二百坪、三百坪という自分の屋敷で自分の田畑を耕して、だれの世話にもならず生活ができる、そういうような希望を抱いてゐた沖縄の農民の方々の希望を打ち砕くものだ、こういうふうな言つていいかと思ふわけでありす。

自民党の皆さんも、ここに地方から出られた方は農民の生活といふものをよくご存じだと私は思ひます。こういう選挙区の方々のそういう生活の上に立つて、やはり沖縄の土地法案の内容といふものを十分私は御審議をいただきたい、こういうふうに思ふわけでありす。

従来の請求金額のおよそ二割ぐらいしかこの支払
いがなされていないわけだ。しかもその金を取
るのに、これでもって私の請求は一切片づきまし
た、文句は言いませんという、こういう一札を入
れなければお金が取れないという屈辱的な内容の
ものであります。これをぜひ改めて、やはり沖縄
県民の権利が正当に保障されるように国会におい
て審議をお願いし、立法をつくっていただきたい、
こういうふうに私は思うわけでありまして、

それから裁判権の問題でありますけれども、最
後でございますが、これも沖縄のこの法律を見ま
すと、「裁判の効力の承継」と書いてございませ
う。けれども、これは裁判を、占領が終わった後に
裁判を承継すべきものではないと思ひます。これ
は外国の判決に準ずるものであります。日本の民
事訴訟法の二百条でも、こういうような条件のあ
る外国の裁判は認めることができると思ひます。
それから刑法五条は原則として外国判決の効
力を認めておりません。それから最高裁の、復
婦前の奄美において行なわれた刑事裁判の結果
についても、最高裁の判決はそういう立場を
とっております。ですから、これは日本の
政府が、日本の国会が自主的に日本の主権の行
使として独立に認めるか認めないかを定むべき
ものであって、これを外国との協定においてこう
いうものをするというのは、主権の著しい制限であ
り、アメリカの立場からすれば日本の主権に対す
る介入行為だと私は思うわけでありまして、こう
いうものはぜひ改めていただきたい。そして今度の
協定を見ますと、アメリカの軍事裁判、民政府裁
判所の裁判の効力さへも認める結果になってい
る。こういうものは一切御破算にしたいだきた
い。そして占領下にこうむった沖縄県民のそうい
う不名誉が回復されるような措置をぜひとって
いただきたい、こういうふうに思うわけでありま
す。

○床次委員長 申し上げますが、だいぶ時間が
たっておりますので……。

○根本公述人 はい。要するに沖縄協定と関連法
案は、私はやはり沖縄県民の立場に立たなかつた
ところに、沖縄県民の意思を十分に聞かなかつた
ところに問題点があると思ひます。私は、いま
まからでも決しておそくないと思ひます。ぜひ皆
さん、沖縄県民の意思を十分お聞きになって、こ
の沖縄協定というものを国際法に基づいた、正義
に基づいた公正なものにしていただきたい、こう
いうことをお願いいたしますして、公述を終わら
いと思ひます。(拍手)

○床次委員長 ありがとうございます。

次に、川崎市立工業高等学校教諭渡久山長輝君
にお願いいたします。渡久山公述人。

○渡久山公述人 ただいま御紹介にあずかりまし
た渡久山であります。

私のごとき者をこの会にお招きいただき、公述
を述べさせていただくことに、委員長並びに
各委員の皆さま方に心から感謝いたします。素朴
な一人の沖縄県出身の国民として意見を述べさ
していただきます。

初めに、沖縄返還協定特別委員会において、協
定の審議が十分なされないまま強行採決されたこ
とに深い義憤を感じるとともに、貴委員会におい
ては、あえてかかる暴挙に出られないことを固く
信じて、関係法案に対する意見の陳述に入りたい
と思ひます。

ここに私の大先輩であられる大浜並びに金城両
先生を前にして、意見をたがえて反対の立場で話
すことに、非常に苦痛を感じるものであり
ますが、私は沖縄における公用地等の暫定使用に
関する法案等一連の沖縄関係法案並びに沖縄返還
協定、それに付随する関連取りきめを読むにつ
け、まず感ずることは、沖縄への差別であり、平
和憲法精神の否定であり、国民主権、基本的人権
の形骸化であるということであり、このことは、
沖縄の歴史や現実並びに現在本土における国民
生活の現状を見ていただければはっきりすると
思ひます。

軍事支配の歴史であります。一六〇九年、島津の
侵略と長年にわたる経済収奪、それに続いて一八
七九年三月二十五日、明治政府の大書記官松田
は、警察官百六十人、歩兵約四百人を同行、首里
城に乗り込んで、政府の達書を渡すとともに、廃
藩置縣を断行したのであります。また、置縣と同
時に警察と裁判制度を改め、県民に監視と干渉を
強化するとともに、皇民化教育を進め、経済収奪
の政策を進める一方、県民の民主的な権利は極端
に抑え、たとえ衆議院選挙法の施行においても
は、本土の一八九〇年に比べて二十二年おくれの
一九一二年であります。また、市町村制が三十二
年、県制が三十年と本土からおくれで施行されて
いるのであります。また、戦前における県政の実
権は中央政府及び他府県人に握られ、まさにこれ
は戦前における植民地的差別の支配であつたとい
われなければならぬと思ひます。食ひ詰めた県
民は職を求めて本土へ移り住み、たとえば女工哀
史あるいは「朝鮮人、沖縄人お断わり」という求
人広告などでも社会的、心情的屈辱を受けてまい
りました。第二次大戦では、祖国防衛の名のもと
に、二十万近くの県民が戦争の犠牲をしいられた
にかかわらず、本土のある評論家は、それを称し
て動物的忠誠心だとさげすみました。

一九五二年四月二十八日、吉田政府は、沖縄県
民の歎願をも聞き入れず、サンフランシスコ条約
を締結し、沖縄県及び県民を含む国土及び国民を
分断し、異民族支配にゆだねたのであります。そ
の結果、沖縄県民は、米国の軍事優先政策のもと
に、主権、基本的人権を著しく無視され、いまな
お異民族支配が続いている現状であります。

沖縄県民は、主権及び人権の回復、反戦平和を
原点として祖国復帰を求めて戦ってきました。そ
の間、本土政府は冷たく、特に五六年、ブライ
ス勅告による米軍の不当土地収用に、県民は四
手手賃をせうとすることなく、そればかりではな
く、非常に冷たい態度でありました。それだけで
なく、本土内においては、現在の沖縄のことある
いは過去のことのそういう実態を国民に知らしめ
ようとせず、学校教育の中から沖縄は完全に欠落
していたといつても過言ではないと思ひます。
ここにも私は非常に根強い差別を感じるのでござ
います。

事実、ちなみにここに現在高等学校で使われて
おります日本史の教科書がありますが、その記述
を見てみます。

一九五一年九月、サンフランシスコで講和条約
会議が開かれた。四十八カ国が日本との平和条約
に調印しました。翌年四月二十八日、講和条約が
発効し、——ここまでは大体書いてあります。そ
れによって、たとえばこの山川出版の教科書で
は「条約発効と同時に連合国軍の日本占領も終つ
た。」それから自由書房には「これによって日本
は国際社会に復帰した。」「それから帝国書院のも
のには「ここに日本は独立国として、その主権を
回復した。」と書いてあります。ただし、その次
には、直ちに安保条約を結んだと書いてあるわけ
です。こういう記述になっているのですが、この
条約によって沖縄県及び沖縄県民を含む小笠原や
奄美諸島などいわゆる日本の国土及び国民が分断
され、異民族支配にゆだねられたという事実、あ
るいはその視点、あるいはその記述は皆無でござ
います。これは現在使われている教科書で、日本
史の教科書でございます。

皆さん、いまの祖国復帰の話にもありましたよ
うに、沖縄県民は日本人として教育をし、日本人
として復帰を願ってきたわけですし、先ほどの金
城さんの話の、あのけなげな子供たちの要求もそ
うです。しかし、現状の教科書には何ら沖縄が日
本国民であるという位置づけがはつきりなされて
いないじゃありませんか。それを考えたときに、
私は非常に残念でなりません。事実、私の高等学
校では、沖縄県及び沖縄県民が日本人であるとい
うことについてはほとんどの学生、生徒が知って
おります。ただし、このサンフランシスコ条約に
よって、曲がりなりにも沖縄県が国際法的に米國
統治になるという——まあ曲がりなりな国際法で

しょうけれども、なったという事について、八割八割から九割までの生徒がわからないのであります。

そういうことで、私は、この沖縄に対する差別感のようなもの、あるいは無知を若い世代に非常に感ずるのでございます。しかし、これはただ若い高等学校生徒だけの問題ではございません。失礼ではあります、先ほどだれか公述された人が、たとえば沖縄はしばらくがまんしろということを書いていらっしゃいました。明治政府の正政以来、第二次大戦の犠牲、その後異民族支配の中であれだけ苦しんできた沖縄県民にとつてがまんしろと、なぜ、だれがそう言えましようか。私は非常に残念でなりません。

そういうことを含めて、私の体験でも、ささやかな体験ではあります、私が本土へ来て非常に残念な体験をしております。三十九年に本土に参りましたけれども、この間、今日まで幾つかの学校に赴任いたしました。ある学校では校長が私を紹介して、「琉球から来た先生です」と言うのであります。かと思えば、数人で赴任したある学校では、私の出身校を紹介するときに、私は琉球大学文学部卒の卒業ですが、「文理学部の卒業です」と言うのです。あとで聞いてみますと、琉球大学と言って、私に肩身の狭い思いをさせたくないという親心であったようでありましたけれども、なぜ私が琉球大学と言われて肩身の狭い思いをするのでしょうか。それはとりもなおさず、琉球大学あるいは沖縄に対するその人の差別感から私をそうしたのではないかと思うのです。いな、琉球大学というのは、御存じのとおり、戦前において高等教育機関をつくらずに初等教育機関で皇民化運動を進めていた中央政府に比べて、沖縄県で初めてできた唯一の高等教育機関でございます。それは評論家が植民地大学あるいはハミリ大学と言われようと、私にとつては母校であり誇りであります。

また、集団就職の会社の寮などで、何か物がなくなると、まず疑われるのは沖縄出身者だそうであります。あるいは、ある会社ではパスポートを

取り上げて、まあ紛失予防という名のもとに、転職を足とめしているという事実もありません。それだけでございます。本土の大新聞でさえいまだに「沖縄女性襲われる」とか、あるいは「沖縄青年酒を飲んであばれる」などという見出しをつけているのが現状じゃありませんか。そして他府県人と区別しているいまの事実。

また、三年ほど前でしたが、沖縄での三大選挙のときに、応援に行かれた与党の大団体の国会議員が「革新主席が勝てば復帰がおくれる」「イモとはだしの戦前に戻る」などと、県民を侮べつた発言があったのであります。またある人は、肥満児呼ばわりをするなど、そういうこともありました。

国政参加選挙で選ばれた沖縄県選出議員を迎えて開かれた国会で、上原康助さんが質問に立たれました。上原さんは社会党の代表ということでしたが、それだけではなく、二十数年も本土から切り離され、異民族支配の中から国政に参加した県民の代表でもありました。これはまた沖縄県出身者の国会史上初の代表質問ということでもございました。沖縄県現地では、県民の多くが支持政党を離れて中継されるテレビに食いつくように見入っていたのであります。東京でも私たち県人会が誘い合つて傍聴に行きました。上原さんが切々と本土への告発ともいふべき異民族支配下の沖縄の苦しみを訴える発言中にも、与党席からは品の悪いやじや想像にも絶するような騒音があり、発言さえしなれば聞き取れないこともございました。私は残念でたまりませんでした。いかに党派性を差し引いても、あるいはそれを考慮したと考えても、これが父なる祖国であり、母なる母国であつたのかと、二十数年も祖国の犠牲になり異民族支配下にあつた同胞を迎える国会やあるいは政治家の姿なのかと、私はくやしきあまり目がしら熱くなるのを禁じ得ませんでした。

佐藤総理は、「沖縄が返らなければ戦後は終わらない」という名文句とともに、六十九年十一月、日米共同声明を発表し、その路線による沖縄返還

を志向し、今次の返還協定並びに沖縄関係法案に

なつたと思ひます。しかし、昨日の新聞によりますと、今回の返還協定は、米国の基地機能の維持を前提とし、自衛隊の配備を確約した形で返還がなされるということでした。これはまさに軍事優先の返還であり、ここに、先ほど金城さんが言われていた、あの沖縄の子供たちが祖国復帰を願っていたにもかかわらず、その祖国復帰の精神はまさしく軍事優先の目的で返還せんとするところ

に、非常に沖縄県民に対しては新しい犠牲と差別をしいるものじゃないかと私は考えるのであります。返還協定にあつては、沖縄県選出の安里、瀬長阿氏の意見も聞かずに強行採決に至つたことについて、議会制民主主義をみずから破壊しただけでなく、沖縄県民とともに私は根強い本土不信を深め、政府・与党に対してぬぐい切れない断絶を感ずるのでございます。それで、あたたかく沖縄を迎えるとか、豊かな沖縄づくりとかいったつて、おいそれと信じがたいものがあるのであります。

かかる中央政府不信やあるいは被差別感というもの、私自身がささかオーバーかもしれないが、しかし、歴史が教えるように、初め法的、政治的な差別がやがては経済的な差別を生じ、経済的な差別は社会的、心情的差別をも生み、この心情的、社会的な差別がやがては差別的な政治状況や差別的な法制をも肯定する状況をつくり出すもののような気がしてならないのであります。

私は、公用地暫定使用法案を含む一連の沖縄関係法案に対しては、その立法の心に沖縄県民の権利を無視した新しい差別と犠牲が見られるのではないかと懸念しております。ですから、かかる法案を沖縄に許すことは、他の都道府県にも類例の立法を見ることとあり、私は、沖縄県出身者の一人として、また主権の存する国民の一人として、いな、人間の一人として、こういう差別法は認めることができないのであります。

かかる原則を踏まえて、次に具体的な提案を含めて意見を述べたいと思ひます。

一つ、土地の強制使用法案に関しては、異民族が武力で取り上げた土地を同民族が権力によって合法化しようとするものであり、不条理であります。沖縄県民に対する私有権を含めた諸権利を不当に無視する新しい差別法であります。これを足がかりとして本土の他の都道府県にも類例法ができるおそれもあると考えられますゆえ、直ちに廃案にしたいと思ひます。

一つ、いかなる戦争にも反対し、平和を希求する立場から、かねて私の信条でございますが、違憲性のある自衛隊は改組し、四次防も直ちに中止するとともに、沖縄県民の戦争犠牲並びに米軍支配のあつた人権侵害を考慮して、沖縄への自衛隊配備には反対をしたいと思います。

これは、先ほど大浜先生から、沖縄へなぜ自衛隊が来ないのか、差別じゃないかと言われましたが、そうではございません。私はそうは考えない。もしもそうであれば、たとえば海上保安庁を強化するとかというような形で対処していただきたい。すなわち、この軍隊に対しては、ほんとうに極東の平和と安全ということと来たアメリカ軍が、一日たりとも沖縄県民に平和を、あるいは一日たりとも沖縄県民に安全を与えてなかつたじやございませんか。毒ガスあり、核があり、またB52の墜落爆発事故といひ、ジェット機事故といひ、人身災害といひ、それが軍隊じゃないでしようか。私は決して米軍がいて沖縄県民の安全と平和が守れたとは思えられないのであります。一日たりとも平和はなかった、現在いままなないじやありませんか、私はそう考えます。

私は、不幸にも沖縄県という基地県から出てきて、いままた本土で最も基地の多い神奈川県に住んでおります。この神奈川県においても、たとえば綾瀬、座間、相模原、大和、それから瀬谷、横須賀、横浜など、実にいまここにいても自衛隊の配備あるいは強制駐留についていろいろ問題が起つていっているのであります。たとえば綾

谷、横須賀、横浜など、実にいまここにいても自衛隊の配備あるいは強制駐留についていろいろ問題が起つているのであります。たとえば綾

額においては、いまだに国鉄や私鉄も通らない。基地を通らないから迂回して通っている。それから座間については、朝霞の自衛隊が移駐して共同使用している。それから相模原の補給廠というのは、これは東洋一だそうですが、医療センターがあり、米軍の四〇六部隊、いわゆるこれにはある意味でC.B.兵器が何となくいわれるほどまでの軍隊がある。あるいは厚木の飛行場からはサソリが出てきたりあるいはアメリカシロヒトリの被害ももちろんこうわってある。それから大和の航空隊の問題、厚木基地に対して自衛隊移駐の問題がありますし、綾瀬では電波障害が起こっている。それから横須賀では、たび重なる原潜による住民生活の不安がこっちにも出ています。それから自衛隊は、そういうことを考えてみたときに、何ら自衛隊は、沖縄だけではなくて本土内においても、かかる非常に住民の生活の破壊がなされていることがあるわけですね。きょうの新聞にも、何か立川では立川市長との協議を打ち切った、強制的に自衛隊が移駐を強行するというようなことがあったのであります。そういうことを考えてみると、私は沖縄には自衛隊は行っていただきたくないと思うのでございます。

またもう一つ、私は沖縄における教育制度及び教員の権利について考えるのですけれども、異民族支配の中で血で守ってきた教育委員会の公選制をまず存続させていただきたい。これは教育の自主独立と民意の反映並びに極端な教育の中央集権を避けるための必要な措置でありますゆえ、そうしていただきたい。また、本土の教育三法の適用はやめていただきたい。沖縄の制度は決して現行の日本国憲法や教育基本法に反するものではなく、逆に原理に合致するものであると思いますので、真に民主教育に関心を持つとするならば、その際、貴委員会を含めて、本土法をあるいは文教行政を改善していくべきだと逆に訴えたいのでございます。

また、いろいろな関連法案については、特に沖縄地域あるいは沖縄県民並びに沖縄県のみならず適用

される法律もありましようから、その際にはどうぞ憲法九十五条に基づいて、沖縄県民の意思を特に聞いていただきたいと思ひます。せんだって琉球政府の建議書が出ていますと思ひますが、どうぞその議を十分尊重して審議に生かしていただきたいと思ひます。

それからこの委員会には、沖縄選出議員として國場さん以外の方はいらつしやらないようですが、どうぞ西銘さん、上原さん、安里さんそれから瀬長さんを正式メンバーに加えていただいて、特に意見を聞いていただければ幸ひじゃないかと思ひます。

そもそも、沖縄の復帰とは何であつたか、これは日本国憲法の保障する主権、平和、人権回復への希求であり、沖縄の心は何だつたかといひますと、これはまさしく日本国憲法の理念だと私は思ひます。この関連法案に関しまして、どうぞ内閣あるいは行政府は——よく聞きますと今会期中だとかあるいは今週中にだとかやたらに日程を急いでいるようでありますが、どうぞ立法府の諸氏は憲法の理念を体し、いまだ一度立ちどまつて、国民または国政の現状を顧み、主権者としての国民の意思あるいは心あるいは声を聞き、立法審議に加えていただきたいと思ひます。

以上、僭越ではありましたが、委員長並びに各委員の皆さまの御高配をお願いして、私の公述にかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○床次委員長 以上をもちまして、公述人各位の御意見の開陳は終了いたしました。午後一時四十五分から公聴会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後一時五十一分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き公聴会を開きます。公述人に対する質疑を行ないます。

なお、本日は、多数質疑者があり、また公述人の御都合もありますので、質疑はお一人、答弁を含み十分程度にお願いいたします。また、質疑をされる際は、答弁を求める公述人を御指名の上発言をお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤陽三君。

○加藤陽三君 加藤陽三君。まず、久住先生にちよつとお尋ねいたします。

先ほどの公述、たいへん私、有益に承つたわけでございますが、その中で、沖縄の基地の返還の見通しが暗くないというふうなお話ございました。非常にけっこうなことだと思ひます。アメリカ側の立場から考えまして、どうも私、そう簡単にいくんだらうかという気がしてならないのであります。

御承知のとおり、中共の国連加盟とかニクソンの訪中とかいろいろありますけれども、一面におきましては、朝鮮半島の不安定というものはいまでも続いております。かれこれしばらくの間はなおこのような情勢が続くんじやないかというふうに、私には思ひやられてならないわけでございます。先ほど先生のおっしゃいました御意見は、こういうふうな極東の緊張が緩和することに基つてお見通しであるのか、あるいは軍事技術の進歩と申しますか、先生も御承知のとおりF.D.L.といひますか、船に兵器を積んで兵隊は空で送るというふうな戦略構想もアメリカで研究されておるようでありますが、こういうふうな軍事技術の進歩に基つて点からの御判断の資料が多いんだらうか、その辺をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○久住公述人 たいへん加藤先生の御質問でございます。私、先ほど、沖縄の基地の整理縮小については明らに見通しであるといひましたが、それは念を押していたつもりであります。少なくともこの三年ぐらひは流動的な情勢が続きますので、現状を大きくすることは日本側として有利ではないと考えまして、この暫定使用法律

案は賛成であると申し上げたわけでありました。そのときも断りましたように、ただし、将来に向かつて五年とか十年が、なお現実にA表として残ることになっておる米軍軍事基地がいつまでも残るといふことはいへない。情勢の変化というものには予断を許さないものもある。アメリカ側の都合が中心になるわけでありましても、軍事技術の進歩、アメリカ側の都合あるいは極東における国際情勢の変化といふものを考えますと、ニクソン・ドクトリンを表面に取り上げるまでもなく、ある程度の縮小といふものは考えられるわけでありま。

その限界はしからばどうかといふことを、加藤先生も御専門家でいらつしやいますので、御質問されているのかと承つたわけでありましても、その限界を申しますと、現在沖縄にある軍事基地は、先ほど申しましたように、だんだんその機能といたします、いわゆる戦争抑止力としての機能が中心となつて残るわけでありま。

戦争抑止力といふことになりましても、またいろいろ定義をすることはむづかしいのでありますけれども、いまの極東の情勢からいひまして、戦争抑止力といふのは、韓国あるいは台湾方面に対するアメリカの条約上の約束でございますので、これを履行するための基地といふことになりま。

条約上の約束を履行するのには、どういふ点にアメリカは留意しておるだらうかといふことを憶測してみますと、韓国に例をとつてみますと、韓国は、陸軍部隊においては相当、数的にも質的にもすぐれておりまして、北朝鮮からする突如の進攻作戦あたりにも十分に対応する能力を持っておりますけれども、空軍に至りましては、従来のいきさつもありました関係上、北朝鮮の空軍に比べまして、韓国空軍は必ずしもバランスがとれているとは言ひたい状況にあるように、われわれは判断をいたしておるわけでありま。

その韓国空軍の力の若干足りないところは、今後沖縄方面に配置されることが予想されるアメリカの戦術空

軍等がバランスをとりまして、この韓国にある韓国空軍、韓国にある一部のアメリカ空軍並びに沖縄にあるアメリカ戦術空軍を合わせまして、韓国並びに北朝鮮の間の軍事的関係のバランスをとっているわけでありまして、この状況は、アメリカの現在の政策が変わらない限り、あるいは北朝鮮等を含めまして国際情勢が大きく変わらないう限り、変化はないと思うのであります。

全く同じことが台湾にいわれるとは申しかねますが、やはり現在の状況におきまして、中国から台湾に対する武力解放作戦といったものがしかけられると仮定をいたしますと、これはまた海軍並びに空軍の力におきまして、台湾のほうは相当な不安を持って見なければなりません。これを補うために、アメリカは米華相互防衛条約に基づく約束を実行しようといはしますと、沖縄にある戦術空軍あたりを歯どめとして、抑止力として行使するということになれば、条約の義務は果たせないものであります。

条約の義務を果たすということは、単に口先だけで、議会の証言等で、あるいは大統領とか政府当局者のステートメントだけではいけないのでありまして、これはあまり感心した方法じゃありませんけれども、条約の約束を実行する一つの証拠といたしまして、プレゼンスというところで、軍事力のプレゼンスということが国際間に戦後長く行なわれてきたわけでありまして、そういう意味で、沖縄の基地は、アメリカの条約に基づく義務の履行のためのプレゼンスとして置くということでありまして、そうすると、その範囲は限られてくるわけでありまして。

いま申しましたのは、戦術空軍という点で申しましたが、沖縄に現在ありますのは、その嘉手納空軍基地を中心として配備されました戦術空軍のほかに、主要なるものは海兵隊があります。海兵隊の場合は、従来はベトナムに出動したこともございまして、これはいろんな道に使われるのでありまして、単なる抑止力としては限定できないという面もありますけれども、これはしかし、アメリカ

のような国におきましては、政治的なコントロールが十分にきいておるのでありまして、国防省とか海兵隊自身がかつてなことをするということは全然考えられておりませんし、アメリカの政府の政策が、ニクソン・ドクトリンにも見られますように、アジアにおいては軍事力の限定行使という原則がしっかりとっておりますので、この沖縄にある海兵隊の配備並びにこれの運用につきましては、アメリカ政府はおそらく最も慎重なる配慮をとり、それが戦争抑止力以外には及ばないという努力をすることを、われわれは信じておるわけでありまして。

そのほかに重要なのは、第三の要素は、現在の状況では例の第二兵たん司令部でありまして、これは従来のベトナム戦争に関係いたしました相当強力なものになっておりまして、現在の状態ではこれが沖縄にある第三の重要な戦力といはしますと、相当長く残すということを現地の人は言っておりますが、ところがボーダーラインになりまして、そのほかの諸軍事施設等は、アメリカの予算の関係等もありまして、漸次縮小の方向に向かい、これが先ほど言いました五年先、十年先にはどうなるかわからない、こういうことになるわけでありまして。しかし、いま申しました戦術空軍あるいは限定された目的の海兵隊につきましては、私が先ほど言いました五年先、十年先の状況においても残存する可能性のほうがより大きい、かように考えているわけでありまして。

○加藤(陽)委員 ありがとうございます。よくわかりました。私も大体同じように思うわけでありまして。

次に、室井先生にお伺いいたします。

○床次委員長 時間です。簡潔に……

○加藤(陽)委員 一問だけ。先ほどのお話の中で、公用地等暫定使用法案が本土と違うのだという点を力説なさいました。そのとおりだと思っております。これは結局、施政権の返還までに日本の行政権が沖縄に及ばないからなんですね。先生は法律の専門家とされまして、こういうふうな場合

にはどういうふうな立法をしたらいいかということについてお考えがありましたら、お教えをいただきたいと思ひます。

○室井公述人 いまの御質問ですが、いろいろ方法はあると思ひます。まあ基本的には、私の考えでいったら憲法九条との関係が出てまいりますけれども、最低限、現在本土に適用されているような法律の適用をそのまま沖縄に及ぼしたらいいだろうと思ひます。それで簡単に話が終わると思ひます。

○加藤(陽)委員 返還の前ですか。

○室井公述人 返還と同時にですね。

○加藤(陽)委員 返還と同時にということになりますと……

○床次委員長 時間ですから……

○加藤(陽)委員 これでやめます。問題は、地主の所在がつかめないとか、あるいは反対する方がおられると思うのです。その方に対する手続は、処置はどうしたらいいかということについては……

○室井公述人 それは事実上いろいろ——この法律案でも、事前に告示のところだけ、さかのぼって施行されますわね。そういうことになっていきますので、いろいろ方法はあると思ひます。現に、現地にいる琉球政府は事実上いろいろ関係がございまして、ほんとうにやる気がありならば、そういう形式論ではなくて、事実上いま現地にいる琉球政府にお願いして、いろいろ調査できると思ひます。あまり混乱はないんじゃないでしょうかと思ひます。

○床次委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 大浜先生にお尋ねしたいと思うのです。

先ほどのお話で、昭和三十九年以降、沖縄の返還につきまして、アメリカにも参りましていろいろ御努力をされたお話をお伺いしたわけでありまして、今年度の国会、予算委員会におきまして、南方同胞援護会が総理府に提出をいたしました文書が実は問題になったのであります。わが党の橋崎

議員が指摘をいたしましたのであります。大浜先生が会長をしておられる南方同胞援護会が、昭和三十九年十二月、「佐藤総理訪米資料」という文書を提出された。その中に、沖縄返還にわたっては基地の機能をそこなわない方向で交渉をする、米軍の行動を拘束しない方向で交渉を進める、さらに、沖縄の主席公選にあたっては、与党体制の確立をはかりつつ、公選の方法にも研究を加えて実現を見るように努力したらどうか、こういう提言をされている。

そこで、南方同胞援護会は特殊法人ですね。昭和四十六年度、国から、一般会計から一億三千五百万円の補助をもらっている。お年玉はがき並びに自転車振興会からも相当額の補助金をいただいている。いわば公的な機関。そこが、与党体制の確立をはかりつつ主席公選の実現に努力をするという、きわめて一方的、党派的な文書を政府に出すことについては問題があるということが、実は予算委員会でも指摘になったのであります。この点につきまして、南方同胞援護会の会長であり、なおかつ昭和三十九年以降沖縄返還のためにいろいろ折衝し、努力をされたと言言をされました大浜会長から、ひとつお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

さて、第二は米原さんにお伺いをいたしたいと思ひますが、四、五年間、外交交渉により返還がおくられてもわれわれはがまんをするという趣旨の意見が、当委員会が那覇におきまして聞きまして公聴会の際に言われたことを引き合いに出しまして、こういう言辭は非現実的ではないかと、実はおっしゃられたのであります。私も当日の席におりましたので、その間の経過はよく承知をいたしております。自民点の委員の方が、あなた方は返還協定やり直しを主張されるけれども、外交交渉というものは大体四、五年はかかるのが常識だ、あなた、そんなににおくられてもいいのかと、実はお尋ねをいたしましたのであります。それに対して、桃原祖国復興協会の会長でございまして、日本政府が沖縄県民の願いを実現する方向の決意を固めて

外交交渉をするというのであれば、われわれは異民族支配のもとに二十六年間耐えたのだ、したがって現状これ以上悪くなることはない、確信をする、したがってわれわれは四年でも五年でも待ちましようという、実に悲壮な決意を申された、私はお伺いをいたしましたのであります。その間の事情を十分踏まえまして、私は先ほどおっしゃられた、四、五年待つというのはいさめて非現実的ではないかというお考え方は納得できません。この点、桃原復興協会のことも紹介したわけでありまして、その上のお考え方をひとつお聞かせをいただきたいと思うのであります。

○大浜公述人 たいまお尋ねの、南方同胞援護会が特殊法人であり、昭和三十六年以降、私、会長の席にあるわけでありまして、先ほどの御質問で、沖縄返還にあたって私がアメリカ等に渡っていろいろ折衝をしたという年代は、昭和三十三年ではなくて、昭和四十二年以降であります。

総理府から総理に対して、何か文書で意見を提出したというお話であります、実は私、初耳であります、ちょうど先月、十一月はほかの要件で私はアメリカに行っておりまして、いま予算委員会です、そういう質問が出たといういきさつもよく知っておりません、いま事務をあずかっている専務理事を呼んでおりますので、それに確かめた上で後ほどお答えしたいと存じます。それまでお待ちいただきたいと存じます。

○米原公述人 お答えいたします。

私は、先般の沖縄の公聴会に出ていたわけではございませんので、当日の取材をされました琉球新報並びに朝日新聞等の記事を読ませていただいた、そういう上に立っての発言をいたしましたので、若干この間の私の考え方に、言い回し方に誤解をされたらいいなと思ひまして、そういう部分を理解した上で話を申し上げました。たまたま例にとった場面が、たいへん御理解いただきにくい面があったかと思ひます。

ただ、私は、いずれにしても復帰というものがおくれちゃ困るんだ、いまこまで来ているんだ

から何としても復帰させたい、とにかく所有権を取っちゃおう。あるいははっきり申し上げて、われわれがふだん、自分の組織の中であるいは自分の企業の中で、土地だとかそういうものを、地代の問題その他を考へてみた場合にでも、賃借権その他の問題にしても、いずれにしても所有権は取ってしまわなきゃだめだという認識に立ちますと、言われた意味で、確かにその場にいなかつた部分で、公述人の意見の一部をそのままとって話をするということは、非常にことば足らずになつて、舌足らずになつていけないかと思ひますけれども、私どもは、ああいう発言があつた場面で、条件が完備されるための交渉をされるなら四、五年待つてもいいというような認識の話をされるとするならば、私は根本的に反対だ、少なくとも、いま出ている条件でいから直ちに返還してほしいんだという認識に立ったものだから、あえてのことばをとらしていただいたという次第でございます。

○山口(鶴)委員 四、五年待つというところに力点があるんじゃない。問題は、沖縄の願いを十分実現させるために、政府が断固たる決意で交渉をやつていただきたいというのが願ひだつたわけですね。それに対して、外交交渉では四、五年ぐらいかかるから、それでもいいのかという、いわば詰めたお尋ねに対して、それもやむを得ない、要は県民の願いを解決する方向での協定のやり直しをやつていただきたいという、そこに力点を置いた発言であつたということ、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

時間もありませんから、私は主として大浜先生にお尋ねしたいと思つたんですが、初耳だというお話であります。四十二年にアメリカに行かれた、こういうんですが、はつきり昭和三十三年十二月、南方同胞援護会から総理府あてに、佐藤総理第一回訪米資料というのが文書として提示をされて、それが総理府に所管をされておつたわけですね。そうして、その中の文章に、ただいま私が引用いたしましたような不穏当な字句があつた。し

かも、このことにつきましては、予算委員会の席上で山中総務長官も、当該の指摘された字句は不穏当であるというのを認めておられるわけですね。初耳で知らぬというのですが、昭和三十五年ですか六年ですか、会長におなりになったというんですから、この文書が出た昭和三十三年は、当然大浜先生がこの同胞援護会の会長であつたことは、まぎれもない事実。それが初耳ということでは、私ども、これはたいへん理解をすることができません。したがって、委員長、この点は調査が済みましてお答えがあつた後にひとつ保留をさせていただきます。

○床次委員長 中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 藤島先生に伺いたいと思ひますが、公用地の暫定使用法案について、先ほど小笠原の例と対比して述べられたわけでありまして、御説明によると、この今回の法案にあるところの暫定使用期間、これは五年間であるということ、これは小笠原の十倍にも当たるという。そう言われてみて、私も、なるほどずいぶん長い期間だと思つたわけですが、このことに関連して、本法案がいずれは米軍を自衛隊のものとして永久使用にさせようというものである旨の先ほど御意見を伺つたわけですが、もしさういふことが事実となつた場合、これは重大な問題に発展すること、間違いないということですから、この点に關して、もう少し詳細にわたつてその可能性を伺つてみたいと思ひます。

○藤島公述人 いまの御質問でちょっと間違つておられるところがあるんですが、さつき十倍と言いましたのは、小笠原の場合ではなくて本土の米軍基地の場合ですね。本土の米軍基地の場合に、米軍の地位協定に伴う土地等の使用に関する特別措置法というのがあるんですが、その附則の二項、そこに、さういふふうにあるわけですね。「土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日以内に、使用しようとする土地等

の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することが出来る。」というふうにある。これは本土の米軍基地との関係でいつたわけですね。それに比べて十倍になつてゐるというふうに言つたわけですね。

米軍がなぜ、その十倍にものぼるようなこういう取用法を沖縄について、日本政府と協力してつくろつてゐるのかということですが、これは端的に言つて、その性格に二通りの見方、二通りの角度から見ることがあると思ひます。

一つは、佐藤・ニクソン共同声明の第七項で佐藤首相が、この沖縄返還協定とアジアにおけるアメリカの諸条約上の義務との関係を言つてゐるわけですね。「総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負つてゐる國際義務の效果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。」つまりアメリカは、現在沖縄を適用範囲に含んでゐる米韓相互防衛条約それから米台相互防衛条約、米比相互防衛条約またANZUS安保条約、これらの諸条約上の義務を負つてゐるわけですね。またベトナム戦争に対しては、これは条約上の義務よりもつと以前の國連憲章の第五十一条に基づいて、ベトナムに軍事的侵略をやつてゐるという状態です。さういふことを日本政府はすべて認めるということをお前提にして、この返還協定をつくつてゐるわけですね。

さうであるにもかかわらず、実際にはこの返還協定は、本土と同じく安保及びそれに関連する諸取りきめによつて基地を提供するのだというふうにいふてゐるのです。しかし、今度の土地取用の暫定法案では、それすらも踏みこめてしまつてゐる。ですから、非常にたくさんものを否定した形で、この返還協定の基礎になつてゐる佐藤・ニクソン共同声明ですらも否定するといふ形で、ここに土地取用法をつくつてゐるわけですね。その性格は、国内法的にいへば、これはアメリカ

カ軍の布令の国内法化であるというふうにいえると思うのです。その意味では、これは軍の布令の国内法化ですから、すなわち、これは日本の国内法の中に軍国主義的な法律をつくることとして、というふうに言うことができると思うのです。つまり沖繩を、こういう法案を適用することによって日本の軍国主義化のモデル地区にしようとしているということがいえるのじゃないかと思う。それは単なるモデル地区という以上に、日米共同作戦のまたモデル地区にもなってくるわけです。

現にアメリカ側では、どういうふうに見えているかといえますと、先ほど来、これ以上返還がおくれるのは県民のためにも困るというふうな御意見もありますけれども、実際にはアメリカは、沖繩県民のためを思ってこれを返還するわけでも何でもありません。これはアメリカ軍自身の利益の立場から返還をしようとしているということです。それはこの間の七一年十月二十七日、つい先ごろのアメリカ上院の外交委員会の沖繩公聴会の第一日に、ロジャーズ国務長官がちゃんとそういうことを言っているわけです。返還がこれ以上おくらされると、返還を要求するデモと基地を守る米軍との間で、あからさまな衝突の起こる可能性がそれだけ大きくなると信じてよい理由があった。だからそういうふうな基地を、県民の返還闘争から守るために返還するのである、返還することによってよりよくそれを使うことができるようになるのである、というふうなアメリカの政府自身が、ちゃんとアメリカの上院で証言しておるわけですね。そういう立場に合わせて国内法をつくるというのですから、それがつまり米軍布令の国内法化を意味する今度のような暫定使用に関する法律案になって出てきたのだというふうに見えるわけです。

それから、条約上は、さっき言ったようないろいろな条約上の問題があるのですが、今度は条約に限らず、アジア情勢の実態との関係もあるわけですね。それは、たとえば南朝鮮の朴政権が、つい数日

前非常事態宣言を出したわけですね。これは一体どういう意味を持っておるかといえますと、米中接近というものは必ずしもアジアの、日本が首を突っ込んでおる植民地状態のところでは、緊張緩和を意味しないのです。むしろ緊張の激化が起こってきているという点です。これに注目する必要があるのです。この前いろんな方々から、米中接近によってアジアの緊張は緩和したのだから沖繩を非軍事化しろというふうな声明も出ましたけれども、私はああいう見方にも同意できません。実際には米中接近の反面で、日本が首を突っ込んでおるアジアのいろんな地域では緊張が激化してくる面があるという点です。これが今度の南朝鮮の状況なんかにはっきり出てきているのです。結局、あの非常事態宣言というものは、日本が日韓条約以後膨大な援助を注ぎ込んだ、膨大な援助を注ぎ込みつつあるのです。米年もまた何億ドルが出すと思うのですが、それによって南朝鮮の経済は自立するどころか、ますますこわれてきている。もう国家として体をなさないくらいにこわれてきている。それで国内の不満が、いろんな分野で吹き上がる事態に現在なっているのです。つまり、緊張の激化が起こってきているのです。それに對して沖繩がかかわり合っているという事です。これは米韓相互防衛条約がかかわり合う、自衛隊の配置によって日本がまた、安保条約そのものがそこにかかわり合うという事態にいまなっている。

台湾についても共通の問題がありまして、台湾では、米台相互防衛条約の中には、台湾の現地の政権の政治的安定のためにこれが発動されるといふような条項があるのです。つまり、台湾と本土との関係だけでなく、台湾内部で問題が起こった場合に、これに對して米台相互防衛条約が発動されます。また、あの相互防衛条約の交換公文によりますと、沖繩の米軍はそういう台湾の政権との協議なしに減らすことはできないというふうに読み取れる個所があるわけですね。これは昨年、一九五四年当時の国府の外交部長だった葉公超氏が

ニューヨーク・タイムズに語ったところでも、そういう密約があることは明らかで、それに対して沖繩の米軍基地がかかわっているわけですね。ですから、今後の日中国交回復ということも考えた場合にも、現状のままで、こういう沖繩の基地をそのままにして返還協定をつくるということとは、もつてのほかだといわなければならぬというふうに見えると思います。

○床次委員長 中川君、簡潔にお願いします。○中川委員 軍国主義のモデル地区というふうなお話も出たわけですが、沖繩の基地というのは、これは安保と非常に深い関係があるために、安保を早急に改正する姿勢というものを政府がとらない限り、沖繩県民としては平和な島としての念願がかなわない、こういうふうには私は思います。

最後に一つ伺いたのですが、この法案が憲法に保障された県民の意思を一方的に踏みにじって、あるいは憲法違反のあたりまじりのようなものであるというお話が先ほどありました。そして憲法九条、十一條、十四條、十八條、二十九條、三十一條、三十二條、九十五條、そして九十九條、そして一息では言い尽くせないほどたくさんこの憲法の条項をあげられました。これらに全部違反するものであるとの具体的な例をあげられたわけですが、こういった強制収用が強行された場合に、沖繩において問題が何一つ起こらない、こういうことはとうてい考えられないことじゃないかと私は思います。成田空港のような問題に発展しないとは、だれびとも言い切れないのじゃないかと思ひます。

そこで伺いたいことは、もし政府が強行をした場合に、どのような形の反対運動が起こることを想定されておられるか。もしこの点についての想定がおわかりになれば、ひとつ伺っておきたいと思ひます。

し、踏みにじってしまったという違法行為をおかしているということですね。だから、もし違法な違法な反対運動とか合法的な反対運動とか、そういうことばはあり得ませんけれども、政府の目から見て違法な反対運動だというふうに言われるようなものが起こったとしても、政府はそれを否定する資格はないと思うのです。政府が安保条約の地位協定すら踏みにじり、それからこの間強行採決をやった返還協定の第三條すら踏みにじり、それから憲法を踏みにじり、あらゆるものを踏みにじってこういう法案をつくらうというのですから、それによってどんな反対の大衆闘争が起ころうと、これに對して政府はとやかく言う資格は全然ないと思います。これはどういふ運動が起こるかということは、私は、沖繩県民が自分自身で取り組んでいることですから、いろいろな形態のものがあるであらうというふうには申し上げるよりしかたがないのですけれども、その反対闘争以前に、政府がもうみずからきめたことすら、あらゆるものを踏みにじってしまったところ、何もう資格を政府自身がもう失ってしまったのだというふうにいえるのじゃないかと思ひます。

それから、この間の強行採決ですが、強行採決の問題がそれにかかわってきますけれども、これは政府がまず第一に、沖繩県民の国民主権、日本国民の国民主権を踏みにじっておる、憲法の一基本である国民主権を否定してしまつたというところに、あの強行採決の本質があると思ひます。その上に、さらに委員会で記録もされないものをまた本会議にかけていったということに、また二重、三重の強行採決の本質があったというふうに見えるのです。

○床次委員長 石川次夫君。○石川委員 最初に大浜先生にお伺いいたしますけれども、大浜先生は沖繩の御出身でいらつしやいますから、沖繩の心というものをよく理解されていると思うのですが、どうもわれわれが考えている沖繩のこととは若干ズレがあるのじゃないか

という印象を受けるわけであり。それで、議論をするつもりはございませんけれども、大体今度の協定あるいは国内閣連法案というものは、沖縄における軍事基地を固定化する方向で定められたところにある大きな問題があるというふうな、われわれは理解をしておるわけでございます。

そこで、基地の問題でございますが、基地依存経済であったために、沖縄の経済というのは非常に消費放漫経済になっていて、第三次産業がふえ、外資の抑制というものがあつて、何か基地に依存するための経済だけが発展させられた、第三次産業が肥大化した、自立経済というものがほとんど行なえないような状態になってきたというふうな点で、やはり基地というものは経済の阻害原因になっておるといふ点、それから平和を維持するといふ点では、沖縄の県民はほとんどそうは感じておらないと思つて。これは先ほど渡久山さんの御発言もあつたように、軍事基地があつたためにいろいろな平和がかき乱されておるのだ、人権もじゅうりんされておるのだ、平和の維持といふものとおよそ縁が遠いのだ、こういうふうなところを方をしておると思つて。そこで、最後には自衛隊がとつてかわるのだからというふうな説明が政府のほうからされるわけでありまして、自衛隊に対する印象というのが、これまた戦争中、五十万ぐらいいしかならないところへ十数万万人の人たちを失つたというまなましい記憶が残つておるわけでありまして、基地に現存しておるアメリカ兵に対するよりも、むしろ自衛隊に対する拒否反応のほうが強いのではないかと。したがつて、強引に、自衛隊なら同じ同胞だからいいのではなからうかといふことで、基地と取りかわるということにすればいいのではないかと、骨肉相はむような戦いが沖縄の中で起こり得る可能性があるのではないかと、このことを心配しておるわけでありまして、そういうふうな御不安はお感じにならないかどうかといふこと

を、まず大抵先生に伺いたいと思つてあります。

それから、ついででありますから質問だけを続けてしまひますけれども、久住先生に伺いたいのは、先ほどは、藤島さんからは非常に貴重な御意見を伺つたのですが、米中会談が日本の頭越しに約束を破つて行なわれることになった、あるいはまたドル・ショックというものが急激に來たといふことで、アメリカ自体が非常に苦しい経済情勢に追い込まれておるわけですから、そうなりますと、安保はいまのところ極東の平和のために必要なんだといふことで堅持をするというたてまえになつておられますけれども、なりふりかまわず、たとえばベトナムの処理の問題を通じてあるいは米中雪解けの問題を通じて、自分の国の経済を守るといふのと、かといふことになると、どんでん返しといふものです。まあ急変をするといふ可能性を予期しなければならぬ。そうすると、いろいろな情勢を考へてみると、これは専門家がありませんからお伺いするわけでありまして、安保不要論といふのはアメリカの側から出てきやせぬか、そういう可能性といふものはないのだろうかといふことを私は常々考へておるわけですが、その辺に對するお見通しの問題をひとつ専門家の立場で伺いたいと思つて。それから、最後に米原さんに対してでございますけれども、米原さんの公述の中で、東南アジアの窓口として発展をさせるということが一つありました。それからアメリカの好意で返還されるということがあつたわけでございますが、アメリカの好意といふふうに考へれば考へられませんが、それはないのかもしれないけれども、サイミントン小委員会というものがアメリカの国会で行なわれた、その議事録というものをずっと見ますと、基地に対する反抗運動、反対運動は非常に激しくなつて、基地の平和的な維持がむずかしい、したがつて、われわれが沖縄の施政権の問題を解決しないといふと、今後五年ないし十年にわたつてわれわれがそこにとどまることはできないのだ、し

たがつて、基地を返すのだといふことであつて、米の好意によつてといふふうにはばかりは容易に理解できないのではないかと、私はこう思つておりますが、どうお考へになるかといふことが第一でございます。

それから第二点は、東南アジアの窓口として、確かに距離的には日本の東京、京城、北京、マニラ、香港、ほとんど等距離です。非常にいい場所にある軍事的拠点としては目をつけたといふふうに思ふのでございますけれども、これを逆に経済的に利用しようといふ気持ちでわれわれは持つておるわけですが、けれども、いまの韓国と台湾は日本の生命線だ、その拠点として沖縄を返し、その拠点として維持していく、アメリカの利益に反しない程度にそれを維持していくのだといふことが前提になつてい

それからANZUS条約というのは、日本との講和条約の発効前、締結前に、ニュージランド、オーストラリアまでこれは守る。守る中心として沖縄が基地として現存するのだといふことがANZUS条約の中に明記してあるわけですね。そうなりますと、これは東南アジアの平和的な窓口といふことたり得ないで、東南アジアに對する非常な脅威の中心拠点が沖縄という形になつてあらわれておるのではないかと、いふふうになつておる。その点はなかなか東南アジアの窓口になるというふうなことが簡単にはいかならないのじやなからうか、こういう感じが、まあしろうと考へかもしませんが、してならないわけなんです。その点についての御感想なり考へ方がありましたら、三人にそれぞれ伺いたいと思つて。○大浜公述人 私に沖縄問題に取り組む基本的の姿勢として、まず施政権の返還そのものがすべてに優先すべきものであるのだといふ考へを持つておるのであります。したがつて、基地の存続の問題、存続する場合の基地のあり方等の問題は付随する条件だと考へておるのであります。基地が残るために施政権が返らなくてもいいのだ、基地の条件が悪いから施政権の返還が延びてもいい

のだといふ考へは持つておらないのであります。施政権の返還がまず何よりも優先して実現さるべきだといふ姿勢でこの問題に取り組んでおるわけでありまして。

ただいま御指摘のように、沖縄に膨大な軍事基地があるために沖縄の経済が大体四〇〇程度基地に依存しておるかと思つておるわけですが、そういう基地依存の経済の姿といふものは、決して健全な姿じゃないので、一日も早く基地から脱却して自立自営ができるような、これは日本経済の一環として発展することが望ましいのであります。

ところで、基地全面撤去を望んでたして施政権がいま返るかといふと、どうもアメリカとの折衝でいろいろ向こうの感触から判断しますと、いま基地を施政権の返還と同時に撤去してくれといふ主張といふものは、とうていなかなか通らな

い。そうすると、やはり施政権の返還がおくられてしまふ。だから軍事基地は残つたままでもできるだけ最小限度に縮小して施政権の返還を実現すべきだといふ考への上に立つておるのであります。なお、自衛隊の問題についても御指摘がございましたが、自衛隊が憲法九条との関連ではたして憲法に適合しておるものか、合憲性の問題もありましよう。なお軍事的立場からあつて自衛隊といふ防衛の体制が必要かどうかといふことにも、いろいろ御議論があろうと思つて。しかし、現に自衛隊は日本に存在してあります。そういう体制下において、この沖縄だけは自衛隊は進出しな

い、沖縄は日本の自衛隊が防衛の責任を負わなければならないことは、ちよつと筋が通らないのじやないだろうか。また沖縄をそういうふうな形で差別待遇すべきものではないといふ考へを持つておるのであります。なお、沖縄の住民が戦争中日本の軍部に非常に圧迫をされ、差別待遇をされて、非常に軍に對する不信、不満を抱いておることは、よく承知しておるのであります。ですから、軍のイメージが非常に悪いので、その関係で、自衛隊が出ていかれる際には、やはりそのイメージをみな払拭し

て、昔の軍隊とは違ふのだということ、沖縄の住民が体験してきたことを頭に入れられて、そういう疑惑のないように、自衛隊は慎重に行動してもらわなければならないというところは考えておるのではありませんが、それだからといって、自衛隊の進出はしなくてもいいのだという結論にはならないので、沖縄の住民に誤解のないように、これは当局のほうで十分努力されてしかるべきものじゃないかと思う、ただ自衛隊がどの程度に進出すればいいかということになりますと、これは軍事技術の専門的なことに属するので私にはわからないのでありますが、とにかく最小限度はやはり自衛隊の進出は認めるべきであるし、また、それが沖縄のためにある面もあるのだということを申し上げたいと思います。

○久住公通人 石川先生の御質問は、アメリカのほうから日米安保条約を廃棄してくるようなことではないかというように、ざっと言うところという意味の御質問であったと存じます。

私の専門としております戦略思想という問題から原則的に申しますと、こういう外交とか政治というものは情勢の変化に適應するというのが一つの重要なプリンシプルに相なるかと存ずるのであります。また同じようにもう一つのプリンシプルを申しますと、オプションを大きくする、選択の幅というものを常に余裕をもって柔軟に対応するというのがやはり重要な要素であると私は信じているわけでありまして、これが国内政治にも外交にも、あるいは軍事問題等においても適用されるというのが、世界の一つの基本的な政治哲学だと思ひます。

そういう点から申しますと、日米安保条約を、もちろんいつまでも現在のまま維持しなければならぬというようにすることは原則的に出てまいらないのであります。これには、やはり情勢の変化によりまして、また相手のあることでございますから、それとの関係において、また日本の情勢の変化において考慮しなければならぬ。いずれの場合にいたしましても、主体性と共通の利益、相手の

共通の利益というものを基本的に置いて考慮しなければならぬ、かように考えるわけでありまして、これが外交であり、安全保障政策であると感じているわけでありまして。

私が座長をやっております安全保障研究会というのがあります。前には基地問題研究会というのがありまして、そこで昨年十二月二十八日に「米軍基地問題の展望」というレポートを出しまして、政府にも提出いたし各政党にもお送りいたしました。この中に、いま御質問の趣旨についても触れてあります。それによりますと、米軍は日本に常駐のような状況でありましたけれども、これは漸次常駐部隊はなくなるといふことはすでに既定の事実である。何年かたちますと、沖縄問題についても、先ほど加藤先生に申し上げたのは若干矛盾する可能性もありますが、沖縄においてもいつまでもアメリカ軍の戦術部隊が常駐するとは限らない。しかし、日本の安全保障上の利害関係からいいますと、日米安保条約によって日本の安全が保護されるという状況は、いまの段階においては有利なことであつて、これをできるだけ続けなければいけません。しかし、アメリカは戦術部隊をここに置かないかともわからぬ。そこでその報告書で提唱いたしましたのは、有事協力戦略というものをとらなければならぬ。常時は駐留いたしませんけれども、プレゼンスはいたしませんけれども、万一の緊急事態が発生したときには、わが国にある基地を常に使えようという状態に置いておきまして、日米安保条約の精神あるいは条約の規定に基づきまして、アメリカの軍隊が日本に機動力をもって進出をしていく、日本の自衛隊はこれと協力するという関係にあるということが、日米安保条約の将来において最も可能性のある、また日本として最も有利な方策ではなからうかということを提唱いたしました。

○床次委員長 簡潔にひとつ……。

○久住公通人 この報告の趣旨につきましては、私も本日この席において、将来はこういうことを立法府の皆さまにもぜひ御検討をお願いしたい、

かように考えているわけでございます。お答えになったかどうかわかりませんが、大体そういうことでございまして。

○米原公通人 沖縄の返還は米国の好意じゃないんだというお話でありますけれども、これは基本的に考え方の相違があるかと思ひます。私は確かにサイミントン小委員会であるとか米上院外交委員会等の発言の中でありましたように、アメリカの議会の中でも、沖縄を返還することに對してのタカ派的な意見やハト派的な意見もあつたろうかと思ひます。けれども、私が聞いている範囲において判断できることは、やはり敗戦国日本に對して、またかつてないという返還協定というものが実現していく裏は、日米友好を基本にしていくとするアメリカの好意にはかならないという認識に立つて発言した次第であります。

それから、東南アジアの窓口という話は、これはちよつときさきつが、御質問の趣旨と私の話しましたことは違つておりまして、私が申し上げたのは、沖縄の県民というものは二十六年の間にたいへんな資産を持つてゐる。その資産は何だ、二十六年といふと、生まれた子供が二十六歳になります。その間における教育や、その生活の中に於いて、日本人が一番不得手な国際的な関係において国際人としてのいわゆる順応性というものを一番身につけてゐる県民であるという認識に立つときに、沖縄が今後新しい産業構造を求めていくときに、東南アジアというものを、あるいはもちろん中国をも含む地域においての沖縄といふものの存在が、そのいい意味の窓口になつていくべきである。防衛の窓口であるとかそういう立場でなくて、沖縄県民の一番いい特殊性を生かす、資産を生かす産業は何だろうかと思ひますと、確かにそこが東南アジアの大きな文化センターでもつくる。日本が考えられる東南アジアに對する協力機構の一環をそこに大きなものを持つていくような大きな施策はないだろうか、そういう点から考えたら、沖縄県民というものは一番適しているという見解に立つたものでございまして、そういう窓口

という立場で話を申し上げた次第であります。お答えになりましたかどうかわかりませんが、答弁させていただきます。

○床次委員長 先ほど山口君から質疑がありましたが、大浜公通人に対する保留された答弁であります。発言を求められておりますので、お願いいたします。

○大浜公通人 先ほどの御質問に對して、よく実情がわからぬものですから、回答を留保させていただきますが、私、南方同胞援護会の会長になつたのが昭和三十六年でございまして、当時の総理の池田さんからその話がありまして、当時、私、早稲田大学の総長の地位にありまして、どうして片手間仕事でそういう大役をお引き受けしかねるので、一応御辞退を申し上げたのであります。その後、当時の官房長官であられた大平さんから重ねてお話がありまして、副会長、専務理事がこの常務は一切あらずとてやるので、会長はそう毎日事務所に出なければならぬという性質のものでないから、とにかく引き受けてくれるというお話があつたので、お引き受けをしたのであります。

それで、実際の事務の関与の程度でありますけれども、あの当時ははかに専務の職があるもので、それから、ときどきは参り、理事会、評議委員会等の会合の際には出て会の司会もしましたけれども、日常業務についてはほとんど関知しない、ただ重要事項については報告を受ける程度のことであつたのであります。したがって、その当時はずっと無給で名誉職みたいな地位にあつたのであります。専任につとめるようになりまして、昭和四十一年に早稲田大学の総長をやめ、四十二年から初めて常勤という形で仕事に携つたことになつておるのであります。

そういう期間の間問題です。自信が持てなかつたので、専務理事に事情を聞いてみたのであります。聞いてみますと、幾ら調べても南方同胞援護会としてそういう書面を提出した覚えはないし、そういう事実もないという答えであります。

す。ただ、総理が訪米されるについて、いろいろ総理府内にとどき委員会があつて、いろいろな資料を提供しなければならぬということで、専務理事が呼ばれたり、副会長が呼ばれたりして、メモ程度の上は上げたことはあるけれども、先ほど御質問のような趣旨の正式の書類というものは出ておらぬというのが真相であります。

○床次委員長 大体時間が過ぎておりますし、きょうの趣旨と違ふと思うのですが、適当に結論をしていただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 じゃ簡単に尋ねますけれども、予算委員会がこのことが議論をされて、こうなつています。この文書は総理府が印刷されて、総理府の用紙が使われている。しかも極秘の印が押されて保存をされている。提出された当時の総務長官は白井総務長官ということでありまして、文書の主たる内容は、私、先ほど申し上げたとおりであります。これが問答形式で、私が——

というのには佐藤総理ですが、私がこれのことと要求するといふ形の問答形式のきつとした文書になつて提示されておるのです。非常勤のときのことだからつまびらかでない、こういうお話であります。はつきりと山中総務長官も、同胞援護会の文書として白井長官当時の総理府に提示をされ、それが印刷をされて極秘の判こも押さつて保存されておるといふことはちゃんと認めておるのです。しかも内容が不穏当だといふことも認めておるわけです。

どうなんですか。この主席公選については、与党体制の確立をはかりつつ、公選方式も研究して実現をしてほしいといふような文書が、これは出ていることは事実なんです。これは予算委員会でも明らかにしているんです。これは明確にしておらなければならぬ。そういう趣旨が南方同胞援護会のいわば考えなのか、このこともあわせて明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○大浜公述人 先ほど申し上げましたように、そういうことを南方同胞援護会の役員の間で話し合

いをしては、これは事実ないであります。また、そういう書類を作成して提出したという事実もない。この書類が事務担当者の答えであります。——しかし、いま御指摘のような書類が現に出ておるとすれば、どういふいきさつでそういう書類ができ上つておるのか、これはもう少し詳しくして、みなければわからないのでありますが、いまのところでは、それ以上お答えすることができないのであります。もし、援護会が、はたしてそういうことを出しておるとすれば、むしろ私は非常勤であります。と、会長として責任を負うつもりであります。と、いまでも呼んでいろいろ聞いてみますと、そういう事実はないといふこと

○床次委員長 山口君に申し上げますが、時間も過ぎておりますし、簡潔に。

○山口(鶴)委員 ですから、出ておるとすれば責任を負うと、こう明確に会長お答えになつたわけでありまして、総理府のほうには、文書は明確に出しておるわけでありまして、その間の事情を同胞援護会としてもお調べになつて、こういう経過だといふことを、当委員会にひとつ資料として、後刻でけっこうでありますから、御報告をいただくことを要求をいたしたいと思ひます。——承知されたといふことでありますから了解をいたします。

○床次委員長 井上善方君。

○井上委員 室井公述人にお尋ねをいたしたいと存するのでありますが、アメリカの沖縄統治の最高法規である琉球管理命令を受けた布告、布令に基づいて行なわれ、裁判を不服とするものの再審あるいは救済のあり方について、どのように考へておられるか、この点お伺いしたいのであります。

もう一つは、このたびの返還協定で、沖縄の県民が持つ請求権、これを全部放棄することになるのであります。これらに対する御見解をお伺いしたいのと、同時に、特別措置によりまして、政府が見舞金を出すといふことになつておる

のでございしますが、この点についての御見解をお伺いしたいと存するのでございします。

次に、久住公述人にお伺いいたしますが、先ほども、久住さんがアメリカに参られまして、そして、何でか、外交の専門家であり沖縄の専門家である有名高官に——何かおっしゃられましたか、話をなさつて、沖縄の施政権をアメリカが持つことが占領政策上大きな損じゃないかとおっしゃつた。そうすると、非常におもしろい見解だといふようなことを言われたというお話がございします。私どもは、サイミンソン報告並びにアメリカの上院外交委員会の議事録なんかを拝見いたしました。このたびの沖縄返還協定の原動力になつたのは、沖縄県民の反戦平和の運動、反基地運動が私は原動力になつた、その裏づけが、先ほどあなたがとおっしゃつた、アメリカが施政権を持つことは損だといふおことばにもあらわれておる。かつたサイミンソン委員会あるいはアメリカ外交委員会のジョンソン國務次官、あるいはまたレアー国防長官の証言となつてあらわれておるのではないかと申すのです。この点についての、まあ旧軍人さんとしての久住さんのひとつ御見解をお伺いしたい。

さらにもう一つは、先ほどのお話の中で国際情勢が非常に流動的である。したがつて、五年あるいは十年というんじやなくて、三年間は外交上もじつとしておれ、こういう御趣旨であつたように思ふのです。結局日米安保体制あるいはまたこの沖縄返還によりまして、われわれは日米安保体制が質的に変化し、より軍事的に緊密化すると私どもは思ふのでございしますけれども、まあこのまじつと三年間おつたほうがいい、こういう御意見のように承つたのであります。そこで三年という年月をどこから割り出したかといふことは、私らはどうもあなたのお話からはくみ取れないのが一つ。

もう一つは、先ほども石川委員に対するお話の中で、国防政策あるいは外交政策といふものはこれは情勢に対応させなければならぬ、あるいはまた選択の幅を持たなければならぬ、これがプリンツィップだ、こう仰せられる。しかし、あなたのお話から承りますと、選択の幅も日米安保体制といふものの中で考えられる、あるいはまたその情勢に適応しなければならぬ原理にも、いまの米中接近あるいはまた米中の接近で三極時代、多極化時代といわれるこの現在の世界情勢にはたしていまの日米安保体制を守つていくことが世界の情勢に適応されておるのかどうか。これは後世の史家の評を待たなければならぬけれども、私どもは、しかし、そういう点で考え方として非常に幅が狭いんじゃないか。

もう一つは、このような流動的な世界情勢、特にアジアの情勢の中において、日本はこれだけの経済力を持つ国家として、そういう成長をいたしておられますから、当然リーダーシップをとりながら冷戦構造を緩和させる、そして平和共存の方向に進めるだけの實力を日本はアジア地域においては持つておると思ふのです。あるいは世界情勢の中において持つておるので、積極的に、ただ単にアメリカとの追随外交と申しては語弊があるかも知れませんが、日米安保体制の中に閉じこもる中から打ち破つていく必要が今後日本の外交方針として必要なんじゃないか。この点軍人なり軍事評論家としてのあなたの御見解を承りたいのでございします。

さらに、久住さんはかつては陸軍の参謀さんだつたと思ふのですが……。

○床次委員長 簡潔にお願いします。

○井上委員 もう一つは、戦争中あるいはまた戦前におきましては、日本の国策を決定するのは軍人さんかどうもリーダーを持つたようでもあるし、それから日本の外交方針につきましても、当時の文官と非常に衝突があつたように見受けられます。このことがアメリカの國務省と国防省との間でも見られやしないか、このように考えられるのであります。一例を申しますと先般も……。

○床次委員長 答弁の時間がありませんから簡潔に。

○井上委員 先般も岩国基地に核があるじゃないかというようなことが問題になりましたときに、アメリカの大使館からの報告では、核じゃございません、あれは機関砲でございますと、こういう報告なんです。ところが、自衛隊から調べに行ったら何とかが空母補給というのが見えますというところ、その貯蔵庫の中は、今度は魚雷になったり、爆雷になっておる。機関砲がいつの間にか爆雷になったり魚雷に変わっている。全く軍人さんと外交官との間に断絶があるように思われてならないのであります。そういうようなところをひとつあなたのお知りになっておるところをお伺いしたいと思ひます。

○室井公述人 お答えします。

まず、布令による裁判の効力の問題ですが、私、以下のお話はいずれも沖縄返還協定が、いろいろな方法があるでしょうけれども、有効に成立した場合としてお話し申し上げます。

これはアメリカに対する日本国の責務として定まっているものですから、日本国民に対して日本政府なり日本の国会がどういうふうにするかはまた別途の問題だと思ひます。したがって、憲法上の刑事被告人なら刑事被告人の権利なり、憲法上の制度の保障なくして行なわれた裁判について、わが国が独自に国内において沖縄における当時の裁判をもう一度再審するということはむしろ好ましい。先ほどのお話ですと、非常に沖縄では差別待遇がずっとあったものですから、むしろその意味でも日本の憲法に照らしての裁判を行なうことは望ましいと思ひます。そして、それは決して沖縄協定には違反しないと思ひます。

それから、第二の請求権の問題ですが、これも同様に協定においてはアメリカに対して放棄しているわけですが、その場合でも、日本国内でこれをどう考えるか別の問題です。見舞金のお話がございましたけれども、これはあくまでも見舞金であつて権利じゃないわけですね。だから被害者が権利として要求することのできる特別法をつくつてもよいし、もしそういう法律がなくても、国家

賠償法でこれはまた日本国内において法律上賠償請求訴訟が国に対して起こされるかもしれせん。そういうふうな考えです。

○久住公述人 井上先生から三つの御質問を受けました。第一は、私がハリマン大使と会ったときの昔の話を、よけいな話をしたわけですが、そのときのことから説き起こされて、沖縄の施政権返還、今日に至つたのは、反戦平和の運動がその効果をあげたのではないかと、このことを御指摘でございます。それが第一の御質問の要点であつたような気がいたします。

私は必ずしもさうではないという認識を持っておるものであります。一九六五年ごろからひんびんと私も沖縄に参ることにしまして、そのうちに沖縄県人会にも入れてもらおうと思つてゐる者の一人でございますが、県人会といへば井上先生は私と同じところの選挙区からお出の方でございます。私が、私の認識では、沖縄返還を今日に至らした最大の功労者は、ここにいらつしやる大浜信泉先生をはじめとして屋良朝苗、喜屋武眞榮などといった、主として教育畑から出てこられた俊英の方々の熱意あふる日の丸運動であつたと思ひます。これは祖国復帰を旗にした巨大なる民族運動でございます。それが屋良朝苗氏をして行政主席に当選せしめ、その後が始まりましたのはアメリカのB52事件とか、いろいろなことが起こりましたことによる、いわゆる反戦平和の運動も加わつてきたわけでありまして、私の見方はやはり先ほど金城さんのお話のありましたように、祖国復帰という一つの大きな流れ、また人権問題という一つの異民族支配下から脱しようとする動き、運動、現実な願いでございます。それが主流であつて根本であるというのが私の認識でございます。

第二の、三年ということをお私に結論的に申し上げたことについての御異論、疑問をお述べになりましたが、これは時間の関係上理由をくぐぐと述べたことを怠りましたので、そういうことではあります、三年というのはいやはこの付近を見回

しますと、朝鮮半島の場合におきましても、現状ではとても来年になつたらどうなるということおは申し上げ得ない状況にあります。中国にいたしましてもソビエトの関係もありまして、中国の政治的な内情と申しますか、こういうのも今後第四次五カ年計画等を立案しようとしておられます。また、国民代表大会等をこれから開きまして、国づくりの基本をこれからきめていくということでありまして、最近もいろいろうわさが流れております。人事問題等についていろいろ問題がありま

す。こういうものの安定を見るということは、まあいふ大きな国でございますから、これは半年やそこらでは簡単に片づかない。その余波というものも十分考えられます。また、最も大きな問題は台湾問題でございます。この解決には私はやはり少なくとも三年はじつと見ていただかなければ、今日現在直ちに結論を出せといつて迫られるのは野党の皆さまであり、国民の一部の人たちでございますけれども、私はこういう外交問題等ではできるだけ慎重に情勢の変化を見て、先取りといふことも必要でございますけれども、実行に移す段階におきましてはできるだけ慎重にやる必要がある。軍事問題からいいますとこれはリードタイムといふのでありまして、リードタイムといふものは、事柄が大きければ大きいほど余裕を持ってリードタイムをとつていただかなければならないということ、三年と申し上げたわけでありま

す。それから、最後の御質問はたいへん現実的な話で、しかもアメリカの話でございます。私にはあまり人さまの家庭の事情などを申し上げたくないのではありませんが、国防省と國務省がうまくいってないのじゃないかという話、言うことが矛盾しているじゃないかという話、これは御指摘のようなことの事実があつたと思ひます。私たちも常にそういうことがあることを体験をいたしております。國務省と国防省だけでなく、国防省の中でも国防省のシビリアンのほうと軍人では、陸軍、海軍、空軍というのがありまして、沖

縄の現地におきましてもいろいろこれがそれぞれ軍の都合によりまして、日本側との交渉を困難にするという点があるのであります。これは人事はあまり言えないのでありまして、わが国におきましても同じような情勢が多数現出して国民を悩ましてゐるわけでございます。そういう点でこれはやむを得ない問題だと思つております。

○床次委員長 門司亮君。

○門司委員 私は久住先生に率直に一つだけお伺いをしておきたいと思ひます。

それは、きょうお話をいただきました皆さまの意見をずっと総合いたしてまいりますと、賛成をされる方も反対される方も、賛成される方にいたしましても必ずしも出でる法案がそれでよろしいという方はないようでありまして、それから反対をされる方にいたしましても、基本的に、露骨なことばでいへば復帰に対する反対という、いわゆる復帰はいけないのだという御意見も見当たります。そうなつてまいりますと、結局いま私どもが審議いたしております者の態度としては、個々の問題については私どもも承服ができない、いわゆるVOAの問題にいたしましても、あるいは公用地の問題にいたしましても、こうした立法について賛成をするわけにはまいりません。それからもう一つは、賛成者の方の中には、やはり法理論的なものを考へられている面が非常に多いのであります。安保条約はあるのだから、そのワタの中だからよろしいのだということ、日本に自衛隊があるのだから、それでよろしいのだということ、法理論的なものを片づければ一応そういうことも言えようかと思ひますが、そういうものが現地で非常に反対をされておるといふところに一つの大きな問題が私にはありやしないかと思ひます。

そこで、軍事的に世界の情勢をずっとごらんになる久住先生からひとつその辺に——いまお伺いをいたしておりますものの中には、いろいろ国際情勢というものが変化してくる、その中でもう少し実態を見る必要がありはしないかというよう

な御意見もありするし、それから国際情勢が変化するので現実の問題だけをとりえて反対だといふのも賛成しかねるじゃないか、こういう御意見のように拝聴いたしております。そこで教えていただきたいと思ひますことは、そういう二つの、基本的には、ことばを覚えて言ひますと、どちらにも一まつ不安がある。返ってくることもよろしいが、しかし、こういう条件は困る。反対されておる方も、別に返ってくることに積極的な反対はしてないが、しかし、法理論的にこういふときにおかしいのがあるという、国内法として一つ一つの法理論と、全体のワキをはめた法理論との二つの交差があるように感じます。

そこで、問題になりますのは、それらの問題に對して一併現実的にどう対処することがよろしいかということでありまして、私どもとしては、世界の情勢ということにあまり大きなウェートを置いてまいりますと、どうしても現地を押えつける態度に出ざるを得ないという、こういう感じがいたします。それは、現実の問題と、世界の情勢というのはどう変わるかわからぬという広い視野の上で立つてです。沖縄の住民諸君にはそういうことはなかなか理解できないことなんです。それで押しつけようとする、結局、沖縄の諸君の受け取る感じというのは、やはり第二の琉球処分だといふような感じを受けるを得ない。その辺の考えをひとつお聞かせを願つておければ非常に幸いだと思うのですが……

○久住公述人 いま門司先生からたいへん広範な御質問を受けてまして、私ごとき者で十分なお答えができるかどうかは疑わしいのでありますが、せっかくの御質問でございますので、若干私見を申し述べさせていただきますと思ひます。

沖縄の施政権返還問題は、るる多くの方が述べられましたように、やはり返還をこの時期に達成するといふことは、何をきまして至至上命令でございます、この点については、どの政党の方も、また国民の大多数も反対はなされてない。わが国におきましては珍しく戦後ナショナルコン

センサスの達成された大きな案件だと考えているわけでありまして。しかし、その過程におきまして、外交問題でございますので、これがはたして日本のためになるのかという問題、あるいは沖縄の人のためになるのかというところで御議論が分かれるわけだと思ひます。

議論が分かれる一番大きな問題は、やはり軍事基地がございまして、これが日本並びに極東の平和のためにプラスになるのか、ならないのかという問題。私の意見を申し上げますと、沖縄に軍事基地が現在のような形であり、戦争抑止力として若干これが温存され、最終的には、先ほど申しましたように、有事協力戦略といったような形で安定をいたしますと、わが国としては比較的有利な、また、わが国の安全のために安心のできる体制だと考えているわけですが、このところの認識が、政治的な立場の違いによっていろいろ出てくるわけですが。

またもう一つは、沖縄の人がはたしてこれで繁栄をし、福祉を維持できるかという問題の分析のしかたがあります。これにつきましては私は多くを言う能力を持ちませんけれども、私の見るところでは、最近、どなたがお考えになったか知りませんが、たとえば世界海洋博といったようなものを企てられ、一千億円という巨費を現地に投ぜられて永久に残るような施設をつくらうという、なかなかいいことを考えられており、私も海洋博の使用人にも使つていただきたいくらい、これはたいへんうばなものであると思つておりますが、そういうったような新しいいろいろなことを、これから次から次へと開発するにあたって考へてやつていただきますれば、大多数の沖縄の人たちも、そういうま持つていけるような不安がなしに、喜んで復興を祝つていただけるのではないかと考へているわけでありまして。

いづれにしても、門司先生の御質問は、意見が非常に分かれておるので、これをどうすればいいか、こういう話でございますので、そこで、いろいろな法律案もございまして、協定のほうは

すでに可決をされたわけですが、そういうのに対してどが心配かということになりますと、先ほども申しましたように、公用地等暫定使用に關する法律案におきましては、私権に對しての強権があまりにも乱用されはしないかということでございます。また、これがいつまでも、不

必要なのにこの土地が国に取り上げられはしないかということであらうと思ひます。こういうことにつきましては、立法技術につきましては全く門外漢でありますけれども、いろいろな政治的の考へを持つた方が多いのでありまして、こういうことについては何かの形で歯どめをするといったようなことで、こういう問題の法律案について、その弱点、欠陥を是正するというようなことも不可能ではないと考へるわけでありまして、門司先生はおっしゃいませんでしたけれども、きつとこういふようなことについて何かいい考へがないかとおっしゃられたような感じがいたしますので、あまり自信はございませんけれども、しろうとの考へとして申し上げる次第でございます。

○床次委員長 佐藤文生君。

○佐藤(文)委員 第一点は、久住さんにお尋ねします。

その第一点は、ニクソン・ドクトリンの中に二律背反性があるのではないかと考へ方を私持つておりますので、アジアの情勢の非常に複雑な中から出されたあのドクトリンに對して、そういう考へ方を持つておりますので、それをお聞きしたいということ。

それから第二点は、米原さんにお尋ねします。那覇、特にコザ地区における基地経済から他産業への転換のために、予想以上の不安があると私は思ひます。これについてどういふ考へを持っておるか。中小企業の経営者の集団としての青年會議所が、どのようなプロジェクトで沖縄地区のこういふ方々のJICのメンバーとアプローチしているかという点についてお尋ねしたい。

それから第三点は、金城先生と渡久山先生にお尋ねしたいと思ひます。

教育委員会制度が公選制から任命制へと移管すると思ひます。この点についてお尋ねします。

第一点は久住先生にお尋ねしますが、印巴戦争は、われわれ日本人の願望とやらはらに、やはり国際政局においては力の政策というものを示すべきに示してくれました。非常に残念なことですが、でも、それが現実であります。その中でニクソン大統領は、ベトナムの戦争、アメリカの経済、こういう問題を背景にして、一日も早く極東アジアから撤兵していく、こういう内容を盛り込んでおりますけれども、一方では、日華、米華、あるいは日米安保、あるいは日韓、こういう問題を通じて極東アジアに對する防衛力というものの増強を望んでいるやに見受けられる。こういったような二律背反性をわれわれは踏まえて、第四次防衛計画——沖縄の基地も入っております。そういう問題についてわれわれは審議に入らうと思ひます。お尋ねしますが、参考になる意見を聞かしていただきたい、こう思ひます。

それから第二点の米原さんにつきましては、私自身本土にあって、特に私の別府地区においては昭和三十年まで米軍がおりまして、三十年の終わりに一挙に撤退をいたしました。自衛隊が入りました。その間において、基地周辺の零細中小企業が他産業に移転する場合の不安というものはたいへんなものであります。私は日米関係の間の調停委員になってその指導をしてまいりましたけれども、沖縄における基地産業から他産業への転換は、それより以上の不安があると思ひます。したがって、私どもは政府に對して、本土並みどころではない、本土以上の愛情をもつてその転換の作業というものを懇切丁寧にやらなくてはならぬ、こういうことを要請しておりますが、実際に中小企業の経済活動をされておる青年會議所も、ぜひそのような指導なり助言をして、その不安をなくしていただきたい、こういう願ひがあるわけですが、したがって、当然そういう問題に對するプロジェクトがあると思ひますので、お聞かせ願えれば幸いと思ひます。

それから第三点の教育委員会制度の問題については、戦後アメリカが日本を占領した際に、三つの方針を出しました。その第一は、日教組の結成、教育委員会の設置——新設といっているのですか、日本にとっては初めてである。それから第三番目が、歴史と地理の教育の廃止、こういったような占領政策をわれわれはやむなく引き受けました。そして逐次国民の良識に立って教育の正常化なり中立化を現在まで続けて、現時点においてもその戦後の傷あととはやはり本土でも残っておりま

す。それはあまりにも大ざっぱな説明でございますが、ニクソン・ドクトリンというものは、御承知のとおり、アメリカが建国以来初めて対外的に行いました後退政策であるという点において注目するものであります。独立以来、モンロー・ドクトリン、ジョン・ヘイのオーブン・ドア・システム、その後の第二次大戦後に至りまして封じ込め戦略、こういったようなことがずっと出てまいりました。このことによりまして、アメリカはここで一つの壁にぶつかったわけでありまして、これがまた国内にもいろいろな形で反映をいたしましたというところで、アメリカの学者、政治家、言論人は大いにこの問題の解決について頭を悩ましたわけでありまして、出てまいりましたのが、ニクソン大統領就任以来の課題であるニクソン・ドクトリンという形であります。

これを私のような専門の面からいいますと、二律背反性というものはこういう形であらわれております。アジア大陸に対して地上軍を大量に行使するようになるとは今後のやらない、そのかわり、その周辺地域、海洋、日本等を中心いたしました西太平洋並びに東南アジア方面の海域におけるアメリカを中心とした自由諸国の勢力維持につきましまして、第七艦隊を中心とした戦争抑止力に依存をする、こういうことでありまして、それをしても二律背反性というといえますと、必ずしも二律背反性ではなくて、限界介入、限界的な軍事力の行使といったほうがより適当ではないかと考えるわけでありまして。しかし、たとえば最近の米中接近問題あたりで考えられることからいいますと、二律背反性というものがより正しいということになります。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

また、それだけでなく多くの国民の支持も得られないし、国際的な信用も得られないのであると思います。極端にいえば、民主主義の原則ということでございます。

中国とアメリカが、大統領まで北京を訪問いたしました。それからできれば親善関係を結ぼうという話し合いに入るわけでありまして、そのことについて、私たちは、先ほど言いましたように、中ソ国境の軍事的対立が北京を考へて考へ方を変えざるを得なくさせたのだというふうに説きます。そうではない、沖縄方面にあるアメリカの敷設としたミサイルプレゼンス、これが中国をして従来の考へ方を変えしめたのです。これは私の言った説に対して反論をされたにすぎないかも知れませんが、そういって二面性といえますか、慎重なかまえて、手を差し出す、握手ということが常にバランスをとった形でなされておる。これはアメリカの考へ方というよりは、より西ヨーロッパ的な古い考へ方といったほうがいいかも知れませんが、そういうのが、御質問のニクソン・ドクトリンの二律背反性といふことの部分的な解明ではないかと思えますけれども、そのほかにももちろん非常に複雑なる二重性、三重性というようなことが含まれておりまして、一石二鳥、一石三鳥をはかるということもこの中に含まれて

いるかも知れません。

部分が非常に多いわけでありまして。その経営者の方々が——たしか十月九日に一ドル三百六十円の交換レートで個人の現金は保証されましたけれども、法人の資産というものはについての十分な保証はまだされていないと聞いております。そういう面から考へて、それ以降なおかつドルで商売を続けているのかないか、しかもドルの不安定なことは、ドルが切り下がるといふことが明白になればなるほど、たとえば来年の夏ごろまで返還ができない、返つてこないとするならば、その一年の間に何とかもうけていかなければいけない。中小企業の経営者が利益を割あげるといふことは、もう最大限の努力であらうと私どもは考えます。そうしますと、利益を割一生懸命汗水たらしてあげても、ドルが下がってしまふと、円が上がつていくというものがすごい不安にいま沖縄の方々、経営者にとらわれているという認識をここであらためて持たなければいけない。この現実論というものを考へてみますと、沖縄の経済事情というものはたいへんなものだ。しかも中小企業といつても、日本におけるわれわれの中小企業との格差というものはものすごい幅がございます。そうなるにつれて、ややもすれば、われわれがメリットを求めて沖縄に乗り込むというならば、簡単に沖縄の中小企業の中を流れていくことだって考へられます。そういう場面を想定すればするほど、沖縄というものの現在の基地経済からの転換をするためには、どんなことをしなければいけないか……

以上であります。

○米原公述人 恐縮ですが、簡単にお願ひします。

○米原公述人 恐縮ですが、簡単にお願ひします。

○米原公述人 恐縮ですが、簡単にお願ひします。

○久住公述人 佐藤先生の御質問、ニクソン・ドクトリンの二律背反性という、いみじくも御指摘でございましたが、よく考へてみますと、重要な外交政策あたりで二律背反に値しないようなものがあったとすると、これは非常にあぶないといわざるを得ないのでありまして、バランスのとれた、長くその方針を維持できるような政策の中には、必ずといっていいぐらい二律背反性を含んでおり

ます。また、それだけでなく多くの国民の支持も得られないし、国際的な信用も得られないのであると思います。極端にいえば、民主主義の原則ということでございます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

また、それだけでなく多くの国民の支持も得られないし、国際的な信用も得られないのであると思います。極端にいえば、民主主義の原則ということでございます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

また、それだけでなく多くの国民の支持も得られないし、国際的な信用も得られないのであると思います。極端にいえば、民主主義の原則ということでございます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

また、それだけでなく多くの国民の支持も得られないし、国際的な信用も得られないのであると思います。極端にいえば、民主主義の原則ということでございます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

また、それだけでなく多くの国民の支持も得られないし、国際的な信用も得られないのであると思います。極端にいえば、民主主義の原則ということでございます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

これはアングロサクソンの伝統的思想でしょうが、チャーチルに有名なことばがあります。ウイ・アーム・ツリー・パーレー、交渉するためにわれわれは武装するのだ、こういうような考え方、これは御承知のチャーチルという人の個性かも知れませんが、やはりアングロサクソンなどの伝統的な考え方の一つじゃないかと思えます。

と似たような形になってしまいます。とてもそれではやっていけない。何とか特殊な措置をお願いしたい限り、沖縄のほんとうの零細企業を生かしていこうと思うなら、立っていきそうもないというのが認識であります。

それとともに、もう一つは人間関係、いわゆる人的資源の開発という部分がまだまだ足りません。私どもは、経営者の仲間と現在地域開発の専門家を次々に沖縄に派遣しております。ちょうど経済企画庁の国民生活局等で活躍されている方、諮問されている方々を中心にして毎月のように向こうに送りまして、いわゆる人的開発というものに当たる努力はしております。けれども、現実には非常に悲惨なものになりそうである、何とかしてあげてほしい、この現実論を何とか片づけていただくことがいまの急務じゃないか、沖縄経済は救えなくなるよという心配を私はしております。

○床次委員長 金城君。恐縮ですが、簡単にお願いします。

○金城公述人 先ほどの御質問は、沖縄における任命制が公選制かという問題であると思っておりますが、お話にもありましたとおり、かつてわが国におきまして公選制でありまして、それが任命制に切りかえられまして、最初御指摘のように不安もあったと思えますけれども、着々としてそれが定着いたしました教育正常化の道に進んでおる、お説のとおりだと思えます。そうしますと、この任命制と公選制はすでに経験済みでありまして、この任命制がわが国において定着しておる、こういう場合に、あえて沖縄だけ特別に公選制の必要はない、そう私は思っております。

以上です。

○渡久山公述人 先ほどの御質問ですけれども、何か現在の教育基本法などがアメリカ的な感じがをちょっと受けたんですが、私はそれは思わないわけですね。いわゆる教育基本法というのは、戦前の国家統制になされた教育の弊害を除くという、いわゆる教育の中央集権化を除くという観点から、憲法が二十一年、それから教育基本法が二

十二年に制定されたと思うのです。そういうような観点から地方教育行政法ができておりますし、これはあくまでもいま沖縄で行なわれている教育基本法並びに地行法のいわゆる公選制は守らなければならぬ。現場でどうなっているかということですが、三十一年に改憲されたこの教育行政法はいろいろな問題点を含み、たとえば、文部省は指導要領の法的拘束性云々の中から教育内容にまで介入しているのが現状でございます。ですから、教育は実に現場教師としては憂うべき状態になっております。これについては杉本判决が一度出しておりますので、これは御存じだろうと思っております。私は、公選制は守るべきであり、逆に本土の側が公選制に戻ることを持望しております。

○川俣委員 大浜先生、室井先生、久住先生、お三人にお伺いしたいと思います。だいたい前の質問者で網羅されておりますので、各先生に一つずつ承りたいと思っております。

まず、大浜先生でございますが、これは国会内でも、あるいは現地公聴会でも抽象的に話が出た強行採決とこれからの委員会の態度等でございます。問題は、まず返せばいいじゃないか、返してもらおうじゃないかという意見と、いや内容だという意見で、国論が二つに分かれておるさなかである。そこで、先生は、返還協定、関係法案ともに御賛成の意を表明しながら、そこで日本政府と沖縄政府とがよく話し合って納得の線で行くべき要綱云々というお話もあつただけに、お伺いしたいと思うのでございます。

ところが、じっくりお話し合いどころか、むしろあのような態度と申しますか——たとえば一つの建議書を取り上げましてもうす。やとと屋良主席がかたく握りしめて羽田におりたところに、ああいう採決暴挙、こういう面が——あれは一般の人は私たちが非常に聞きましたが、先生のようには議会制度に精通されておる方——私なんか先生に教わったほうでございましてけれども、先生のような、教鞭をとられて、議会制度に精通されて

おられる方から見ると、今回のあれはどのように目に映ったであらうかということを端的に表明していただきたいと思っております。

それから室井先生は、憲法の違反の問題等々は、前の質問に出ましたのでこれはけっこうでございますが、一点だけ地方自治の問題に触れられたいと思っております。そこで、三割自治云々ということ、いま本土内でもかなり長年すわったいまの自民党政権に対する非難がございまして、ところが沖縄の場合は、三割自治どころか、さらにもっと吸い上げる危険性がこの法案にはあるんだ。ひとつ具体的にお示し願えたいへん幸いだ、こう思っておりますのでございます。

それから久住先生でございますが、私は、めったにない軍事評論のお話を承りまして、興味を持って伺いました。軍事基地の機能、国際情勢あるいは変化等に基づく——そういうところで、もう一べん私たちの年代は軍隊が自衛隊かというところの観念で先生のお話を承っておったわけでございます。そこで私は、こういう質問をして理解を深めたいと思っております。

というのは、江崎さんがこの間新長官になられて、おとといですか——これは決して放言ではございせんから、他意ございせん。いわゆる米普札を受けたあとの訓示でございます。その内容をちょっと読んでみますから、というのは、こういうことです。「自衛官は、あくまで精強でなければならぬ。これはごあいさつですから、士気を鼓舞するという意味です。いわゆる専守防衛、特に人類破壊をもたらし核兵器が出てきてからの自衛隊の行き方は攻めも守りもするといふ二面刃の刀のような軍隊でなく、相手が攻めてくればこれを果敢に排除するものでなければならぬ。いわば空手の大家のようなものだ。これは沖縄にいま問題があるだけに手結びつけないと思ひますが、そこで、先生のように軍事評論家、専門家の考え方がすると、その程度の自衛隊で沖縄の軍事基地というのはこと足りるのだからかということについてお話を承りたいと思ひます。

以上三点了。

○大浜公述人 ただいまの御質問の要点で私ははっきり理解できなかったものであります。第一点は、沖縄の復帰に関する関連法案について、琉球政府と日本政府との間に話し合いが行なわれて、それが煮詰まったのが要綱として閣議の決定を経て発表され、それが法文化されたのがいま上程された諸法案であるのだというふうに私は理解したのだが、必ずしもそうではないのじゃないかという御質問でありますか、そこをちょっと御質問をもう少しはつきりしていただきたいと思うのでございます。

○川俣委員 先生が時間がたないようでございますから、質問は一点でございます。

ああいうような形で採決されたのを、専門的のような先生の前から見ると、あの強行採決というか、暴挙というものは、どのような形で目に映ったかという質問だけでございます。

○大浜公述人 去る十七日に返還協定が強行採決で衆議院を通過したということになっておることに関する私の意見、感想を述べろという御質問のようには伺いますが、むしろ、議会の本来の運営のしかたからいえば、十分審議を尽くして、その上各政党が参加されて多数決をとるとというのが本来の姿であろう、こう思ひます。また、おそれるという方針で進めておられたのじゃないかと思ひますが、ただ、どうも、どうしても予定されておる国会の期日が十二月二十四日までになっておるので、衆議院の本案議を返還協定が通過して、参議院の議決が順調に行なわれずに議決を経ることがなくとも、衆議院の議決で国会の議決にかわる、自然成立がなるようにという構想のもとに、政府当局、自民党当局は進めておられたかと思ひますが、しかし、この特別委員会における進行の状況に判断して、どうもこのままの状況でいくと、だんだん引き延ばされて、ついに時間切れになりはしないかという気がついて、ああいう非常手段がとられたの

じゃないだろうかというふうに、外部からは観測しておるであります。日本の国会があいり形で重要議案を採決せられるということは、局外者といまして、非常に適切ななり方でありまして、非常に遺憾だという感じはするものであります。しかし、ああい措置をとらなければならぬ、強硬手段がとられなければならぬ理由がどこにあったかというところは、どうも私ら外部の者にはよく実情がわからないのであります。やはりそれなりの理由があつてあいりすることなすつたのかというようにお察しをしておるというの、ほんとうの実情であるのであります。

○室井公述人 お答えします。

私に対する御質問は、地方自治の關係でございしますが、それは先ほど公述のところすでに簡単に申し上げましたけれども、沖繩振興開発法案で、それを拝見しますと、たとえば第七條で、現在あるわが国の河川法の規定にもかかわらず、建設大臣が、県知事の申請があれば、二級河川の管理をするということになってくるわけですね。そういう趣旨は、ほば六條における道路とか八條の港湾等とみな同じです。つまり、実はこの河川法の三十九年の改正法のとときに、学界でもずいぶんこれは異論がありまして、現行法の中央政府への管理権限の集中自体が批判されておったのですけれども、それが今度の法律案ではさらに一歩進められておるという点です。それからもう一点は、五十三條にあがっている振興開発審議会の組織の問題で具体的に話しました。簡単に申しますと、沖繩県知事、沖繩県議會議長、市町村代表者、市町村議會議長の議長を代表する者等と学識経験者を、かりに全部住民自治の観点でものを考えるとしても、これが全部合わして十二名で、関係行政機関が十三人というわけで、どうも審議会の構成自体が中央政府的な決定、判断に片寄り過ぎるのじゃないかという点でございします。以上です。

○久住公述人 先ほどの御質問は、沖繩の基地に配置される予定の自衛隊で防衛の目的を達成できるとかという意味であつたかと存じます。これはいみじくもよく自衛隊と名前をつけたと思ひますが、専守防衛ということばもありませんように、日本自衛隊のワタははつきりきまつております。戦争抑止力という概念からいいますと、一國の持つ軍事力は、現在の國際政治学上の常識からいいますと、三つに分かれております。専守防衛、日本のようなのが一つと、それから外國との約束によつてこれを支援するというのが一つと、第三は、さらに発展をいたしまして、報復反撃をするというのが一つと、この三通りになっておりました。そのほかに、普遍的な軍事力といたしまして國連軍——國連軍にもいろいろな形態があります。これが別の部類として存在するわけでありまして、日本の持つておる戦争抑止力は、いま申しました三つの部類のうち最初の最も基本的なものでありまして、わが國の憲法並びにその解釈、あるいは自衛隊法等はすべてこの原則によつております。したがって、沖繩に配置されます自衛隊もこの原則によるものであります。これではたしてどうかということとは、國民もひとしく心配しておることであります。この足りないあとと部分分は、アメリカに日米安保条約によつて依存しておるというの、一部に言わせますと残念ながら、これは残念ながらというよりは、あるいは都合合にもという表現もできないことではないのであります。沖繩の現状からいいますと、この軍事援助とかあるいは報復反撃といったような部類の戦争抑止力はアメリカが分担をしておりまして、最後の戦争抑止力というのは一に國際情勢によるのでありまして、将来こういう事態が発生するような情勢でないことは、御承知のとおりであります。大体そういうことであります。

○床次委員長 都合によりまして順序を変更いたしました。中谷委員 公用地法案について、大浜先生にお尋ねをいたしたいと思ひます。公用地法案の違憲性についての私の考え方は、室井公述人、根本公述人が述べられたとおり、あるいは藤島公述人の意見とはほぼ同様であります。そこで大浜先生にお尋ねをいたしたいのは、かりに百歩譲つて、先生の立場に立つて、自衛隊が合意であるという立場に立つて、さらに百歩譲つて、自衛隊の用地の取得について、土地収用法三条三十一号の対象になり得るという立場に立つて、そんな立場に立つたとしても、この暫定使用法によつて自衛隊が沖繩において新規使用できる——米軍と自衛隊とは違ひます。新規使用できるなどということは、私は、どう考えても憲法上の疑義があると思ひます。憲法三十一條、憲法二十九條、適正な手続を欠き、そうして私権の侵害であると言わざるを得ない。先生のお立場に立つて私はどう考へても、自衛隊の新規使用というものの合理的な根拠を見出せない。この点についての高名な法律學者としての先生の御見解を承りたい。

○大浜公述人 私も法律家ではありますけれども、いまの憲法とか行政關係は私の専門外でありますので、的確な答えはできませんけれども、せんが、ああい公用地の暫定使用法という法律の必要なのは——いま沖繩は、御承知のように、憲法はじめ日本の諸法律が適用のない地域であります。だけれども、施政権が返還されればその瞬間に日本の憲法をはじめ諸法律が適用されるのであります。いまの段階では日本の国内法による、土地収用法その他の措置はとれない時期であります。これではどうしても必要な土地は立法的措置によつて、そこに間隙を生じないよう、すぐ確保ができるような法律の知恵が必要なのではないか、こう思ふのであります。本来ならば、これは個人の所有地でありまして、個々の地主と賃貸借契約を締結して使用するのが本来の筋であります。ところが、實際問題として、先ほど申し上げましたように、三万七、八千の地主と個別的に契約をしておることがとうてい間に合わないし、また所有者不明の土地もある。また所有者がはつきりして、現にいま賃料をもらつてアメリカに貸しておる土地でありまして、今度の返還後はどうも賃貸することに反対の地主もある。そういう場合を考慮されてああい法律的措置が必要であらうかと思ふのであります。はたしてそういう立法が國權の最高機關であるこの日本の国会において制定できないのかどうか。これは憲法の關係の問題があるかと思ふのですけれども、私はどうもそれは考えない、それだけの立法はできるんじゃないだろうかという考えを持ておるのであります。

○中谷委員 一点だけ、納得できかねますし、高名な法律家の先生の御意見とは思へません。三万八千人の地主がおつて複雑である。そういう事情は先生同様私も先刻承知をいたしております。なればこそ、まず最初に適用されるのは日本國憲法、その日本國憲法が適用されたその段階において憲法違反の事実が行なわれる、こんなことがあつていいのでしょうかというのが私の主張であります。すなわち、たとえば國家總動員法、軍事特別措置法、ナチスの土地収用法、さらにまた私はソビエトの土地収用法等も調べてまいりましたけれども、そのようなものについての先例を認めることができません。複雑であるから、あるいは必要であるから、國防のためには福祉なし、こんな考え方がはたして許されていいのかどうか。先生の御意見を、はなはだ恐縮でありますけれども私は法律家の御意見とは思へない。お答えをいたしたいと思ひます。

○大浜公述人 憲法をはじめ日本の諸法律が適用された後において、そういう立法をすることは不可能でありましょうが、いま申し上げましたように、いま憲法の適用外にある土地を新しく憲法の適用下に入れようという変則的事態でありますので、やはり変則的の措置がとられる、それ以外に空白状態が生じないようにして土地を確保することはできない、これが最高の政治の知恵であらう、また法律的にはそれが許されているのじゃないかというのが私の見解でありますので、これ以上は議論になりますので、見解の相違ということになろうかと思っております。

○中谷委員 質問を終わります。

見解の相違であるが、どちらの見解が正しいかをさらに先生も御勉強いただきたいと思ひます。

○床次委員長 瀬野次郎君。

○瀬野委員 藤島公述人にお尋ねいたしますが、午前中の公述で公用地暫定法案について述べられたのでありますけれども、公用地暫定法案は、米軍布令の本土持ち込みという意味になるではないかということにつきまして、この点もう少し詳細にお伺いをいたしたいと思ひます。

○藤島公述人 この公用地を暫定使用する法案が米軍の布令の国内法化ではないかという点ですが、それはいろいろな点から言えるのですが、まず第一に、現在米軍が使用している土地は、これはさつき根本公述人がお話しになりましたように、沖縄県民を収容所内に閉つておいて、その間に米軍がかつてに基地にしてしまった、そういう土地であるということです。ですから、これはそのものが軍政なんですね。軍政の性格というのはそういうものです。それを布令でもって形をつけたというのが現状だと思ひます。

今度の暫定使用法案と布令と比べてみますと、布令第二十号の二項のbで要求告知書の揭示というのがあります。これが今度の使用法案の二条の二項で、防衛施設庁長官の告示という形で出てくるわけです。それからまた布令第二十号の緊急の立ち入り占有、占領、それが今度の法案では使用権

の発生二条の一項という形で出てくるわけです。それからまた、布令の中の収用宣告書を早急に所所有者に通知をするという、まああつてもなくても同じような、そういう結果を押しつけるというやり方ですね。それは今度の法案では二条三項、つまり使用権を発生させておいてから通知をすればよいという、そういうやり方が出てくるわけですね。ですから、これは明らかに米軍布令の国内法化である。つまり、日本の法体系の中にそういう米軍のやり方を持ち込む軍国主義法案である、これは世界にも例のないファッショ法案であるというふうに言つていいと思ひます。

○瀬野委員 同じく藤島公述人に、さらにもう一点お伺いをいたしておきたいと思ひます。

在日米軍基地の二十年の期限が明年七月に切れると言われたのでございますが、この公用地法案等とどのような関連があるのかということについてでありますけれども、つまり、自衛隊の基地等強制収用法を新たに作るねらいがあるのではないかとと思われるのであります。現在立川基地の移転問題等が起つておるのであります。やがて強制収用法をかけるのではないかと住民は危惧をいたしております。こういう点についてさらに御見解を承れば幸ひであります。

○藤島公述人 現在本土では、先ほど申し上げましたけれども、自衛隊が土地を強制収用できる法律はないわけです。この間、島田施設庁長官ですが、国会で、土地収用法が使えるのだというふうにおっしゃいましたけれども、それは、さつき申しましたように、三十九年の河野国務大臣の答弁ではっきり否定されておりますし、また、現在そういうことは行なわれていないのです。にもかかわらず、今度の法案では明らかにそれが沖縄に実施されようとしているということですね。

それから、昭和二十七年七月二十六日に、全国の基地の設定のための協定が調達庁と米軍との間でつくられて現在の基地の契約というものがずつと行なわれているわけですが、来年その二十年の期限がやってくるわけです。この二十年とい

うのは、さつき言いましたように、民法からいつて二十年と判断できるということなんです。おそれるこの民法六百四四条に基づいて、日本全国の各基地で土地を返せという異議が出てくると思うのです。それに対して、沖縄でこういう特例をつくつておいて、それを本土のほうにまた適用してきて、全部の基地の収用のやり直しをやるというふうなことが考えられているのじゃないかという疑いがあるわけです。これは従来の政府のいろいろな考え方からいいますと、国際法が国内法に優先するのだということをいいますけれども、しかし、あれほど憲法の各条項に違反しているようなこういう国内法、国際法はともかく、国内法が許されてよいものかどうか、これは絶対に許されてよいものではないと思ひます。返還協定はともかく、その返還協定の第三条にすら違反しているという今度の国内法、こういうものが許されてよいわけはないと思ひます。しかし、それを沖縄を突破口にして全国に及ぼすようなことを政府はいま考えているのじゃないかと思われるわけです。これは、その意味では沖縄だけの問題ではなく、全国民の問題として考えなければいかんというふうに考えます。

○瀬野委員 それでは、公述人の都合があるそうですから、以上で質問を終わります、あとの委員に譲ります。

○床次委員長 美濃政市君。

○美濃委員 現実の問題を、二お伺いしておきたいと思ひますが、最初に大浜先生にお伺いいたします。

この今回の返還協定に伴つて、自動的に、機械的に土地を使用することが前提として必要である、こう言われたと思ひます。これについて可否は別として、いろいろお話を承りますと、アメリカとの民間外交もやられたようでありましたが、先生の考へておる感じとして、このアメリカ側の前提条件は、基地部分についてはアメリカが返還協定後使用するという、そういう条件と期待があると思ひますけれども、日本に譲渡する非軍事施設や

それらに、アメリカの国会でも附帯決議が行なわれておるようであります。そこまで介入しての前提条件というものは、先生のお感じでは、さつき前提条件として考へておるのかどうか、これをひとつ承つておきたい。

第二の問題は、私どもが行つてみて、島民の土地利用の生活実態ですね。たとえば那覇市の宅地事情、こういうものを勘案してみても、米軍基地というのはいくらにもゆつたりしておる。娯楽施設も十分とっております。沖特委員で私どももし行つたときです。これに対して先ほど質問した中谷君から、少しこれは足りないかとランパート高等弁務官に質問したら、これはアメリカの生活様式を持つてきておるのだから、絶対ぜいたくなどは考へていない、こういうことであります。ところが、自衛隊が今回駐留するということが必要であるという見解を先生はとっておりますが、この可否は私は論じません。先生の意見を土台にして聞いておるわけですから、その場合であつても、可否は別として、安易に、ああいう島民の生活実態からみれば、今度は日本の自衛隊でありますから、アメリカの駐留部隊じゃないのでありますから、ああいう土地利用を今度のような強行法律をつくつて継続して、島民の生活実態を無視して日本の自衛隊が利用するということ、は、道義的に許されないものじゃないか、政治道徳上許されないものじゃないか。

それからもう一つは、豊かな沖縄県をつくるというのであれば、アメリカから返つた軍用地は優先して産業用に、まずこれを何に使つたらいいかという判断が行なわれるべきである。日本の自衛隊そのものももし駐留するとしても、いわゆる治安出動というものはないわけでありまして、かなりへんびなところでもないわけですね。私は北海道ですが、北海道にも自衛隊はだいぶありますけれども、全部町のはずれです。私は、今回アメリカ軍から返つて、このいわゆる土地暫定法で自衛隊が使おうとしておる土地条件については、第一義

としてやはり産業用途にこれを使うという方式が立案されるべきである、豊かな沖繩県をつくるという前提に立てば、それを自衛隊用地として使うのであれば、軍事優先という島民のいかりは当然だと思ふのです。提案されておる法律の中身と豊かな沖繩県をつくるアイデアとは、法律問題は別として、全然相反しておる。全然話にならぬ。政治常識を逸脱してしまつておる、こう思ふのです、その見解をちょっと承つておきたいと思ひます。

それから、渡久山さんにお伺ひいたします。

あなたは最近の島民の感情を非常によく聞かしていただきましたが、私は、今日も沖繩の地主は、お話のありましたような方法で土地が強権使用されて、一方的な使用料が押しつけられて、精神的な、いわゆる気持ちの上で合つた合理的な契約とは考えていないわけですね。抗議する方法も手段もないし、しかたがないから、あてがいがぶちの使用料を受け取つて黙認しておるといふのが今日の姿でないか、契約というものはないと私は考へるのですが、その見解をちょっと承つておきたい。

それから、国民世論が大切なので――米原さん

○床次委員長 答弁の時間も考へて御質問ください。

○美濃委員 はい。そういうことで、私もとしては、この土地の使用条件等について、いろいろ他の参考人も言われたような次第ですから、がまんしなさいということとは、私は政治道徳から言えないわけですね。がまんしなさいと言ふ範囲のものではない。国民の財産を公用に使う場合、がまんしてくれというには限界があると思ふのです。限界は通り越してしまつておる。がまんしてくれという表現を使われる性格のものでないと思ふのです。そういう点は国民の世論としてきちつとしていきまふと、日本の国内で起きたことのない現実が起きておるわけですから、今日日本の国内であの現実をがまんしなさいと言つたらどんな

ふうになりますか、あなたも指導者ですから、その世論というものをよく知らないで、日本全体に大きな間違いを起こすんじゃないかと思ふのです。見解を承つておきたい。

○大浜公述人 御質問が的確に理解できなかったかもしれませんが、一応お答えしまして、もしも承つておりましたら重ねて聞いていただきたいと存じます。

御承知のように、沖繩は、日本の国並びに民族が最近の歴史上犯したしわ寄せの十字架を背負わされておるようなものであります。この十字架の桎梏から一日も早く解放されたい、解放したいというのが沖繩返還の願望であるわけでありますが、むろん理想的に申しますれば、やはり全面的に撤収して、そういう軍事基地のない平和な沖繩の姿に戻したいというのが私どもの願望でもあるのであります。勢頭で申し上げましたように、それは外交交渉によつて解決すべき問題であるので、幾らかこつちが希望しても、相手方が承知してくれない話がある。そこにおのずから限界がある。この限界というものは、アメリカはやはり軍事的な観点から沖繩を重視しておるわけ、現に膨大な軍事基地があるわけなので、これを即時に撤去しろということでは施政権の返還もまだんだんおくれまして。そうなつては百年河清を待つようなもので、沖繩の住民がますます困るわけなので、そこでどうしても妥協として基地は残す、そのかわり施政権だけは旧に返せ、直ちに返せということと話をまとまつておるのではないかと私は理解するのであります。

私は、アメリカに渡つてアメリカの有識者に訴へるのは、こういう角度から議論をしておるのであります。なるほど平和条約の三条に基づいてアメリカが施政権を獲得しておる。平和条約の三条が有効か無効かはいろいろ議論があるようであるけれども、たとえ有効だとしても、ああいふ施政権をアメリカが獲得する背景を考えると、これはやはり戦争の結果なんです。ということ、角度を変えて言へば、この関係は、勝者と

敗者との関係がスターティングポイントになつてゐるわけなんです、そういう観点から、日本がだんだん力をつけ、国民の自覚がだんだん高まつてくると、独立の国家として、固有の領土の一部をそのまま百万近い同胞とともに異民族の支配下に置くということは、独立国の権威に関することなんです。日本国民はこれに對して非常に屈辱感を感じ、反感を抱くことになるんだ。また、アメリカの外交政策は、御承知のように、第一次大戦のときにベルサイユ会議で、当時のウィルソン大統領が民族自決というプリンシプルを打ち出して、これがそれ以来、アメリカの伝統的外交政策の指導理念になつておるわけでありまして。また、国連憲章の前文にも、民族自決ということ強調しておる。そういう観点からいふと、どうもアメリカがああいうふうな他民族を支配しておるといふことは、アメリカの伝統的政策にも反するし、国連憲章の前文にも反するように思ふので、これはアメリカの良心がむしるやうに思ふんじゃないのか、この点、反省すべきじゃないかということ。なお、この第二次大戦の戦後終結の基本原則として、イギリスのチャーチルとアメリカのルーズベルト大統領が大西洋で会談しまして、プリンシプルを宣言しておるのではありませんか、その第一項に、英米両国はこの戦争によつて何らの拡張を考へないんだということを宣言しておるんだ。ところが、アメリカがいま沖繩にやつておることは、確かに条約に基づく施政権ということにはなるけれども、見ようによつてはこれは擬装された領土の拡張のようなことになるんだ。また、アメリカが沖繩をほしがるのは軍事的な観点からだろう。アメリカの姿勢というものは結局軍事優先にならざるを得ない。そういう姿が続くというところは非常に日本に国民に對して悪い感情、アメリカに對する感情が悪くなる。アメリカのイメージをこわすんだ。現地の沖繩の住民はなおさらのことだ。異民族の支配というものがいかに自然に反するかというところは、もう世界じゅうの植民地の独立運動を見てもわかることなんです……。

○床次委員長 御答弁は簡潔に願ひます。

○大浜公述人 やはり独立から自由へのあこがれというものは民族の本能的な欲求なんだから、だから一日も早く本来の姿に戻すべきだという角度から説いてまいつたのでありますけれども、しかし国際情勢上、とにかく基地の存続がどうしても必要だということをがんばるんで、基地の存続を認めながら施政権返還ということになつたわけでありまして、さて基地を存続するということになりますと、安保条約の適用上、日本政府が軍用地を確保してこれを提供する義務があるわけでありまして。これは、もちろん地位協定でそうなることになるんじゃないかと思ふのであります、それではいま使つておる地所を日本政府が確保して、アメリカに使わせる義務を負つておるから、これをどうするかということが問題なんでありまして、それには先ほど来議論がおりますように、日本の憲法並びに諸法律が適用のない現状において、やはり移行過程の経過措置、それから空間違法状態、プランクを生じないような行き方としては、やはり立法措置以外には考えられないのだ。

ただお話しのように、非常に基地の規模が大き過ぎるのだ、これは確かに私も思ふのであります。

なお、アメリカのシビリアンその他軍人の住宅地域と、現地の住民の住宅というものは非常に目立つ差があるわけなんです、これが非常に悪感情を与えておるので、そういう面も将来だんだん縮小の余地があるんじゃないだろうか、こう思ふのであります、決して現状が、アメリカのやつておることが正しいのだという認識をして申し上げておるわけではないのであります。

○渡久山公述人 私はこう思ひます。まず、本土の場合と比べて基地比率というのが二百二十倍、いわゆる沖繩県の一四・八%あるわけですね。これは普通の状態では取用できないわけですよ。どういふ形でやつていくか、やはりそれは武力、いわゆるアメリカの、米軍の一方的な武力による取用であつたということです。ですからこれだけの

広大な土地がある。しかし、ちょっと技術的に言いますと、たとえば布令二十号というものがあって、それで取用されたものもあります。しかし、そうでない土地も今度のA表の中に入っているというのがあるんですね。だからあのA表というのは逆に、いままで基地でなかったものが基地になるというものを含んでいるということですね。

それから、いま大浜先生も国民感情というのですか、住民感情をおっしゃったのですけれども、たとえば自分の土地をとられて、その土地は米軍のゴルフ場になっている、そして自分たちは追われていて、高い地代を払って生活をしているという実態ですね。それは全く認められないことでもあります。ですから、今度の強制収用法が非常にひどいものであるということはもう明らかなことだ、そういうふうに私は感じております。

○米原公述人　がまんしなさいと言えような範圍のものじゃないという話が出ましたけれども、これはやはり見方が二つあるわけでありまして。沖縄の地主の中の意見を私も聞きました。もうとにかく大義名分のためにはこの際私権を捨てる、がまんをするという人もあるわけでありまして。相当、何万何千名ということは申し上げられませんが、はつきりあります。少なくとも、政府がこの土地を賃借している地代をそのかわり十分に補償してくれ、それだけのことをすればがまんするのだ、とにかく施政権を返そうじゃないかという意見と、それはがまんできる範圍じゃないかという意見と、これは二つあることは私も認めます。ただしそれと同時に、一二%にわたる基地の大きさと、それと同時、私も嘉手納の空軍基地その他何回か見せていただいた上で、これはひど過ぎるという部分がないかと思えます。また、むだもありません。そういう面から考えますと、おそらくこのあと沖縄の返還が行なわれた後に一つ一つ進められる。要らぬじゃないかというものを具体的に進める。いま先ほど、ランバート長官に会われたら、アメリカのシステムだからこう仕込んであるの

だといっているところとしていられるような状態では、私は今度の施政権が返ったあとの交渉のしかたは違ってくる、こういう自信を持ってこれは進めるべきじゃないか。ですから、だんだん縮小させるのだという方向が現実論だと思われわけであり

ます。

○床次委員長　東中光雄君。

○東中委員　根本公述人にお聞きしたいのですが、先ほど来話が出ておりますけれども、いわゆるこの軍用地につきましましては、たとえばロジャーズ國務長官にしても、ジョンソン國務次官にしても、この基地をむしろ継続して維持していくために返還が必要なんだ、いわば形式的な返還で現状を維持していくということをやっているわけだ、というふうなことを言われておられるわけですが、そして、空白状態を置かないためには、継続していく必要があるからやむを得ないから、空白状態を置かないから、だからこういう立法が必要なんだ、こう言っているのですが、法律的に見て憲法上いろいろ問題がある、憲法違反の問題がある、あるいは沖縄県民に対して特別の権利制限をやるような立法を、そういう必要上、あるいはやむを得ないからといってつくられるものなのかどうか、実情を見て御意見を聞きたい、こう思うわけ

です。

室井公述人にお伺いしたいのですが、この土地強制収用法の二条一項の告示について、政府はこの告示行為は行政行為だと言っています、行政処分だと言っています。これが強制収用法の効力発生要件だとも言っているわけですね。ところが、この告示行為は一般的にこの法律が施行される前にやられるわけで、したがって、そのときには沖縄県民、沖縄地域には施政権が及んでいないわけですから、告示行為の効力は発生しないはずなんです。沖縄県民に発生しない告示行為が、これが効力発生要件だ、こういうふうなまことに解せないことを言っておるのですが、こういう立法措置、これが憲法上どういう関係になるかという点をお

伺いたいと思うわけがあります。

藤島公述人、先ほど言われました、強行採決について二重、三重の本質的な問題があるとおっしゃいましたが、あの協定委員会における採決といわれておるものが有効だとお考えになっているかどうか。それに基づく本会議でのあの採決採決、これは本質的なものだとお考えおられますか、そういう点についてどういうふうにお考えになっておられるか、お伺いしたいわけがあります。

最後に米原公述人に、膨大な基地がそのまま残るわけですね。縮小されることを期待されているようでありまして。縮小されども、特に沖縄の中部地域においては、これはひどいわけですから、そして土地も水も電力も、一番まず基地継続維持の方向へ使われたいわけですが、そういう状態の返還が沖縄県民の、あるいは沖縄の経済開発、振興という点からいって、実際重大な障害になるのじゃないか、こう思うのですが、御見解をお伺いしたい。

以上であります。

○根本公述人　現在の米軍の基地の、協定発効後の継続使用の問題の法律的效果のことでございまして、これは二つの側面があると思うのであります。

一つは、国際法の観点からこの問題を見なければならぬ。一つは、日本の国内法、すなわち憲法の観点からして、このことが許されるかどうかということが考えられなければならないのであります。

この沖縄の米軍基地を引き続いて使用していきたいというところは、アメリカとしての立場からすれば、そう考へるであらうと思ひます。しかしながら、アメリカが願望すること、アメリカの必要がすべての法的効果の上に優先するものではないというところは言うまでもありません。アメリカの要求が正当であるかどうかというところは、法の観点から見れば、やはりこれが国際法に合致する要求であるかどうかという問題になると思ひます。国際法に合致しない、法的効果に沿わない要求というものは、当然これは拒否さ

れなければいけない。日本の政府あるいは国会においても、こういう要求は拒否をしなければならぬし、また拒否をすることは国際法上の日本の国家の権利であります。日本の国権をつかさどる行政府なり、あるいは立法府なりというものは、当然国民の主権を行使することを国民から信託されているのでありますから、国際法上の権利義務の關係に従つてこの要求をなすべきであり、折衝をすべきである、こういうことになると思ひるのであります。

先ほど、いろいろアメリカがこの沖縄の基地をずっと継続していくことはやむを得ないのだ、それだから認めざるを得ないのだ、そのためにはこういう問題のある法律——問題のあるというところは皆さんも意見が一致していると思ひますが、問題のある法律もやむを得ないのだ、こういう議論でなかったかと思ひます。そのやむを得ないという前提として、一体日本の国がこういう沖縄の基地の継続というものを国際法上認めざるを得ないのかどうかということをまず問題の前提として私は考へていただきたい、こう思うわけでありまして。その点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ポツダム宣言によれば、アメリカの占領というものは、沖縄を含む日本の占領というものは、日本の軍国主義が追放され、日本に平和的、民主的な責任ある政府が樹立された場合には撤退すべきものであるという、こういう原則であります。やはりわれわれはこの沖縄問題を考へる場合に、この原則に立つて考へなければならぬ、こういうふうな思ひわけでありまして。

そういたしてみますれば……

○床次委員長　先ほどの公述があつたので、簡潔にお願いします。

○根本公述人　はい。そうしてみますれば、これは当然占領の終了、日本の講和という段階において、沖縄からアメリカ軍は撤退をしなければならぬ。したがって、軍事基地をそこに維持するという理由は全くない、こういうふうな言わざるを得ません。それから先、そういう状態がなくなっ

た上でまた話が始まるというのだった。これはまた別の問題であると思います。法律的にいえば、少なくともそういうことになると思うのであります。でありますから、この占領の終了と同時に、これを引き継いでいかなければならないという前提をまず私は捨てていただかなければいけない、こういうことになると思うのであります。

日本の憲法の立場から申しますと、これは先ほどの議論が、お話がございましたように、自衛隊の土地の問題にすら土地収用法から昭和二十六年の改正でもって消えているものですね。収用法というこれは問題のある法律でございますけれども、一定の法的な手続を要し、またその中では、国民が裁判所なりあるいは行政機関なり異議を申し立てて権利を争う、そういう機会を与えられているわけでありまして、これを全く無視して行なわれるような今度の公用地の収用法案は、これは先ほどもしばしば御意見がございましたとおり、二十九条の財産権の侵害なり、あるいは三十一条の法定手続、あるいはまた三十二条の裁判を受ける権利、こういうものを奪うものであり、また沖縄県民だけにこういう不利な法律を課すということは、憲法九十五条に表現されている国民の権利、こういうものを侵害するものであって、私は全く許されないものだ、こういうふうに考えております。

○室井公述人 お尋ねの暫定使用法律案の二条二項だと思いますが、告示、これは施政権が返還される前に施行されるというふうになっているわけですが、けれども、どうもこれは法律的には説明がつかないわけであって、単なる事実上の行為、つまり、たとえば効力発生要件としまして、あるいは停止条件つき行政決定といたしましても、そういうものが問題になるのは、行政権が及んでいる範囲内におけるものだから、及んでいない段階で告示しても、それは本土の内部では意味がありませんけれども、沖縄県については全く意味がないわけ、単なる事実行為だろう。で、これは行政行為と見るか、あるいはすでに二条一項で発生し

ている権利を具体化する法規命令たる執行命令と解するか、説が分かれましようけれども、いずれにいたしましても、施政権が返つてこない段階では、告示は法律には書いてありますけれども、法律上の効果を持つ行為、関係する行為とは思えない。つまり、だから近代法の常識で、立権国家の常識では説明ができないわけであって、お尋ねいただきました、私としてはよく説明いたしません。大学で講義いたしましたも、こういうことを聞かれたときに私はお手あげでありまして、よっぽど初めから頭を切りかえて勉強し直さなければわからないわけであって、ただ、緊急状態ということがありまして、継続性の問題はございしますが、緊急状態があるときにはかなりさまざまな緊急権の問題として問題になることかと思っておりますけれども、この法律はそういうことを別に考えていないわけであって、何らの前提要件もなく、ただ基地をつくるために、基地を使用するためにつくった法律ですから、何らの戦争状態が発生していないのに、平時法としてこういう法律をつくることは、繰返しですけれども、われわれ法律学の常識からは理解できないので、どう説明されるのか、むしろ私のほうは何というかと思っております。

○藤島公述人 強行採決の問題ですけれども、国会というものは、憲法によって、国民の主権を實現する機関として存在しているわけであって、この間の強行採決は、その国会の存在というものをみずから否定したものだと思えます。なぜかといいますと、まず沖縄選出議員の発言を封じた上で行なわれている。沖縄県民の国民主権というものはそこで完全に否定されているわけであって、大抵さんは、さつき憲法が適用されていないから何をやらせてもしょうがないよというふうなことをおっしゃいましたけれども、しかし、沖縄選出の国会議員がいるということは、憲法が適用されていない現状でも、それに準じた形で国政参加が行なわれた、そこに憲法の実現があるというふうに考えなければいかぬと思うのです。しかし、それを国会がみずから否定してしまったということでは

ね。それからまた、本土の議員たちが十分にこの返還協定を究明したかといえますと、これもろくな議論がないうちに強行採決が行なわれた。その採決された理由は何かといえますと、日米関係が優先するからというところ、あるいは参議院の自然成立をはかるためだというわけであって、つまり、国民主権の実現よりも日米関係のほうが優先しているということなんですね。こういうことを国会がやっていいわけはないのです。国会がみずから憲法を否定しているところ、に国会の意味というものは成り立たぬと思うので、それからお、佐藤首相は常に、外国から日本は……。

○床次委員長 簡潔にひとつ……。

○藤島公述人 軍国主義化しているというふうにいわれますと、日本には平和憲法がある、だから軍国主義化していないんだということをいって、ちゅう佐藤首相は言っておられる。ところが、この返還協定にせよ、それから今度の強制収用法案にせよ、これはさつき言いましたように憲法違反のかたまりである。そういうものを強行採決して、それが軍国主義化していないなんていう証拠にはならないわけですね。これは明らかな軍国主義化の証拠であるといわなければならぬと思うのです。そういうふうな根本的な問題をこの強行採決は含んでいるということを言いたいと思

います。

○米原公述人 膨大な基地というものが残っております。特に中部地区に残っております。そういうものが沖縄の県民にとってこれからの発展に障害にならないか。水、電力の問題も含めてお話がありましたが、この電力や水の問題は、私は発電船で発電している現状その他見ましたときに、もうああいふものはスクラップにしていってもやむを得ぬ。もう九州電力その他、東京電力になるかもしませんが、新しい施設をしていく時期にこれは来ているように思いました。ですからこれは施設とし

てやっていける。それから水にしても、これは施設さえつくればやっていけるという機能があります。ただ、おっしゃるやうにこの膨大な基地が迷惑がからぬかと言われると、沖縄という地域がたいへん細長い地域であります。南北のいわゆる幹線の鉄道をつけたらあるいは道路をつけようと思えますと、どうしてもこの問題が障害になつてくる。当然そういうことについては、この問題として私はいまの御質問に対して障害が全然ないとは申し上げません。したがって、少なくともこういつた沖縄の総合開発を進める上には、施政権を持った上で堂々と渡り合つて、これはこういう事情でこう要るんだというところで、あなたの土地は余っているのだからというところで話をしたいければ、何でもこれは始末がつきそう。そういう面から、私は施政権を早く返還して、一刻も早く一護と那覇の間がそれから十年前に比べて倍以上も時間がかりました。私は車で三時間近くかかりました。十年前には一時間ちょっとで行きました。そんなにめちゃくちゃになつてい

る沖縄というものを知らぬときに、何とか幹線道路なりハイウェイをつけてあげなければいけないという気持ちも、この総合開発の中には考えざるを得ないと思ひました。そういう面でも早く施政権を返還した上で、直ちにそういうものに着手すべきであるという考え方に立つものであります。

○床次委員長 これにて公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位には、御多用中、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。

以上をもちまして、公聴会は終了いたしました。

次回は、明九日午後一時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十六分散会